

第三十八回 参議院農林水産委員会會議録第五十五号

昭和三十六年六月六日(火曜日)
午前十一時一分開会

委員の異動

六月五日委員亀田得治君辞任につき、その補欠として大森創造君を議長において指名した。
本日委員戸叶武君辞任につき、その補欠として阿部竹松君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 藤野 繁雄君
理事 秋山俊一郎君
櫻井 志郎君
北村 暢君
東 隆君
森 八三君

委員

植垣弥一郎君
岡村文四郎君
河野 謙三君
重政 庸徳君
田中 啓一君
高橋 衛君
仲原 善一君
堀本 宜実君
阿部 竹松君
清澤 俊英君
安田 敏雄君
棚橋 小虎君
千田 正君
北條 尚八君

政府委員

農林政務次官 井原 岸高君

農林省農林経済 坂村 吉正君
局長
農林省畜産局長 安田善一郎君
水産庁長官 西村健次郎君
事務局側
常任委員会専門 安楽城敏男君

本日の会議に付した案件

- 理事の補欠互選の件
- 魚価安定基金法案(内閣提出、衆議院送付)
- 漁業生産調整組合法案(内閣提出、衆議院送付)
- 農林中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)
- 農業近代化資金助成法案(内閣送付、予備審査)
- 農業信用基金協合法案(内閣送付、予備審査)

○委員長(藤野繁雄君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。五日、亀田得治君が辞任され、その補欠として大森創造君が選任されました。

○委員長(藤野繁雄君) この際、理事補欠互選についてお諮りいたします。委員の異動に伴い理事が欠員となっております。よって、理事の補欠互選を成規の手続を省略して、便宜委員長から指名することに御異議ございませんか。

〔異議なしと稱する者あり〕

○委員長(藤野繁雄君) 御異議ないと認めます。よって、委員長は理事に北村暢君を指名いたします。

村暢君を指名いたします。

○委員長(藤野繁雄君) 魚価安定基金法案(閣法第七四号)、漁業生産調整組合法案(閣法第七五号)、以上、いずれも衆議院送付の二法案を一括議題といたします。

両案に対し御質疑のおありの方は、順次御発言をお願いいたします。

○清澤俊英君 これは農林大臣からお伺いした方がよいと思っております。また、西村さんからもよくわかるようにしていただきたいのであります。この二法案は、農業基本法を中心として作られたのか、あるいは先般ここであげました漁期の延長の法案等と同じように、いずれ根本的に漁業問題について基本法も出す、こういうようなことを農林大臣も言うておられるのでありますから、その際またこの二法案を中心にして変更するという暫定的なものであるかどうか。これをまず中心で、いろいろお伺いする筋も違ってくると思っております。

○政府委員(西村健次郎君) 漁業につきましてはこの基本法の問題、これは農林大臣がこの前御答弁であったと思っておりますけれども、これは漁業の制度については漁業法、あるいは団体制度については水産業協同組合法、こういうものと関連しまして、あるいは沿岸漁業の振興、いろいろ法律の名前はともあれ、今後の漁業の向こうべき方向について、いずれ次の機会においてこれらについて提案は必至とわれわれは考えて

おるわけでございます。ただしからば、この二つの法案が暫定的なものかと申しますと、実はこれはこの法案にありましますと、大衆的多量性魚類のいわゆる大漁貧乏というものを防ぐ、こういう趣旨のものでございまして、全般的な体系ができました場合には、それを発揮すべきものである、そういう意味におきまして、とりあえずという意図として、今後においてもやはり大漁貧乏というものを防いで参る。もちろん今後これを中心の軸としましてもっと発展すべき必要はあると思っております。まあそういうふうな御了解願いたいと思っております。

○清澤俊英君 それでこの補足説明等にもありますように暫定的だと思われ一地区に集まる魚の値下がりやを防ぐと、こういう形をとっているのですけれども、水産漁業調査報告書ですが、答申書か、などを見ますと、やはりこういう大衆魚についてもこれから先、漁獲に対しては相当考えなきやならぬ。魚族の保存という考えを考へなきやならぬという考えを答申してあると思うのですが、そういうものが一つもこれには片鱗も認められない、片鱗も認めないです。そこで先般も西村さんおいてはなかつたけれども、ちょうど大臣が御答弁されたとき、サンマの約二十センチですか、十五センチぐらいの、ちょうど万年筆ぐらいの目刺しのようなものを現在市販

やつておられるのです。そういうことをやつておりましたら、将来私はまたニシンの二の舞を踏むようなことになりやしないか、こういうようなことも考えられる。そういうものが、何らかの感しないのです。それでほんとうの漁業の調整というものを考えるならば、そういう面からもやはり何か盛られなければならぬ。こういうことを考えますので、そういうお伺いをしたのですが、そういう点に対するものは、これからの基本法という名前ではなくとも、漁業に対する根本的な対策を立てられるときそういうものは考慮していかれるのかどうか。

○政府委員(西村健次郎君) ただいま清澤委員の御指摘になりました点は、実は漁業制度調査会の審議におきましても議論となった点でございます。これはこれで魚価安定というための生産調整組合、こういうものは必要だと、しかし、また別に資源保護なりあるいは他の漁業との調整をはかるためのそういう調整をするような自主的組織も必要ではないか、こういうことが問題として提起されて、ずいぶん議論されました。私もその必要の必要性を感じておるわけでございます。その点につきましても、あるいはそういう場合でやろうか、あるいは従来のような取締規則でやるか、いろいろ態様によって違ふかと思ひます。これはぜひ今後考えて参りたい。しかし、そういうものができましては、これは要らなくなるものではないか、これは要らぬはこれで必要だ。しかし、今清澤委

員のおっしゃる点は確かにそういう点
がございます。ただサンマにつきま
しては、現在までのところ科学者の見解
によれば資源的には心配ない、今御指
摘の点は、せつかく大きくなるもの
を、小さくするのは資源の利用上、
これは好ましいことじゃないかな
いというところは確かに言える。これは
漁期等も今調整しておりますが、ある
いはそういう点あまり小さいサンマが
取れる、ただこれは科学者に言わせれ
ば群が別の群だという議論もあります
けれどもそういう点であれば、その
漁期等によってそこをもっと大きくし
て取るというふうなことが考えられ
る。こういうふうな思ひをしております。

○清澤俊英君 ただそれを中心にし
ましてだんだんと漁業の方式が大型船に
なり、遠くまで出て回遊魚をみんな
取ってしまうというふうなことで、沿
岸漁民との問題等もお伺いしたいで
すけれども、きょうはそういうことを一
切抜きにして、この大漁食を中心
にした価格の点と、それからいま一つ私
どもが重大に見ておりますのは、第十
八条にありますが規定がどういふもの
であるか、これに非常な重点を置いてこ
れからお伺いしたいと思ひますが、十
八条は「組合の組合員は、調整規程に
従ひその漁業生産活動を制限するに当
たつては、その従業者に不利益を及ぼ
すことがないよう努めなければならない
こと」とあります。こうなっているの
ですがね、これは厳格に水産当局の皆
さんが本調整法案を作られるとき、船
の乗組員を擁護した一つの条項である
と私も考えておる。従ひまして、
これはあるいは陸揚げ制限をする
か、運搬制限をやるとか、あるいは全

般的な漁獲という言葉を使っておりま
すが、漁獲の制限をするとか、こうい
うような場合に、漁獲の場合にはどう
も補償は出ないようでありまして、補
償の出るような場合、あるいは補償の
出ないような場合における漁業生産活
動を制限するにあつては、その漁業
者の賃金に及ぼすようなことがあつて
はならない、こう私は読みかえておる
のであります。その解釈してよろ
しゅうございしますか。

○政府委員(西村健次郎君) この十八
条の趣旨は、ここに書いてありますよ
うに、要するにいろいろなそれは犠牲
と申しますかいろいろなる、その
場合にその犠牲をこうする組合員とい
うのは、いわゆる船主でございます。
船主が乗組員にしわ寄せすることがな
いようにやる。もうと具体的に申しま
すと、たとえば生産調整組合から給料
補償、陸揚げ制限で出た場合に、
その配分の方法等が具体的に問題にな
ると思ひます。これはしかし具体的に
問題としてここで法定するわけにも
きませんので、強行するわけには参ら
ない。従つてここで一応十八条では訓
示規定で趣旨をはつきりしておるわけ
です。この精神にのつておるわけ
で、具体的な場合については、乗組員に
しわ寄せがないようにといいことは、
これにははつきりしたわけておるわ
けでございます。

○清澤俊英君 そこでそれが重大なん
です。今のお話が重大なので、組合は、
調整組合が加入の協同組合もしくは個
人も入つておるのです。そういうもの
の組合員に対して調整補償金を出し
ていく、これはその中には従業者と
経営者と、こう二つに分かれる、持つて

いったものが、これはこういう操作に
よつてこれだけの経費が損害あるか
ら、こういうことで組合に渡される、
協同組合に渡される、もしくは制圧を
受けた個人の船に渡される、こうなり
ますと、船主の方では場合によりまし
と、これはおれがもつたんだ、おれ
がもつたんだといふことで、なかなか
か労働者の補償といふものは完全な
のがいかなのです。これが実例なん
です。われわれが長い間経験してあり
ますこと、農地などの関係上、たまた
ま地主と小作の関係がある。農地の買
い上げがあつて補償が出る場合には、
大体表面に立つて交渉をするものは地
主なんです。だからそこに鉄道なら鉄
道、あるいは工場なら工場の方から幾
らの補償として、当然離職する小作
人の補償も区別して渡されてあるけれ
ども、実際問題として、これを分ける
ときはもうぐちゃぐちゃになつてし
まつて、そして補償のほんとうに入り
用な労働者の、農民の補償というよう
なもののは消えてしまふのです。だから
それは非常な懸念であり不安である。
従ひまして多くの従業者がこの規定を
中心にして、この補償を出すときの、
損害補償をするときの区分について
はつきりしてもらいたい、こういうこ
とを言うのです。

○政府委員(西村健次郎君) この規定
は、全く今清澤委員の御指摘の点の懸
念がありますので、私もわざわざこ
の規定を入れました。具体的な場合に
はこの規定に基づきまして、強くこ
の点は指導して参る。法律的にこれは
組合員は漁業経営者ですから、経営者
について渡されるものである。しか
し、それが全部経営者のふところに入

ることのないように、この規定によつ
て強く指導して参る。ただ具体的な問
題としてはいろいろございします。
○清澤俊英君 それじゃあ、ちよつと
やはり危険性があるのです。全部ふと
ころに入れるようなことはない、嚴重
に警告してやると申しまして、これ
ははつきり区別して渡さないと問題が
生ずるのです。これは労働者の賃金で
ありますから、当然それは全額補償す
ることはあたりまえの話です。ところ
がなかなかそう参らないで、その一部
だけを渡してやる、こういう形がもう
始終残されるのです。だから、われわ
れの要求することは、どうしても渡さ
れて参りますのには、どうしても渡さ
れるとき、これは労働者の賃金として
補償するのだ、この部分は経営者のい
わゆる漁業者のその損害である、こ
れを区別してはつきりしたものに
お渡しを願ひたい、こういうことなん
です。

○政府委員(西村健次郎君) 清澤委員
のおっしゃる趣旨はよくわかるので
ございしますが、私もこれを具体的に問
題では、陸揚げ制限をしますけれど
も、いずれそれは水揚げされるわけ
です。水揚げの金額にこの金額をプラス
して、それから大仲経費を引いて、あ
と配分する、だから船主だけが取る
といふことは絶対に得ないといふふう
に考えているのです。大仲経費とい
うのは油……。

ので、直接経費ですね。それを取つて
あとで幾対幾つで、これは船主とあれ
の契約でそういう分け方を今賃金、こ
れは歩合制ですから、その場合におい
てその比率でやる。従つて、補償金も
当然水揚げと同じように分けられる、
これは補償される、こういうことで
す。

○清澤俊英君 水揚げと同じように分
けられるといふのはおかしいじゃない
ですか。水揚げを制限したのだから、
制限して、そこに損害が生じたのだから、
そうすると停船なら停船している
でしよう。そうしてかりに漁民は陸へ
上がつちまつた、こういうような場合
がありまして場合に、何もお前仕事を
しておらんのだから、やらんでいい
じゃないか、おれの方はこういうこと
をやつていて、これだけの損害があつ
たのだからといふような問題が出て参
りましたときは、これは一体どう解釈
していくのですか。

○政府委員(西村健次郎君) 実はこの
陸揚げ制限というものは、乗組員が陸へ
上がったやつて、船はやめてしまふと
いふようなことは、生産調整組合で予
定してないわけなんです。たとえば、こ
の港に陸揚げする場合、その日は非常
にこんでいる、それで漁師が暴落する
という場合、一日待て二日待てといふ
場合、それによつてこうする損害を補
償するわけです。いずれその漁獲物は
水揚げされるわけです。それにプラス
して要するに値下がりというところ
あります。二日なら二日陸止めをし
たことに伴う損害を補償する、こうい
う救済をするわけです。これは当然乗
組員が陸へ上がったやつちやうといふ
ことは考えていないわけです。

○清澤俊英君 どうも実際がわからんから、勘定がなかなか私にはのみ込みでないで、だからそう幾ら何しませんでした、複雑な漁獲分けをやりますね。歩合分けをやるような場合、なかなか賃金計算で出すというようにも無理だと思ひますけれども、少なくともこれをやる時には、親切にこれは労働者の賃金分としてということをはっきりたてて渡されるか渡されないか、それでいいです。

○政府委員(西村健次郎君) 具体的な額として出ました場合に、その部分の幾ら部分が乗組員にいくかというようなことは、おそらく額としてもはつきりその場合は出ると思ひます。従つてはつきり出るように指導して、それは乗組員にいくと、こういうふうに指導して参ります。

○清澤俊英君 もうこれでやめます。わからんことを幾ら言い合つてみたつて仕方がないから。そこで、問題として一つ残したいことは、もし、分け前の額において、非常な労働者の方に正当な不満があったとしたならば、これに対する何か抗告規定ですか、あなたの方のところにこういうふうな分け合いで歩合分けではなはだわれわれは不当な不利益を受けている、こういう場合に限り取り扱ひ何らかの規定が政令を一つ入れていただませんか。これは絶対必要だと思ひます。

○政府委員(西村健次郎君) 私どもとしては、先ほどからる清澤委員の御指摘されるような点があつちやいけないので、わざわざこの規定を入れたわけでございます。まあ法律的に見ますと、この規定自身もいろいろ文句が出るかも知れませんが、あえてこの

規定を入れた趣旨は、全く清澤委員のおっしゃつた通りでございます。私どももいたしましては、組合に対する指導ということでは、この十八条の規定がいささかも曲げられることのないように強く指導して参りたいと思つております。

○清澤俊英君 だから私は初めから、あなたの方の意向というものは十八条で出ているのだと、ところが、ただまあこれを見ますと、「組合の組合員は、調整規程に従いその漁業生産活動を制限するに当たつては、その従業者にと、こういうふうなうたつてあるのですから、これは労働者の一つの保護規定だと非常に感謝しているのです。だからこれを生かしていく上にはいろいろお伺ひしてみても、普通の賃金状態とは違ひるので、私もどこではつきりした線を出すわけにいかないから、ここでお願いしてお願ひするのです。これはだから大臣がおられれば一番いいのです。お願いしたいことは、政令等を出される場合に、いずれ政令も出るだろうと思ひます。その中にもし漁業者が十八条の取り扱ひ上の不満が生じた場合、その正当な理由を付して農林大臣にこれを訴えることができるという一項ぐらいは何か一つ考へていただけるかいただけないか。

○政府委員(西村健次郎君) 法律的な問題になりますけれども、政令よりこの法律の十八条自体が非常に法律ですから一番強いと思ひます。この規定に従つて直接これはけしからぬじゃないかというふうなことがありました場合には、当然われわれとしましては、取り上げまして事実を究明して、強力に指導して参りたい、これは政令より法律そのものでございます。

○東隆君 今の十八条の関連なんです、御承知のように歩合制度になつておりますが、それでいろいろな場合に問題が起きてくることは、今清澤委員のおっしゃる通りだろうと思ひます。そこで、あり得べき状態のものを一応お考へになつてその場合における配分の考へ方を明示するとか、そういうふうなことはできませんか。

○政府委員(西村健次郎君) 仰せのようにはまあ歩合制もいろいろありますし、また固定給と歩合制とかみ合ひせもあり得ますので、いろいろな場合がありまして、今御指摘の点につきましては、この法律の施行にあたりましては、その組合員に対してあり得べき状態を考へて、この場合にはこうだというふうなことは至急ぜひそういうことにやつていきたい、こういうふうに考へております。

○清澤俊英君 それではこの問題はこれで打ち切りまして、できますれば散会後委員長が中心になつて附帯決議が何か少しはつきりしたものについて相談をお願いしたいと思います。それを委員長にお願ひしてこの十八条の問題はやめます。

次に価格の問題でございます。先般千田さんが高橋さんに、大体安定価格として安定させる価格の線はどれぐらいだということを考へておられるか、こういう質問をせられたと思ひます。そういう質問とその価格は大体十円四角ぐらい考へておる、こういう御答弁でありました。そこでその前に漁政部長であつたかあるいは漁政課のお方に、このあなたの方から出ている参考資料の十一ページにあります資料

のうちで、大体トン数ですか、船の大きさに従つた形における平均生産価格というものを伺ひしたのですが、それで参りますと、大体が私の資料をきよ忘れてきましてので詳しいことは申し上げられませんが、大体十三円四角ぐらいになつてゐるかと思ひます。十三円というお答であつたかと思ひます。平均の価格が、そうするとすでに安定しようと思へておられる価格は十円、この資料によつて出ました生産価格は十三円、そうすると非常に低い線で安定しようと思へておられるが、これはちよつとおかしいのじゃないか、こういうことが考へられるのです。

○政府委員(西村健次郎君) 確かに「さんま漁業経営費」、これはこの前お断りしたと思ひますけれども、たしか三十八隻に通じてやつたものですから、もう一度われわれとしては検討しなくちゃいけない要素があると思ひます。たとえば五十トンないし百トンというところは非常に高い、百トン以上がまた安くなつてゐるというふうなコスト計算になつております。この点は全体として三十三円というのには、キログラム当たりコスト計算からしますと、一応この数字だとそうなる。しかし御承知のようにサンマ漁船というのは、取つてきた漁獲物が全部かすになるわけではございませんので、かすは全体としての二〇〇程度である。平均しまして多いときでもそういうことでございまして、全体の価格レベル、これはもつと上位にあるわけでございます。かすとしましては大体キロ当たり十一円のベースにおいては、この目的は達するということで、必ずしもこの

生産費と直接には結びつきません。そういうことでございまして。

○清澤俊英君 これは非常に問題になつてゐるのではないですか。せつかく価格を安定しようという意図せられるものが、もうかすであることが間違いないかという議論が相当あるのです。これは結局すれば中小漁業者の経営の安定を欠くことになりはしないか、一番最低の価格で押えていくのです。しかも今西村さんが言われる通り平均の価格は十三円である。〇トンから十トンはこれは不明な点ですね。生産費は不明だ。そしてこれはまあ除外せられてある。いすれごく零細な沿岸漁民のことを指しているのだらうと思ひますが、そこで十トンから三十トンは十円三十銭でありますから、これは少しばかり間に合ひする、十一円でも、三十トンから五十トンは十二円、五十トンから百トンは十六円五十銭で非常に損害で、それから百トンから二百トンに至りましては十三円二十銭でこれも損、大体が損の線で安定しようというところはこれは無理な話であり、しかも約一割ぐらいのものを少しばかりめんどろみたらからといって、ほんとうの全体の上の安定ができるかどうか、これは非常な疑問の多いところだと思ひます。

○政府委員(西村健次郎君) その点は先ほど申し上げましたようにサンマ漁船が取つてきた漁獲物を全部かすにするというところであれば、なるほどそういう議論も立つと思ひますけれども、漁獲物のわずかに二〇%、一番多くても三〇%がかすになるわけでありまして、あとのものは加工あるいはひらきとか、冷凍とか、カン詰、あるいは鮮魚

で出荷する、この価格ははるかに高いわけであります。全体として見れば、これはそんな低位にはならない。ずつと上とのところにく、手取りは、こういふことになるわけであります。全部をかくで処理している漁船がかりにあれば、それは仰せのようなことがあると思ひます。そういう事実はございませぬし、ごく一部でございませぬ。各漁船の漁獲物の二割ないし三割にすぎない、こういうことでございませぬので、その点は仰せのような御心配はない、こう考へます。

○清澤俊英君 そすると、こんなめんどろなことをやつて、魚価の安定とか何とかということがあるのか、いかになるのですね。ただわずかなものがかすになるのだから、かすのところだけが値が下がる、悪いから、こういうような御説明だ、今のお話ならば、このかすを一つの値をささえることによつて、私どもの解釈しているところでは、鮮魚の値段なり、あるいは加工物の値段なりの値下がりを押えて、そしてそれによつて安定価格に必然的に入つていく、こういう形を考へております。ところが、このことは、もう鮮魚その他の加工の値段は別だ、こういう御説明は納得がいけない。

○政府委員(西村健次郎君) 別だといふことをはつきり申し上げたわけじゃございませぬ。手取りとして見ればと、いふことを申し上げたのであります。同じ表にもありますように、やはり大漁で揚がった場合に非常に値下がりをして、ごく時期的に非常に下がる。それを防ぐ、こういうことでございませぬ。その魚価安定の目的はそこに、多量性大衆魚についてはあるわけであり

ます。それを防げば、非常に高い時期もありませぬから、全体として相当にいいところにくのじゃないか。べらぼうないわゆる大漁食といふことをほり出すといふことはできるだけやめようじゃないか。それは生産調整あるいは十一円をベースとして調整、保管したものに、保管料なり、金利を補助する、こういうことになるわけでありませぬ。

○清澤俊英君 その点は私はあまり納得はできませんけれども、どうも何か割り切れないものがあります。一番最低の線、お説によれば、ごくわずかの魚かすの値段だけをささえていこう、こういふ考へで、はたしてそれだけの効果があるか。効果として認められるのは、結局すれば、魚価の最低線が大体さきとさういふわけですね。十一円くらいのところを押えろといふわけですから、損のところで押えろといふわけですから、そうすると、そこには非常な魚価の標準に対して無理ができています。これはいづれは鮮魚やいろいろなものに回つていくのでありますから、無理が通じていくのじゃないか。その無理がずつと及ぼしていくのじゃないか、こういうことが考へられるので、私は少なくとも十三円以下くらいには下げないのだ。これが魚かすにいくといくまいと、一応はこれを何らかの方法をもつて、冷蔵するなり、何なりして、価格の安定を期するといふのが、ほんとうのやり方じゃないかと思ひます。

○政府委員(西村健次郎君) 全体としての流通改善のために、あるいは冷蔵庫の施設を拡充する。あるいは取引機構を改善するとか、いろいろなやるべきことは多々ございませぬし、われわれの方として今後強く進めて参りました。その方向はあくまで基本的なものとしまして、サシマ等の多量性大衆魚につきましては、ごく短期間についてはそういう事態ができるわけですね。それを防ぐ必要がある。値段につきましても最低じゃないかといふお話でございませぬけれども、まあお手元へお配りしました資料にもありますように、同地的に、あるいは局時的と申しますか、ある時間には七円とか九円という値段も出ております。それはもうやめようじゃないか、それを十一円より下げないようにはしよう。それを取り扱はるべき、全体としての漁業者の手取りは相当いいところにく、そういうふうな考へております。

すから、その点は十分考へておられるとは思ひますが、それであればあるほど、魚かすの安定標準価格として、現に生産費を割つていふものを中心にするという打ち出し方をとられることは間違ひじゃないか。こういうふうには考へるのです。

○政府委員(西村健次郎君) 全体としての流通改善のために、あるいは冷蔵庫の施設を拡充する。あるいは取引機構を改善するとか、いろいろなやるべきことは多々ございませぬし、われわれの方として今後強く進めて参りました。その方向はあくまで基本的なものとしまして、サシマ等の多量性大衆魚につきましては、ごく短期間についてはそういう事態ができるわけですね。それを防ぐ必要がある。値段につきましても最低じゃないかといふお話でございませぬけれども、まあお手元へお配りしました資料にもありますように、同地的に、あるいは局時的と申しますか、ある時間には七円とか九円という値段も出ております。それはもうやめようじゃないか、それを十一円より下げないようにはしよう。それを取り扱はるべき、全体としての漁業者の手取りは相当いいところにく、そういうふうな考へております。

○清澤俊英君 大体、水産年鑑が何か、そういうものに出ているといふので、私の間ちよつとほかの方で見たのであります。それにあります、最近の漁獲のうちで、鮮魚として回る分はだんだん減つてきているんですね。鮮魚として消費せられるものは、市場の比率が下がつてきて、加工の方

がだんだん率が増えてきています。何か全体の漁業の中の五割くらいが鮮魚に回つていふ。だが海草とかそういうようなものをまぜると、鮮魚用が大体一二割くらいに今なつていふと思ひます。これは実際は魚屋の店頭で冷凍品等を解凍して、そして鮮魚としたようなものもまぜて一二割くらい。あとは大体加工に回つていふ。こういうことをいわれるのです。そういう場合に、この漁業調整組合から見ますと、その加工業者が、調整組合に入つていふ加工業者と漁業生産者といふものは、おそらくは原料を中心にして相対立した関係にあるのじゃないか。これは普通の常識だと思ひます。そこでまあ普通の常識ですが、最近におきましては、漁業協同組合等が加工業にも乗り出しているのではありませんか、お伺ひしたいのは、大体そういう加工と称せられるうち、練り物、カン詰、塩乾魚といふようないろいろなものがありましようが、このうちで漁民が現に取り扱ひ干魚などは、大体漁民がやるのじゃないかと思ひます。漁民がやつていくのじゃないかと思ひます。

○政府委員(西村健次郎君) 御質問の趣旨が、一体魚の加工と鮮魚の割合とかそういうものという御質問か、あるいは協同組合でやるのか加工業者がやるのかという……。

○清澤俊英君 いま一度はつきり整理して申し上げますが、大体漁獲量のうち鮮魚として売られるもの、これは何パーセントになつていふか。

○政府委員(西村健次郎君) 私どもの方の今ここに持つております表では、鮮魚と冷凍魚が一緒になつております。しかしそれによりますと昭和三十三年が二七・七、これは昭和二十七年が四九・九でありましたものが、果年パーセントが減つておる。しかもこの鮮魚と冷凍魚のうち、冷凍魚のパーセントがほとんどふえておる。私には思ひます。そうするとこの減り分よりもつと多くの分が鮮魚としての消費が減つておる、こういうふうな考へております。われわれの方が鮮魚と冷凍をなせ一緒にしたかと思ひますと、これは結局最終的な消費において、鮮魚と同じような扱いをする。たとえば東京の消費地の市場で取引される際とか、小売商ではこれは鮮魚と冷凍魚と一緒に取り扱はれるという関係で一緒にしてあります。ただ、今申し上げましたように鮮魚のパーセントは非常に減つておる、こういうことははつきり申し上げられると思ひます。ただ、魚種によつてこの程度が非常に違つております。

○清澤俊英君 そりますと、全体の加工でなく、サシマ等の大衆魚の加工を漁業協同組合等がやつておるもの

と、それから他の資本です、漁業者にあらざるものの資本によつてやつてゐるものの比率はどんな割合になつておられますか。

○政府委員(西村健次郎君) サンマに例をとりますと、サンマの加工と申しますのはひらきでございまして、ひらきとあるいは冷凍、カン詰、それから、いろいろなあるわけでございます。このパーセンテージはいろいろございまして、それを生産者の団体でやつてゐるか、あるいは加工業者か、これは土地によつて非常に違ひまして、たとえば青森県あたりは、このサンマについての加工はもっぱら加工業者がやつてゐる。それから岩手県あたりは、漁業協同組合の共同加工というよりな格好になつております。これは漁業の形態によつても、大型の漁船なんかの場合においては、おそらくこれは加工業者の専門になるんじゃないかと思ひます。漁獲物が大量に上がるから。ことにサンマについては、そういう例がございまして。いろいろ協同組合の共同加工と申しまして、そこに従業員を雇つてやつてゐるという例が多いと思ひます。それからなお、その冷凍魚についても、また時期によりまして今度ひらきにすると、いろいろな形態もありまして。もちろんカン詰等は、これはもう明らかにカン詰の企業者がやつてゐるわけでございます。

○清澤俊英君 その資料を西村さんあとで、次回でもいいですからいづれちょうだいしたいんですが、それは中央卸売市場法の審議の際に非常に重要性をもつと思ひますので、ちょっとこまかいのをちょうだいしておきたいと思ひます。

そこで、今問題になつてゐる資料でわかつてゐることは、この調整組合は中に利害の相対立する中小加工業者を入れて、そうしてそれが調整をやろうという事になれば、加工業者としては安い魚を買つて加工に移すということが、これが本来の姿ですよ。そういうことを願ふことは、これは加工業者として当然な考え方だろふと思ひます。そういうものが中へ入つて調整する、その調整価格もかすを作るために、生産割れのもので大体標準になつていく。これじゃあほんとうに大漁貧乏をなくすという価格安定の本質に、矛盾があるんじゃないか、そういうやり方をしておつたならば、中小漁業者は、これはだんだん経営が困難になるんじゃないか、こういう議論が相当起きていると思ふのです。私も聞いてゐるのです。この点がもつとほつきりわかるように説明していただきたいと思ふのです。

○政府委員(西村健次郎君) 漁業生産調整組合には加工業者は入れません。むしろこの生産調整組合は、加工業者の団体と団体協約を結ぶというふうなことを予想してゐるわけでございます。で、不当な値段で買ひたきなんかやつてもらはないように、魚価安定基金の方の出資者として加工業者も入るようになしよ。これは主としてかすの生産者、これはこれらの加工業者というものととの関係が円滑にいかれることが望ましい。それから魚価の不当にフラクチュエートする、非常にフラクチュエートするということは、加工業者としても決して得じゃない、こういうことで魚価安定基金の方の出資者として加工業者も含めよう、こういうことで

○政府委員(西村健次郎君) 御承知の通りに、この魚価安定に対する活動は、漁業生産調整組合、これが生産の面を担当する。それからそのできたかす等の保管というものは、これは加工業者なり、あるいは漁業生産者の段階です。これらの補助金なり、そういうものを魚価安定基金が出す、こういうことになつております。魚価安定基金を出す場合に、かすを保管する場合、価格十一円以上で買つたものを保管する場合に出す。魚価安定基金の業務につきましましては、業務方法書を農林大臣が認可をいたしまして、それによつて十分御懸念の点はないように運用していただく、こういうふうな考へております。

○清澤俊英君 間違ひしました。基金の方には入つてゐます。金を出して入つてゐる、非常に発言権を持つてゐると思ひます。これはそう考へてゐるのだが、またそう考へてゐる人も非常に多いんです。そういう場合に、さつき言ひましたように、十一円というやうな価格割りの線で考へておられることがどうもおかしいんじゃないか、こういうことをわれわれは考へられるのです。

○政府委員(西村健次郎君) 御承知の通りに、この魚価安定に対する活動は、漁業生産調整組合、これが生産の面を担当する。それからそのできたかす等の保管というものは、これは加工業者なり、あるいは漁業生産者の段階です。これらの補助金なり、そういうものを魚価安定基金が出す、こういうことになつております。魚価安定基金を出す場合に、かすを保管する場合、価格十一円以上で買つたものを保管する場合に出す。魚価安定基金の業務につきましましては、業務方法書を農林大臣が認可をいたしまして、それによつて十分御懸念の点はないように運用していただく、こういうふうな考へております。

○清澤俊英君 まあもうこれくらいで大体でやめますが、ただ一言申し上げておきたいのは、こうやつていろいろ突きつめていきましたと、鮮魚は冷凍をまけて、だんだん減つてきてゐる。あなたの方の水産年鑑によれば、冷凍まけて店頭売りのものが一五%くらいが考へられる。三十五年では一二・四%

だと、鮮魚はこうすつと下がつてきてゐるのです。大体あと加工だと思つてもいいんです。魚かすまでまぜれば、そうしますと、鮮魚というものを取り扱ひ上には、非常な楽な形ができているのじゃないかと思ふ。冷凍や冷蔵と進んで参りますれば、鮮魚価格を押えていく上には、非常な楽な形ができきてゐるのじゃないかと思ふ。こうした場合に、いづれ中央市場法の審議の際に、われわれが一番大きな問題にしたいのは、鮮魚は大体の価格標準は、鮮度が非常に重要な度合いを持つと思ふのです。鮮度、魚の鮮度、同じサンマを持つてきまして、

サバをもつてきても、冷凍のサバと、すぐ浜から上がったばかりのサバと、しつぽをもつてもびんとして立つやうな魚とはもう価格は非常な違ひを持つと思ふ。そういう場合に、一般の野菜や、果実や、そういうものと同じように、一応中央市場へ集まつて、それから地方市場へ回るといふような場合は、これは十分考へなければならぬ。そうしますと、中央市場法等を制定するときに、鮮魚に限つては、地方市場をもつと充実させて、そうして水揚げ地からすぐ直接最近はどうな自動車でもできるんですから、冷蔵自動車でも何でも作つて、どんどん送り出したらどうか。これは現在やつてゐる業者も、これを要望してゐるし、またこういうやり方が古来からの私は魚の取引の実情じゃなかつたかと思ふんです。浜で取れましたものを遠くの東京までなんていうことは考へなかつた。その地方で分散して、いわゆるすげこというものが肩にかついで、分散してやつてゐたものが一つの形です。そういう

ものが逐次発達してきた。最近では地方市場へ、遠くへ出す。それが非常に弱い、あやふやなんです。だからそういうものが出先でたくさん荷を取つて倒産でもやられましてはこれはたまらぬから、一番信用のある中央市場へ出す。そして昨年のごときは、これは八月のまつ最中に中央市場に鮮魚が三十車も三日も滞貨したという話がある。そんなばかかことをしないで、なぜにあなた方が中央市場法の制定に際して、中央市場法は魚は別なんだ、こういう建前をとつただけなかつたのか。ということ、いま一つは、最近におきます中央市場の形態は、大洋とかあるいは日本を中心にして魚類市場卸売会社を作つてゐるんです。これが全部系列化して、自分の品物だけを自分で売つてゐる形を加工品と一緒に流してあります。いづれはもう中央市場の機能を失つてゐる、遠い将来でない実情ができてきております。こういうものに對して一体どう考へておられるか。私は、魚価の安定をほんとうに考へるならば、水揚げ場のあり方と同時、そうしてこれを流通させていく市場形成を、ほんとうに水産庁が中心になつて考へなければならぬ段階に來てゐると思ふ。しかも、日本の國の水産業に對する、まあいろいろの振興策として急激な一つの振興策をとられたために、大資本の擁護ができてきて、そして漁民を差しおいてほんとうの資本経営の企業化されたものが順次発達してきてゐる。そして沿岸問題が出てきてゐる今日、私はそういう中央市場までが大資本による系列化を進めてきておるといふ形の中では、これはもう中小漁業者などは問題にならないと思

うのです。この法案の中からもいろいろ統制の圈内に入るものとすね、その中に同じ漁船という中に加わりまする冷凍、冷蔵船というものが抜けてある。もし沖買いで、ばつぱとこれはどうせ浜は安くなるのだからというので沖で安く買って、どんどんと東京へ持ってきて、まだ品物がどこもこないうちにばつぱと売ってしまったという事になれば、これはもう大資本だけが勝負することであつて、私は大きな穴があいてるんじゃないかと思う。どうもあなた方はあまり正直過ぎるが、商人というものはきんちやく切りと同じで、そう思えば間違いないんですよ。えらそうな顔して、どこの会社の重役だなんていっていると、まことに紳士づらはしてきますけれども、金をもりけるというときになったら、まあこれだけは義理も人情も情けもない。これが本質なんです。そういうことの抜け穴がばつぱとあるのです。だから私は三日分ぐらいの質問があるというのです。だから整理せぬから、非常にあなた方も答弁に困るでしょうけれども、流通市場に対する水揚市場の歴史などもよく考えていただきたい。現在の水揚市場などは全く私は、正當な成長を来している水揚市場もありますが、これはごく小さい市場なんです。少し大きいところへいきましたら、全然別なものによって市場形成ができています。ほんとうの勝負するところになつたら、そういう形ができてくるから、だから水揚げ市場から散布する、地方市場に至るまでの中央市場等の関係におけるこれらのものを、これからどう考えていかれるか。一休水産庁の中に市場係のようなものが一課が

できておりますかどうか。

○政府委員(西村健次郎君) 今清澤委員からいろいろ指摘のありました点、たとえば冷凍鮮魚がどんどん減つておる、これはやはり国民の食生活というものの非常な変化が見られます。その方から今後そういう動きは非常に強いと思つております。全体の生活の変化に伴ひまして消費の面が変わつて参る。それに伴つてひいてはそれが水産物の流通機構まで影響を及ぼすであらう。言いかえれば、今加工品であればこれは定価販売ができるわけでありまして、中央卸売市場を利用いたしてありますけれども、それは物理的な施設として利用するにすぎないので、せりの機能を利用する必要はない。こういうことも十分考へていかなければならぬ。それと同時に、産地の市場、これも非常に問題がございます。私も実は産地市場問題協議会を設置しまして、現地のほんとうの第一線の大きな水揚地で活動しておられる方々とよく話し合ひをしております。今、日ソ交渉、国会開会中であつたと申断いたしました。終りましたらさつそくこの問題に取り組んで参りたい。さらに消費地と直結と申しますか、農山村との問題、これら等も十分考へて参りたい。今年度の予算で、はなはだ少ない、試験的としかいかいえないのでありますけれども、冷蔵自動車というものをすけれども、冷蔵自動車というものを三台配置しまして、その結果を見てみようという事で、この補助金を少額でございましてが組みました。今後全体としましてそういう消費生活の変化、それから片や漁業の変化、こういうものをどう組み合わせるかという問題は、非常にむずかしい問題であると同

時に、私もそれは真剣に考えなくちゃいけない。これは水産庁の中にも水産課がございまして、これらの問題と取り組んでおります。中央卸売市場の方も、主管部局であります農林経済局と緊密な連絡をとりつつ本問題に取り組んで参りたい、こう思つております。

○清澤俊英君 長官に要望しておきますがね。私は水産庁の中に漁業流通の一つの一課ぐらいは設けてやるのが重大問題だと思つてゐる。今、もう長官が言われる通り、鮮魚はだんだん減つてきているのです。食生活の変わりと同時に、大衆食生活というよりは、人間の居住生活の変わり方、これもまた減つてゐるのです。鮮魚はだんだん減つてきておるのです。加工品になりますれば、これは生産費をびしゃつと補償したものが、それを中心にして系統でもつてだんだん出してくるのであります。これに鮮魚が押されないと断じて私は考えられない。これは決して損はないのです。損するような、損割れはしません。だから系統販売をやつて、そして系列販売をやつて、もう押し出してきてゐるのです。猛烈な勢いでやつてゐる。大洋会だとか、④会だとか、日の丸会だとかいつてずつとやつてゐるのです。これは動かすことなどは絶対できない事実だと思つてゐます。ことに沿岸漁業法などを出される場合に、こんなものができましたら全部沖買ひをして、沖取りをしてしまつて、先般も西村さんに鮭鱈のことを聞いておるのだが、聞きましたら、ずいぶん妙なことを言つておられました。実際、浜では幾らぐらいであ

るが、沖では二十万円というのですか、何かそこでちよつと割のいいような買ひ方をしておりますけれども、実際の浜の取引から見れば半分ぐらいで買つてゐるのです。こういうお答えがあつたと思うのだ、数字は私は忘れましたけれども、独航船の問題で、花咲あたりの独航船の問題で私が聞いたときに、沖買ひをする場合に、こういう工合に買つてゐると言われるけれども、実際浜相場からいけば半分ぐらいで買つてゐるのだ。こういうものがだんだん成長して参りますから、従いまして私は水産庁内にそういう流通の形を正す一つの一課ぐらい設けてやることとがほんとうじゃないかと思つてゐる。幾ら西村さんやあやあや言つたつて、これは問題にならないと思つてゐる。これはどうですか、一つ大臣がいはば聞きますけれども……。

○政府委員(井原肇君) 提案しております法案の趣旨は、いろいろ魚船安定法にいたしましたも、調整法にいたしましたも、これは全く弱小業者を擁護する、これをかばうのが法の精神の根本である考えで提案いたしておりますので、ただいま清澤委員の具体的な御説明のようなことが、だんだんと大資本に押されて小業者が経営困難に陥る点が、事実存在することは間違いないと思つてゐますが、従いましておっしゃるような流通に關します専門的な課を設けますか、あるいはまたどういうものを作りますか、よく大臣とも相談いたしました、何かの形を作つて漁民の安心の得られるような方向へ進めよう、政府といたしましては努力いたしたいと存じます。

○清澤俊英君 まことに西村さんたち、非常にたくさんさんの錯綜した中から質問している形で、整理して参りませんで、抜いて参りましたので、資料等の抽出にも困難したようなことで、質問が非常に無理だつたと思つてゐるが、いずれ沿岸漁業法も出ましようから、その際あといろいろお伺することにして、きょうはこれでやめますが、ぜひ委員長からこれが終わりましたらちよつと休憩していただいて、そうしてこの決議を理事会で相談していただきたいと思つてゐます。

○堀本宜実君 この法案は全くしつろりと感得だと思つてゐるが、一つあまり勉強もしない質問ですからお教を願ひたいと思つてゐますが、調整組合というものを今後作るということになりますと、その調整組合というものは、一業種について一組合ということになるだろう。その指定漁業というものは、その業種というものはサンマ、それからイカ、アジ、サバだろうと思つてゐますが、これは系統的に一指定業種ごとに一組合ずつ全国的に作るわけですか。

○政府委員(西村健次郎君) これは法律の二条でございまして、この「指定漁業」というのは、一定の海域において多獲性の水産物の採捕を目的とする漁業で、そこにあります要件を備えておるもの、こういうことでございまして。具体的にいはずれ政令で指定することになつておりますが、政令の指定は、サンマにつきましては、千葉県以北の太平洋におけるサンマ漁業、これは一本でございまして、それから青森県沖合の太平洋におけるイカつり漁業、それから鳥取県及び島根県の日本海におけるアジ、サバ、巻網、山口県以西の日本

聞いても同じことで、聞く必要はない。

そこで私はこういふうなことを思ひます。それはちよつとこの問題から離れるかも知れませんが、合草漁業

振興法というものをとお出しになる、このういうことを聞くのですが、まことにけっこうなことをだと思つてです。農業基本法のようにそつという法案をお出しになつて零細漁民を救済しようとなされることは、まことにけっこうだと思つてのですが、これは農業でも言えることなんです。基本法ができて、あるいは沿岸振興法ができて、それではなかなか救済されないとい私は思ふのです。非常にむずかしい問題だと思つておられます。どういふことができるか知りませんが、いずれできたときにそれに対する意見を申し上げることにいたしました、ともあれそれで急がれること

そこで私はこれから笑われる話とい
いますか、話にならない話をして、私
の考え方を一つ御提案を申し上げて御
研究を願いたいと思うことがあります
す。それは最近沿岸漁業者が大へん一
たまり、たまり、沿岸漁業者、たまり、

か、遊び釣りといひますか、そういふ
よりは、一つのレクリエーション、ある
いはスポーツの形に在つてのが、だん
だんとレジャー・ブームといふのです
か、だんだんと広く津々浦々にそい
ふような業者がふえてくる。そこで釣
れなければ釣る人もおもしろくないとい
ふです。そこで釣れるようにするとい

うことには、やはり魚族というものが
豊富でなければならぬということがま
ず一つ言えると思うのです。そこで潮

業権というものがあつてなかなかむずかしい問題だとは思ふんだが、たとえば東京湾、あるいは瀬戸内海等、そういうところでは、まことに網を使つて、海のギャングみたいな形で漁業をやむなくしている人たちに、将来一定の融資をすることにおいて、あるいは五馬力、十馬力程度のモーターをつけて、そしてえさをつけ、いろいろな遊覧施設にマッチするような形でそういうものを助成して、一方今まで許可をしておる業種というものをとめて、そして、その今やつておる業者をそういう方向へ転換せしめるようなことが必要ではないか。たとえば、私は瀬戸内海に近いところにいるんですからよく知つております。私も釣りが好きでよく釣りに参りますので知つておりますが、今度夢のかげ橋とかいわれる、たとえば神戸から高松に参りますか、あるいは小豆島を通りますか、あるいは徳島へ上りますか別といたしまして、これに橋とか鉄道とかかかることはもう調査し、すでに二年も経てられておりますので、実現は確実にできると私は承知いたしております。またただいま設計費がついて盛んに研究をいたしておりますが、愛媛県の今治から尾道ないし三原、糸崎方面に橋をかけて参るわけでありまして、あの多島海であります瀬戸内海、たとえば東京湾というところの風景が私は将来一変すると思うのですが、そういうようなことを利用して釣堀という大へん、公海を釣堀に指定するということとはどうかと思うのだが、そういう方面で生活の安定ができて、これ以上にその業者をふやさないということ、何かそういう方面で零細沿岸漁民を救

済する方法があるのではなからうかと私は思ふ。私の所は小さい町であります。三百八十戸ほどの漁業家がありますが、そのうち特殊な漁業以外は、はえなわでありますとか、あるいは特別イワシ網とかいうようなものを除いたものの一本釣りに似たもの、小さいゆりこぎ舟などは、夏が来ますと、直ちに今いり遊覧船用の船頭に早変わりをするわけですね。そしてそれが引っぱりだして、夏の間にかせいで冬の生活費用に充てるといふのが、大体生活しておる、それが夏の間に、私が見受け

ておる、それが夏の間に、四人ないし五人程度を連れて参ります人たちがらおおむね二千円くらい取るようでありまして。そういうことを将来私は沿岸漁業の振興として取り入れて考える必要があるというふうに考へておるのですが、何か研究されたことがありますが、何か急いでおられるようで、簡単でよろしくございませう。

○政府委員(西村健次郎君) ただいまの堀本委員のおっしゃられることは、決してとつてはございませう。現に真剣に参りておる意見がやられたことも、特に瀬戸内海についてはございませう。私も参りておる、今成果があるとか、そういうことは申し上げることはできませんが、そういう問題、要は沿岸小漁業者の経済的地位を上げるにはいかんにかいたらいかなということ、いろいろ研究はいたしております。現に明石あたりでは、むしろ観光漁業者に漁業組合が踏み切つた、あるいは千葉県あたりでも参りておる、ございませう。ただ問題は、千葉県の例によりますと、優秀な漁業者が全部観光漁業者になつてしまふというところになつて

つての悩みが出ておるようでございます。私もそれは参りておる問題も含めまして、いかにすべきかということに真剣に考へていきたい、こゝ思つております。

○安田敏雄君 この前の金曜日、委員長理事会のお打ち合わせもあつたのでございませうが、従つて私はその精神に従つてこの審議につきましては協力するつもりでございます。そこで、質問申し上げたいのは、私は、漁業、沿岸漁業の方は全然しつとでわからないわけでございますけれども、この調整組合の問題については、大体中小企業、各業種別の、かつて調整組合が出たことの経緯からして質問申し上げたいと思ふのであります。そこで、第七條と第二條と関連しておるわけでございますけれども、第二條の「漁業を営む個人」、あるいは「漁業を営む漁業協同組合」、「漁業生産組合」、「漁業を営む法人」、こゝいう四つの部門が「中小漁業者」と規定になつておつて、これが第七條の、組合を構成する要素になつております。その要素としては、三分の二以上ということが規定せられておるようなわけでございますけれども、これは加入する資格としては、たとえば指定漁区ごとに、先ほど千葉とか、新潟、鳥取をあげましたが、そういう指定漁区に對しまして、こゝいう個人の資格、あるいは漁業協同組合の資格、漁業生産組合の資格、あるいはまた、小さいながらも漁業を営む法人の資格、こゝいうような、多種にわたつてそれぞれ一つの調整組合へ加入することができるといふことになつておるわけですか、その点を……

○政府委員(西村健次郎君) 二條の二項に参ります個人、あるいは協同組合、生産組合、あるいは法人は、一定の限度がございませう。これはそれぞれ漁業を営む経営体である限り、組合員になれる、こゝいうことであります。

○安田敏雄君 実は、私は、この条文を一通りずつと読んでみますと、非常にあちらこちら疑点が多いわけですね。こゝの疑点、私どものところの例です。と、中小企業の組織が、かつて非常に不況に陥つたときに、こゝいう調整組合を作らなければいけない、それは、当時の通産省では、任意加入でよろしい、こゝいうことを言つておつたわけなんです。しかし実際には、設立の経緯を見ますと、ほとんど強制的な形で業者にしられておるわけですね。そこで組合を作つておるところに比較的年額生産高を上げておるところに参りては、そのまゝ承つて調整組合に入れますが、最も弱い、弱小業者においてはそれが入れないということになります。こゝいうと、かなり地域的な法には強制しないと言ひながら、強制的な行為でいふゆる強制加入をさせられるという事象があつたわけなんです。しかし問題は、生産を調整する、その調整したところによつて、いふゆるその当時の組織業者の収入が上がるのだ、こゝいうようなことで、実際に入つてみた。みたところが、その後調整組合の運用というものは、もうほとんど、その地方における、いふゆる中小企業者でありまして、いふゆる業界における支配者がほとんどその調整組合を利用して金融を受けたり、あるいは生産物に對するところのいふゆる利潤を優先的に獲得したりして

と、いふ実情があつたわけなんです。従つて順次、組合員は賦課金を払ふことができません、あるいは負担金を納入することができないというふうな状態が、みづから除名されていくという形が出ておるわけなんです。それで今日では、その調整の機能というものはほとんどなくなつてしまつておる。こゝの今日の中小企業に課せられた調整組合の現状だと思ふのです。従つて、私は、こゝいう経験からして、まあその当時、私も、調整組合の設立にも多少の尽力をしてやつておつたのでありますが、結論においてはこゝいう形になつてしまつた。そしてこの条文を見

ておりますと、こゝ、ほとんど、当時における中小企業調整組合と、まあ多少違つたところもあつたわけですが、大体性格を同じにしておるといふやうに判断できるわけですね。ですから、こゝいう意味において、私は、さつき、構成の問題におきまして、いふゆるこゝいう漁業を営む人たちがこゝいう難多な形で、指定漁区に二つのものを作、先ほど堀本先生がおっしゃつたやうに、独占禁止法に抵触するのではなからうか。それは公正取引委員会のいふゆる認可を受けておるからいいのだとは言ひながらも、非常にこれは問題が出てくるのではないかと、こゝいうことを考へておる。従つて、こゝいう、すべて中小企業といはず、漁業といはず、こゝいうやうな弱小業者に對して、いふゆる今後における生産高を上げ、同時に収入を上げるという措置については、私としては政府はもとと根本的に物事を考へるべきではないかと、こゝいうやうに考へておるわけなんです。こゝいう点について非常に苦い経験を

持つておるので、質問にはならぬわけ
でございますが、そういう角度から、
この調整組合発足後において、はたし
て政府が意図するように、最も低い弱
小業者のいわゆる底あげをしていくの
だということに、はたして役立つ調整
組合ができて運営できるかという自信
があるかどうかという点について、こ
れは全般的な問題としてお聞きした
いわけなんです。

○政府委員(西村健次郎君) ただいま
商工組合ですか、関連しましたとい
う御経験に基づくお話がございま
すが、私どもとしても、この調整
組合が一部のボスの支配下に入るとい
うようなことになってはいけな
いと思っております。その点は厳に戒心す
べきことであり、われわれとして最も
指導に力を入れるべきであると思いま
す。

それから、なお、この組合は、商工
組合と違ひまして非出資組合でござ
いまして、経済事業はいたしません。経
済事業は漁業協同組合の系統団体でや
るといふ建前にしております。その辺
にも商工組合のいわゆる経済事業をす
るものとは違うニュアンスが出てお
ります。いずれにしても、われわれ
としまして、この調整規程は農林大臣
が認可する、さらに農林大臣は公正取
引委員会に協議するということ、単
に形式的でなく、実質的に実効あらし
める。それによって業者の正当な活動
による生産調整が行なわれる、こうい
うように指導したいと思っております。

○清澤俊英君 関連して、今、安田君
の質問に私の逆になるのですが、こ
の六十九条の組合員以外の資格者です

ね、この規制を行なわれる場合、これ
は何ら効力を発しないと思うのです。
時期的に、一地区に一度に集まって
くるのです。これはいつだかわからな
いのです。あらかじめわかるものじゃ
ないのです。これは漁獲の通常性だと
思うのです。そこで、組合員だけしか
規制しないというか、仲間でない者を
規制しないというか、妙なことをやら
れては困るのです。これは契約によつて規制
しよう、こうなつておる。ところが、

これをやる場合のいろいろな規定を見
ますと、あるいは公取委員会の意見を
聞かなければいかぬとか、総会の決議
を経なければならぬとか、そうして農
林大臣の許可を受けなければならぬと
か、いろいろ錯綜したものが出てお
ります。総会を開くにも、十日前にま
ず議案を送つて総会を開かなければなら
ぬという総会の規定がある。そうしま
すと、ここに魚がきた、さあ、それか
らやりましようといつて考えてみまし
ても、議案を作つてやつていけば、魚
は行つてしまふ、こういうような形に
なるので、実際問題としては、私はこ
れは規制は間に合わない。そこで、一
方では規制するわ、片一方では沖取り
か何かをやつて冷凍船に載せて運んで
どんだん別の方面の魚の少ない方面に
持つていつて売りさばいてしまつて、
あとの祭りだ。私は逆の立場で実は危
惧しておる。これは逆の立場で実は危
惧しておる。これらの点もよくお
伺いしよと思つたけれども、実は遠
慮しておつたわけなんです。幸い問題が出
ましたので、そういう心配はないので

すか。今の規定だけを、私なりに条文
に従つて考えてみますと、これはほと
んど効力がない規制法になつてゐるの
ではないか、こういうふうに考えられ

るが、その契約の内容とか、あるいは
あらかじめそういう場合を想定した契
約を結んでいくとか、こういうような
ことが行なわれるのかどうか。

○政府委員(西村健次郎君) 今のお話
は、調整規程の定め方いかんという問
題だろうと思つてゐます。これはなるほど
組合の決議でできますけれども、これは
たとえば、サンマにつきましても、漁期
はいつで漁場はどこか、これは大体例
年わかつておられます。いつごろの時
期になれば気仙沼の沖合に來るとか、
それは漁場の多少の相違はあります。
そこで、調整規程をあらかじめ作つて
おきまして、こういう場合にはこうい
う休漁日の設定とか、陸揚げ制限、具
体的にたとえば何日休漁日ということ
は理事者に一任する、こういう十分考
えられるわけです。現在サンマにつ
きましては、サンマ漁業協議会というもの
に自主的に生産調整等をやらせてお
りまして、ある程度効果を上げてお
ります。端的に申しますと、サンマにつ
きましては、それに法的裏打ちをする。
ただ、貝外者というものがあつて、自
主的だからなかなか徹底しないのだ
と、従つてこういう生産調整組合を設
定すれば十分効果が上がる、こういう
ふうに言われております。私どもは、
今清澤委員の御懸念のようなことな
いように、全くこの規程が動かなか
れれば、これは何のためかわかりませ
ん。その点は十分気がつけたいと、こ
う思つております。

○安田健雄君 ただいまの西村さんの
答弁で、漁業協同組合だとか漁業生産
組合とこの調整組合は違ふのだとい
うことはよくわかります。生産を調整し
て、魚価を安定させていくのだと、そ

して収入を調整組合の加入者に有利
に導いていくのだという点は、わかる
わけなんです。ところが、たとえば個
人の資格でその調整組合に入る、ある
いは同じ漁業協同組合でも、その地方
に支配力をかなり強めている人たちが
入る、それでない弱小の漁業協同組合
も入つていくことになる、こういふ
わけなんです。そういうもので構成す
るといふことになる、私の経験では、
ほとんどそういう力のある組合を背
景にした者が入りますと、たとえば品
物の発注がある、それを受注した場合
に、注文を受けた場合に、大抵い、さつ
き清澤さんの質問の中にありました
が、みな紳士のような顔をしておつて
も、なかなかこすいのだというお話が
ありましたが、いわゆる自分の基盤と
なつてゐるその協同組合に、売り先が有
利のようになると調整組合の役員が持
ていくおそれがある。そういうこと
は、多くの漁物組合やその他の組合、
刃物もあるでしょうが、その他のい
ろんな業者がありますが、大抵い
うことが行なわれて、今日では調整
組合といふものが非常に一般の業界か
ら不信感を持つて見られておる、そ
ういふ経験を私は現実に見ておるわけ
であります。これもやはり、そういうよ
うな方向になるということをおそれる
からこそ質問するわけなんです。条文
の中には、いろいろな問題について質
問したいこともあるわけなのでござ
いますけれども、先ほど北村さんの方か
らもういろいろなお話もあつたし、清澤
さんの質問だけで何か終了するのだと
いうようなことも聞いておりますが、
これ以上申し上げないわけではござ
いますけれども、特にこの調整組合の

運用については、私は下からの人た
ちを生かしていく、この人たちの利益に
奉仕するのだという方向におい
て調整組合が運営されるようにお願い
したいと思つたわけなんです。そこで問
題は、第十七条に検査員の問題がある
わけなんです。今まで調整組合に來た検査
員なんというものは、これはもう何の役
もしていない、ほとんど組合の役員と
宴会をやつて、そして検査したこと
くになつてゐるのが通例です。だか
ら、検査員に対する給与であるとか、
資格であるとか、そういういろいろな
問題があると思つて、調整組合を作
つて、資本主義経済の中でそれをうまく
調整していくには、この検査員がほん
とにどういふ立場で機能を發揮する
かということが、私は非常に重大な要
素ともなつてゐると思つてゐます。
こういう点についても、特にそれ
が強制的な行為を發揮しないような形
において、いわば民主的といふことが
ありますが、内容のある民主的な行為
が得得るような検査活動といふもの
が大切ではないかと、こういうふうに
考えてゐるわけでもございします。こ
ういふ点についても特に一つ御留意
願いたいと思つたわけでありま

○政府委員(西村健次郎君) ただいま
御指摘の点につきましては、われわれ
の方としまして、そういう組合の運
営がごく少数のためのものになるよう
なことのないように、あるいは検査員
につきましても、これが公正な、しか
もよい意味の民主的な運営のもとに職
務が実施できるように十分指導して参
りたいと、こういうふうに考えてお
ります。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長（藤野繁雄君） 御異議ないものと認めます。よつてさう決定いたしました。

ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長（藤野繁雄君） 速記をつけ
て。

それでは暫時休憩いたします。午後
二時から再開いたします。

午後一時四分休憩

午後二時二十二分開会

○委員長（藤野繁雄君） 委員会を再開
いたします。

この際、委員の異動について報告い
たします。

本日、戸叶武君が辞任され、その補
欠として阿部竹松君が選任されました。

○委員長（藤野繁雄君） 農林中央金庫

法の一部を改正する法律案（團法第三〇三号、予備審査）を議題といたしました。まず、本案提案理由の説明並びに補足説明を求めます。

○政府委員（井原庫高君）　ただいま提案になりました農林中央金庫法の一部を改正する法律案の提案理由を御説明申し上げます。

御承知のように、農林中央金庫は、大正十二年産業組合中央金庫として設立されて以来、三十有余年農林水産関係各団体の中央金融機関としての役割を果たして参つたのでありますが、最近における組合系統資金の充実により、昭和三十四年七月に、それまで金庫に対して行なわれていた総額二十億圓に上る政府の優先出資が全額償還された、現在金庫の出資は民間出資のみに

農業の近代化を進めて参ります。場合
に、これが資金として、農林漁業金融
公庫等の政府資金による融資を拡充し
ていく必要があることはもちろんであ
ります。が、組合系統資金の積極的活用
をはかることがきわめて大切な問題で
あることは御承知の通りであります。
これがためには、組合系統金融組織の
整備拡充と活発な活動が必要と思うの
であります。特に金庫につきましても、
構成団体との間に相互信頼に基づ
いた有機的結合を深め、真に農林金融
の中核機関としてその機能を充分に発
揮できるよう、その体制を整備する必
要が痛感されるのであります。

次に、この法律案のおもな内容を御説明申し上げます。

第二は、金庫の業務の重要性にかんがみ、業務の運営に関する重要事項を審議するため、理事長の諮問機関として、主務大臣の認可を受けて理事長が委嘱する審議委員の制度を新たに設置し、従来の評議員の制度を廃止することとしたことであります。

これは役員選任方法の改正と関連いたしました、事業面における監督を強化し、金庫の業務の運営及び財産の管理の適正を期する必要があるとすので、これらの点につき必要があらますので、予防的あるいは補正的な指導監督等を行ない得るよう、主務大臣の監督に關する規定及び罰則を整備いたすこととし、これに伴い従来の農林中央金庫監理官を廃止することとしたのであります。

○政府委員（坂村吉正君） それでは、ただいま農林中央金庫法の一部を改正する法律案につきまして提案理由の説明があられたのでございますが、それにつきまして補足して御説明を申し上げます。

そのうちの第一は、役員の定数に関する第九条の規定を改正いたしましたとして、監事の定数を三人以上から二人以下とすることでございます。これは、

その第一は、役員の主務大臣による任命制を廃止いたしましたして、現在は役員は全部が主務大臣の任命でございまして、この制度を廃止いたしましたして、理事長及び監事は、出資者総会で選任

体がみずからの意思と責任によって選任することによって金庫と構成団体の結合を一そう緊密化し、それを通じて金庫の業務が一層円滑に行なわれることを期待している次第であります。

これは実際問題といたしましては、農林中金の定款におきまして管理委員会という組織を作りまして、その管理委員会が大体役員の選任についての下相談をするといいますが、打ち合わせ、相談をいたしまして、それが何といいいいますか、役員選任についての実質的な相談をいたしまする機関にしよう、こ

金庫の業務運営に構成団体の意思が正しく反映されるようにするために、選任の機会が多いこと、すなわち任期が比較的短いことが望ましいのでありますが、他方、あまり短くしては業務に専念すること及び業務の責任の所在を明確にするという点から適当でありませんので、政府関係金融機関等の例をも参考にしたしまして四年といたしたのであります。

これは役員が他の報酬のある職務または営業に従事しますことは、金庫の業務に専念する上からも、また金庫の業務の公正かつ中立な運営を確保する上からも適当でないと考えられますので、兼職を禁止することとしたのであ

正であります。

この第十一條の二につきましては、別に お配りしてございますように、衆議院の方におきまして、審議の過程で、ただし書きが修正としてつけられたわけでございます。但し主務大臣ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラズ」ということで、政府の原案はこれがついていたのでございますが、こういう規定を入れなければ、たとえば協同組合陣営等から役員になるといふような機会が奪われるのではないかと、こういう懸念のもとにこのただし書きが

これは、金庫の業務の重要性にかんがみ、広い視野に立つた公正妥当な意見を金庫の業務に反映せしめ、金庫の業務の適正を確保するために、従来の評議員にかわり、審議委員の制度を設けるための改正であります。これはどちらかといえば、考え方といったまじし

ては、人間のつながりにおきましては、完全に民主化をいたしまして、民選にいたしまして、しかし仕事の内容につきましては、今後いろいろな農業の近代化を進めていくというような場合におきまして、ますます政府といろいろな密接な関係を持たなければならぬという面もございしますので、この審議委員と申しますのは、例をあげますると、日銀の政策委員というよりな感覚のものもございまして、そこで金庫のほうで運営についての重要事項等を審議をして、運営の問題の研究に、運営に参画してもらつと、こういうことでございしまするところから、政府の原案としては主務大臣の認可にかけておりましたたわけでおきまして主務大臣の認可を受けるというのを修正で削られましたたわけでございます。

それから第三は、主務大臣の監督に
関する規定の整備を行なうことであり
ます。役員の主務大臣任命制を廃止す
ることによって、この面からの監督は
行なわれなくなりませんが、農林金融の
中核機関としての金庫の地位、役割の重
要性にかんがみまして、主務大臣が予
防的または補正的な指導監督を行なっ
ていく必要があると見て、他の金融
機関の例を参照の上、主務大臣の監督
に関する規定を整備することとしたし
ました。すなわち第二十八条及び第二十
九条の規定の改正によりまして、それぞ
れ金庫の業務及び財産の状況の報告並
びに検査の規定を整備するとともに、従
来主務大臣のもとにあって金庫の業務
の監視の任にありまして農林中央金庫
の監督官について規定しておりました第
三十一条及び第三十二条の規定を改正
して監督官の制度を廃止し、新に主務
大臣の監督命令に関する規定（第三十
一条）及び金庫が法令定款または主務
大臣の命令に違反した場合、主務大臣
は金庫の業務の停止または役員の改任
を命じ得る旨の規定を設け（第三十二
条）監督に関する規定の整備をはかつ
た次第であります。

第四は、罰則その他条文が現状に適
さない点がございまして、その整備
を行なうこととしたことでもあります。
以上が大体今度の改正の、内部の改
正につきましての内容でございます。
どうぞよろしくお願いをいたします。

○委員長（藤野繁雄君） 以上で提案の
理由の説明並びに補足説明を終わら
した。

○委員長（藤野繁雄君） 次に、農業近
代化資金助成法案（閣法第一〇八号）農

業信用基金協会の法案（閣法第一一〇号）
以上いずれも予備審査の二案を一括議
題といたします。

両案につきましては、去る三月九
日、提案の理由の説明を聴取いたして
おりますので、合わせて両案の補足説
明を求めます。坂村農林経済局長。

○政府委員（坂村吉正君） それでは先
に農業近代化資金助成法案の説明を申
し上げます。

この法律案は、農業者等の資本整備の
高度化と農業経営の近代化に資するた
め、最近充実に示して参りました農協
等の組合系資金を積極的に活用し、
農業者等の生産施設の整備をはかるこ
とを目的として創設されます農業近代
化資金融通制度の根拠となるものであ
りまして、昭和三十六年度におきまし
ては、この制度により年七分五厘以内の
金利で三百億円の融資を行なうことを
予定いたしておりますが、以下この法
律案の内容につきまして御説明を申し
上げます。

第一項は、この法律の目的について
規定いたしております。すなわち、第
一条は、農業者等に対し、農業協同組
合、農業協同組合連合会等の融資機関
が農業生産施設等のための長期低利の
資金を貸し付けることを円滑にするた
め、都道府県が融資機関に対して行な
う利子補給等の助成措置に対して国が
助成を行なうことにより、農業者等の
資本整備の高度化と農業経営の近代化
に資することを、この法律の目的とす
る旨を規定いたしております。

第二項は、農業近代化資金を借り入
れることができる農業者等、融資機
関及び農業近代化資金とすることを定
義いたしております。

第一項は、国の助成の対象となりま
す農業近代化資金を借り入れることの
できます農業者等というものは、第一号
で農業、この場合には、農業には畜産
及び養蚕業を含むものといたしてお
りまして、農業を営む者が営む者であ
りますので、農業を営む者が第一号で
ございまして、この場合におきまして
は、現在提案いたしております農業協
同組合法の改正等によりまして、農業
生産協同組合というよりなものができ
ました場合においては、当然この農業
者という考え方で、これに含めるとい
う考え方をとっておりましてわけでご
ざいます。第二号は、農業協同組合で
あり、第三号は、農業協同組合連合会
であります。第四号は、第一号から第
三号までの、すなわち農業者及び農業
協同組合等の構成員または出資者と
なっている法人として農業共済組合、
同連合会等を政令で指定する予定で
ございます。

第二項は、農業近代化資金を貸し付
ける融資機関を規定いたしております
が、個人施設については貸付事業を
行なう農業協同組合を中心に、しかし
不振単協等で貸し付けられない場合も
ございまして、そういう場合の農業
者、あるいは投資規模が非常に大きい
場合等には信連等が直接貸付をする、
こういうことを認めることとしたして
おりまして、共同利用施設につきまし
ては、信連、共済連及び農林中央金庫、
こういうことによりましてございます。
第三項は、国の助成の対象となる農
業近代化資金の内容を規定いたしてお
ります。これは、農業者等の資本整備
の高度化及び経営の近代化に資するた
め、さきに申し上げました融資機関が

年七分五厘以内、償還期限、原則として
十年以内、据置期間三年以内の条件で
農業者等に貸し付ける施設資金でござ
いまして、その細目については政令に
より定めることとしたしてございま
す。これにつきましては、衆議院の委
員会におきまして、お配りしてござい
ますように、十年以内というのを、十
五年以内ということに修正を受けてお
るわけでございます。従いまして政令
におきましては十五年以内で、その施
設の償還期限等に應じまして規定をい
たしたいというように考えておりま
す。

貸付限度につきましては、一般の農
業者にありましては二百万円以内、農
業生産法人等、いわゆる法人につきま
しては一千万円以内、農業協同組合等
にありましては、原則として五千万円
以内、この場合特別の理由がある場合
におきましては、農林大臣が承認した
ときは、五千万円をこえて、その承認
をした金額というふうに考えてござい
まして、協同組合の場合におきましては五
千万円以上の貸付ができる、こういう
考え方をいたしております。細目につ
いてはこれも政令で定める、こういう
ふうなことになるのでございま
す。

第三項は、このような内容の農業近
代化資金に対して行なわれますところの
都道府県の利子補給に対する政府の助
成についての規定でございまして、こ
の利子、補給、補助は、農業近代化資
金を貸し付ける融資機関と都道府県と
の契約によりまして都道府県が利子補給
を行なうに要する経費の全部または一
部を国が補助する、こういうことに
なっております。補助率は政令でき
めるということになっておりますが、
一般には二分の一という考え方でござ
いまして、従来有畜農家創設資金に
つきましては、これを全額補助いたし
ておるのでございまして、これを今ま
でと比べて不利にするということもご
ざいませぬので、有畜農家の創設資金
を引き継ぎましたいわゆる家畜導入
の分につきましては十分の十、こうい
う考え方で政令で定めたいというふう
に考えております。

なお、この政府の行ないます利子補
給の補助の財源といたしましては、農
業近代化助成資金を一般会計に設けま
して、その運用益をもって充てること
といたしております。別途農業近代化
助成資金の設置に関する法律案を提案
いたして、これは大蔵委員会が審議
いたしております。三十六年度には三十
億円の基金を設置をいたしまして、三
十億円の基金を一般会計から繰り入
れるということになっております。

第四項は、農業信用基金協会の制度
に関する規定でございまして、なおこ
の農業信用基金協会につきましては、
こまかいことにつきましては、別の法
案があるものでありますが、近代化資金
の中にも一部規定をいたしておるわけ
でございます。

第一項は、農業者等に対する農業近代
化資金の融通を円滑にするため、農業
近代化資金にかかるとする農業者等
の債務を保証することをその業務とし
る農業信用基金協会の制度を設ける。
趣旨の規定でございまして、
第二項は、農業信用基金協会に関し
ては、農業信用基金協会の定めると
ころによる旨の規定でございまして、
これにつきましては、別にあとから御
説明申し上げます。

第一項は、農業者等に対する農業近代
化資金の融通を円滑にするため、農業
近代化資金にかかるとする農業者等
の債務を保証することをその業務とし
る農業信用基金協会の制度を設ける。
趣旨の規定でございまして、
第二項は、農業信用基金協会に関し
ては、農業信用基金協会の定めると
ころによる旨の規定でございまして、
これにつきましては、別にあとから御
説明申し上げます。

第一項は、農業者等に対する農業近代
化資金の融通を円滑にするため、農業
近代化資金にかかるとする農業者等
の債務を保証することをその業務とし
る農業信用基金協会の制度を設ける。
趣旨の規定でございまして、
第二項は、農業信用基金協会に関し
ては、農業信用基金協会の定めると
ころによる旨の規定でございまして、
これにつきましては、別にあとから御
説明申し上げます。

第一項は、農業者等に対する農業近代
化資金の融通を円滑にするため、農業
近代化資金にかかるとする農業者等
の債務を保証することをその業務とし
る農業信用基金協会の制度を設ける。
趣旨の規定でございまして、
第二項は、農業信用基金協会に関し
ては、農業信用基金協会の定めると
ころによる旨の規定でございまして、
これにつきましては、別にあとから御
説明申し上げます。

第五條は、新たに各都道府県に設立され、農業信用基金協会に対する政府の助成に關する規定でございます。

この農業信用基金協会は、農業近代化資金にかかる債務保証とそれ以外の農業者等が借り入れる一般資金にかかる債務保証の双方の業務ができることとしており、前者つまり農業近代化資金の債務保証に充てられた基金として、都道府県が農業信用基金協会に対して出資を行なうに必要な経費の一部を補助するものでございまして、補助率は政令で定めることになっております。これは二分の一というところで、政令で定めたいというふうに考へております。すなわち、従来各県におきまして債務保証協会がございまして、いわゆる農業近代化資金といふものでない、その他の一般の融資についての債務等もやっておるのでございまして、その分も引き継ぎまして、そういう一般の債務保証と、農業近代化資金に対する債務保証と、両方の仕事を信用基金協会には持たせよう、こういう考へ方でございまして、第六條は、納付金に關する規定でございます。第五條の規定によりまして、政府の補助を受けて都道府県が出資した農業信用基金協会が解散をいたしました場合には、その都道府県に分配された残余財産の額の一部を、また農業近代化資金にかかる債務の保証の業務を廃止した場合には、農業近代化資金にかかる債務の弁済に充てるための基金の額と、農業近代化資金にかかる債務の弁済によつて取得した求償権の行使によつて、その後取得した金額との合計額の一部を、それぞれ政府から補助を受けた場合に應じて、都道府

県から政府に納付しなければならぬこととしておりますが、納付金額の算出方法等具体的な事項につきましては、必要が生じた場合に政令で定める。こういうことになっております。いわゆる信用基金協会が解散したとか、あるいは事業を廃止した場合の残余財産の整理の問題でございまして、その場合に余つたものを、補助金を受けた率に応じて国庫に納付する。こういう内容のものでございます。

以上が、この法案の内容のおもな点でございますが、附則におきまして、関係法律の規定に所要の整備をいたすこととしております。すなわち、有畜農家創設資金および農業改良資金制度のうち、施設資金がこの制度に統合されるのに伴ひまして、有畜農家創設特別措置法の廃止と、農業改良資金助成法の一部改正を行ないます。ことに、これに伴ひ経過措置を整備いたしますこととしております。すなわち、農業倉庫に對する不動産取得税の課税に際し、農業近代化資金についても、農林公庫資金と同様に、これを課税標準より控除する取り扱いをするよう地方税法の改正を行ないます。こと等がそのおもな内容でございます。

以上が農業近代化資金助成法案につきましての内容でございます。

次に農業信用基金協会の法案の内容について御説明を申し上げます。

この法案は、先ほど申し上げましたように、農業近代化資金を貸出す場合におきまして、債務の保証をするために、農業信用基金協会を各県に作る。こういう考へ方の法案でございます。この法案は、総則、業務、会則、設

立、管理、解散及び清算、監督及び罰則の八章並びに附則からなつておりますが、以下各章について簡単に御説明いたします。

第一章は、總則でございます。第一条に、この法律の目的として、農業經營に必要な資金の融通を円滑にするため、農業協同組合等の融資機關の農業者等に対する貸付についてその債務を保証することを業務とする農業信用基金協会の制度を確立し、もつて農業の生産性の向上と、農業經營の改善に資する旨を規定いたしております。

第二章には、この協会の構成員となり、また被保証者となり得る農業者等の定義及び融資機關の定義を掲げております。

第一号の農業を営む者には、農業生産協同組合——今もかりに、現在の農業協同組合法が通りまれば、そこに規定してあります農業生産協同組合等の農業生産法人を含むことは、農業近代化資金助成法案と同様であります。が、農業に従事する者を加えたものは、主として農家の家族従事者の生活資金等につきましても保証の対象とする必要があるからであります。第四号の政令で定める法人といふのは、農業共済組合とか、土地改良区、農業協同組合中央会といふものが、今までの各県の債務保証協会でも保証の対象になつておりましたので、そういうふうなものも今度取り入れたいというふうな考へております。融資機關といふことは、貸付事業を営む農協、これには開拓農協とか、酪農協とか、こ

ういふ特殊農協も含まれます。信連、共済連、農林中金のほか、銀行等の一般

金融機關につきましても、政令で指定できることとしております。このほか、この協会の法人格、その他總則として必要な事項につきまして、第三条から第七条までに規定いたしております。

第二章は、この協会の業務について規定いたしております。この協会の業務は、第八条に規定しております。すなわち、大別いたしますと、農業近代化資金に關する債務の保証と、その他一般の事業または生活に必要な資金に關する債務の保証とに分れております。この場合、會員たる農業者等の負担する債務の保証を行うわけであり、農業協同組合が會員でありますときは、その組合員は會員と同様に取り扱ふように規定いたしておりますので、特別の場合を除きまして農業者が直接加入する必要があるということとなつております。この業務のうち農業近代化資金に係る債務の保証額は三十六年度末において二百億円をこえるという見当をつけております。このほか、この二つの業務に付する業務といふことは、被保証者についての指導その他この協会の目的達成に寄与する業務をも行ない得ることとしていたしております。

次に第九条におきましては保証業務を行なうための基金について規定いたしております。すなわち、協会は、以上の保証業務を行ないます基金として、出資金、準備金からの繰入金、保証債務の弁済に充てることを条件として交付される金銭及び求償権の行使によつて取得した金銭を安全、確実に管理することが要求されるわけでありま

すが、その運用対象といたしましては、信連、農林中金または銀行への預金、金銭信託、国債証券、地方債証券、その他主務大臣が安全、確実であると認め指定する有価証券に限られることとなつております。このほか、第十条におきまして毎年度の剰余金は全額を準備金として積み立てなければならぬこととするとともに、この準備金は、欠損のてん補にあつては、または基金に繰り入れる場合のほかは取りくずしてはならないということにいたしております。

次に、この債務の保証の事業には農業近代化資金にかかるものと、一般の事業または生活に必要な資金にかかるものとがあり、そのうち国の助成措置の対象になりますのは、農業近代化資金にかかるとのだけでございます。その助成措置の実効を期しますため、第十一条において農業近代化資金にかかる債務の保証の業務をそれ以外の業務と区分して經理しなければならぬ、こういう經理の内容の区分についての規定をいたしております。

農業信用基金協会は、今述べて参りましたような業務を行なうわけであり、その実行にあたりましては、信用調査、債權管理等に關して融資機關の機構、能力、經驗等を利用することが便利であります。第十三条におきまして債務の保証の決定を除き、その業務の一部を融資機關に委託して行なわせることができることとしております。なお、第十二条は事業年度に關する規定でございます。

第三章は、この協会の構成します会

員についての規定でございます。

まず第十四条におきまして会員の資格について規定いたしております。すなわち、農業信用基金協会の会員たる資格を有する者は、各都道府県の区域に従つて、その協会の区域内に住所を有する農業者等のほか、都道府県及び市町村となつております。

特に都道府県、市町村につきましては、協会の会員にならうとするときは、その議会の議決を経なければならぬといふことにいたしてございまして、その住民の意思による自主的な加入を期待しているものでございます。

次に、会員の出資につきましては、協会の業務の性格上、その財政的基盤の充実は不可欠の要請でもありますので第十五条におきまして、会員は、出資一口以上を持たなければならぬものとしております。第十六条におきましては持ち分の譲渡について規定し、第十七条におきまして議決権について規定をいたしてありますが、出資一口につき、一個の議決権を有するものとしております。

またこの趣旨はいわゆる債務保証協会の会というものを考えます場合に、財団的な組織にするか、あるいは社会的な組織にするかといふことは非常に問題でございますけれども、一応やはり基金といふものを中心にしたとして運用する団体でございまして、どちらかといへば、財団的な性格が強いと思つております。現在各県にありましますところの債務保証協会は大体財団法人でございまして、二十八はございましてけれども財団法人でございまして、しかしいろいろこの運営の問題、それから今後ますます近代化資金

が増ワクとしていかなければならないという情勢にありまして、基金の増資という問題が將來の問題として非常に大きな問題であらうと思つてございまして、そういう意味からいいますと、むしろ組織としては社団の組織にしておくことがいいのじゃないかといふようなことから、社団という性格を持ちまして、内容につきましては出資の一口について一個の議決権を持つという財団的な性格を付与した団体といふふうに考えたわけでございまして、この点につきましてはいろいろ衆議院の委員会におきまして御意見がございまして、お配りしてあります修正案のように、会員は各一個及び出資一口につき一個の議決権を有する、こ

ういう工合に修正を受けております。と申しますのは、たとえば出資一口につき一個の議決権と申しますと、大体県が半分を持つわけでございまして、国の補助金と合せて県の出資が半分を持つわけでございまして、それから、そういう意味で債務保証協会の運営が県によつていふでも支配されてしまふ、こういうことになるのでございまして、これはおもしろくないんじゃないかといふことからいいたしまして、ここにいろいろ検討をいたしまして出資による議決権と、それから各一人一票による議決権と、これを組み合わせた議決権といふふうに修正をいたされたわけでございまして。

また、この協会の公共的性格にかんがみまして、第十八条におきまして会員たる資格を有する者が、加入しようとするときは、正当な理由がないのにその加入を拒んではならないこととしておりますほか加入、脱退その他会員の

の権利義務につき第十八条から第二十条までにおいて必要な規定を設けております。

第四章は、この協会の設立につきまして規定いたしております。

第二十三条から第二十五条までの規定によりまして協会の設立するに、会員たる資格を有する者で協会の会員にならうとするもの十五人以上が發起人とならなければならぬことといひまして、發起人は、定款及び業務方法書を作成し、事前に公告の上創立總會を開き、その終了後遅滞なく主務大臣に設立の認可の申請をしなければならぬこととしております。

第二十六条におきましては、この申請があつたときは、主務大臣は、設立手続、申請書等に欠陥がなく、また区域を同じくする他の協会がすでに成立していませんで、かつ、その事業が健全に行なわれ、農業の生産性の向上と農業経営の改善に資すると認められるときは、設立の認可をしなければならぬといふふうに認可の制限をいたしてあります。

以上のほか第二十七条におきましては、設立認可があつた場合の發起人より理事への事務の引き継ぎ、第二十八条におきましては協会の設立の時期について規定しております。

第五章は、この協会の管理について規定いたしております。

第二十九条におきましては、定款に記載すべき事項、第三十条におきましては、業務方法書に記載すべき事項をそれぞれ規定いたしておりますが、いずれも現在この種の事業を行なつております特殊法人と同様の事項を規定いたしております。次に第三十一条にお

きまして協会は定款、業務方法書で定めなければならないもののほか、規約を定めることができることとしております。

協会の役員につきましては、第三十二条から第三十六条までに規定しておりますが、理事の定数は五人以上、監事の定数は二人以上といひまして、その選任につきましては、会員、法人たる会員の役員、会員たる地方公共団体の長またはその職員の中から、總會において選任しますほか、農業または金融に関する学識経験者より委嘱することができ、こ

ういう工合にいたしてあります。

なお、第四十三条及び第四十四条におきまして、それぞれ役員及び協会の第三者に対する責任及び役員に関する民法の準用をいたしてあります。以上が役員に関する規定でございます。

次に、總會につきましては、第三十七条から第三十九条までの規定により招集の方法を定め、議決事項、特別の議決等につきまして、第四十五条から第四十八条までの規定において同様の特殊法人の例にならつて規定しております。

以上のほか、第四十条、第四十一条及び第四十二条におきまして、会員に対する通知または催告の手続、定款その他の書類の備えつけ及び閲覧等につき規定しております。

第六章は、解散及び清算について規定いたしておりますが、第四十九条において總會の議決、破産及び法令等の違反に対する解散命令を協会の解散事由といたしますとともに、解散の決議は、主務大臣の認可を要するものとし、第五十条から第五十三条ま

でにおいて清算事務に關して必要な規定を設けてあります。

第七章は、監督でございますが、この協会は、債務保証を行なう特殊法人としての公共的性格を持っておりまして、これについての監督を十分にいたすための規定をいたしておるわけでございます。

第八章は、罰則であります。他の特殊法人の諸法制に準じて第六十条から第六十二条までにおいて各法条の違反に対しまして、その軽重に應じまして、三万円以下の罰金または過料を科することとして、法の実効性を確保することといたしてあります。

最後に附則につきましては、第一条において施行期日を定め、第二条におきましては、現在各都道府県においてこの協会の業務と同様の業務を行なつております財団法人たる農業信用基金協会が、その寄付行為の定めるところによりましてその住所のあります都道府県を区域とする新しい農業信用基金協会の発起人に対し、当該財団法人の権利及び義務を承継するようにと申し出る事ができるものとして

してあります。この申し出が新協会の創立總會の議決によつて承認されたときは、財団法人の権利義務は、新協会成立のときにこの協会に承継されまして、財団法人はそのときにおいて解散するものとし、従来の協会からの業務の引き継ぎの円滑化をはかつておるわけでありまして、従来の財団法人からの引継ぎの規定でございます。

第三条は名称制限についての経過措置であります。第四及第五條は、従来農業改良資金助成法に基づいて都道府県が行

第六條においては、この協会を農林中央金庫の会員といたしますため、農林中央金庫法を改正するものであります。このほか、第七條及び第八條において監督規定を整備するための大蔵、農林両省設置法の改正、第九條においてこの協会の職員の身分を安定させるための農林漁業団体職員共済組合法の一部改正の規定を設けております。

農業における資本裝備の高度化、経営の合理化等その近代化を推進するためには、長期低利資金を確保することが極めて肝要である。よつて政府は、農業金融制度一般を拡充改善することは勿論であるが、特に農業協同組合系統資金の積極的活用を図るため、本制度金融についても速

一、系統農業協同組合の整備合理化を促進し、特に単協自体における貸出態勢の強化と貸出金利の低下を図ること。

二、農業近代化資金の資金枠を大巾に拡大しこれに伴う政府の利子補給を年利二分以上に引上げ、また末端金利がおおむね五分五厘程度までになるようにすること。

三、信用基金協会による債務保証業務については民主的運用を期すること。

右決議する。

それで附帯決議の二項でございますが、これは現在七分五厘の末端金利に、これが、これは現在七分五厘の末端金利に、国が一分の利子、県が一分の利子を補給して、農業共同組合の末端金利のペースを九分五厘と押さ

まして 県と国で二分の利子補給をする、国の利子補給を二分以上に引き上げることにするのが一つと、実際の運用の面からいたしても、末端金利がおおむね五分五厘にするように考へ

たたらどろかという御趣旨のようでござります。この点につきましては、現在いすれ御審議のときに明らかになるとも思いますけれども、たとえは末端の協同組合の金利を現在九分五厘というところ

非常に勉強いたしましたしまして八分五厘あるに押えておりますのが、協同組合が、それは八分という金利でこれが出される、そういう場合におきまして、それは利子補給を減らすということもござ

れはおかしくなるのでござい
ますので、この場合におきましても二分
の利子補給はそのまま続ける、同時に

ず、特別の場合にわずかな金だけのも
のを低金利でやる場合がございます
が、大体一般の金利の水準を考えま
して、政府として大体末端の金利のペー

スが七分五厘程度までのものについて
は、一般と同じように二分の利子補給
を続けよう、こういう考え方で運用し
ようと思っております。ですから、従
いまして、七分五厘に対して利子補給

も二分でございますから、五分五厘までの実際の運用はできる、こういうことで農業協同組合の勉強いかに

よつてはそこまで利子下がると、

こういふ内容で運用したいといふふう
に考へておるわけでございます。
以上、非常に急ぎましてわかりにく
かったと思いますが一応御説明を申
上げました。

○委員長(藤野繁雄君) 以上で両案の補足説明を終わりました。

それではただいま提案理由の説明並びに補足説明を聴取いたしました三案を一括して議題として質疑を行ない

ます。御質疑のおありの方は、廊下へ
発言をお願いいたします。

○櫻井志郎君 法案直接ではありませんが、
んが、今衆議院の附帯決議について経
済局長から若干の説明があつたのでま

りまされども、とりも一番そは
おつていて、しかも最後の説明がよく
聞き取れなかったのでありますから、
従つて、もつと遠くにいらつしやる主
も私ははつきりしなかつたのじやない

か、そういう点もありますので、若王
この点についてお尋ねいたします。
もう六月になって、一カ月もすれば

らここで三十七年度もしくはそれ以上の近代化資金についてはどうしていくかという考え方については、もうすでに考えたというものは大体きまつておられるところであり、思定のものに過ぎない。

れるだろうと、そのいふ想定のもとに、尋ねるわけですが、現在の三十六年度の案の、政府が一分、県が一分、合わせまして標準としては七分五厘、坂村局長は、この七分五厘の貸し

出して大へん歓迎を受けておると、
 ういうお話をたびたびしておられな
 のであります、たとえば去る五月二

十二日、地方において農業基本法案に

対するいはゆる聯誼会を開いたのでも、りますけれども、その際における三士一人かの純然たる農業者の陳述の中で一番多かつた問題は、農産物、特に電要農産物の価格問題、それから農業近

代化の第一前提になる農身の整備と
う問題と、いま一つは、この近代化資
金というものがたかたか私記憶して
るのであります。この近代化資金につ
いては、ひとしく農業者の方々がそ
う

も、肝心の利子補給、結論的には借者の利子という点から見ると、今の七厘五厘ではまことに農業者の方々の期待

五厘あるいは五分程度にまでこの問題を切り下げていってもらわなければならぬという希望が、非常に多かつたと記憶をいたしております。それから

またそうした希望があるなしにかかわらず、基本法にいう所得の均衡といふ問題や、あるいはまた将来国際競争

で初めて国際競争力にも耐え得る農業経営というものが可能であるというふうに考えられるのでありますから、せつかくこころした新しい制度を築くこと

という段階において、今の七分五厘というようなことではなしに、どうしてもっと切り下げた利率でやっていかなければならないと思います。それ

基本法あるいはこれに類似した法制度をとつておるような国々における

判函に、おつては日本は「ヤンキーで

子補給をして七分五厘というものとは
 べても、おそらく相当割高じゃな
 か、そろそろいろいろの点からいた
 ましても、三十七年度予算編成の段階
 において、これはどうしても切り下

げをやつていく必要があると思うの
あります、衆議院の附帯決議にも
わけ、先ほどの説明とあなたの方の現
の決心といましようか、そうしたた
題について、もう少し率直に御説明

お願いいたします。

○政府委員(坂村吉正君)　ごもっともなお話でございますして、農業の近代を進めていきます場合にはもちろん金が相当大きなウエイトを持つと思

のでございます。そこで、農業金融
つきましてそれじゃどれだけの期限
どれだけの金利、どれだけの条件と
うものがほんとうに農業金融に対し

大切なものかどうかという問題は
なかなかこれはむずかしい問題であろ
うと思うわけでございます。一面にお

ましては、やはり全体の国の財政事情、全体の金利水準というふうなものもどうしても一つの制約にもなりまじ、そういう点からいいたしまして、三十六年度に農業近代化資金助成法を考へました場合におきまして、まあいろいろそういう意味から七分五厘というふうな末端の金利で押えてみましたのでございませう。この押え方の考え方は、一面において日本の農業金融は御承知のように非常にきつめて長期のもので低利なものというふうなあれにつきましては、農林漁業金融公庫が、これは政府の直接の融資といたしまして農林漁業金融公庫があるわけではございませう。そして長期を要するようないものについては、大体三分五厘から七分五厘の範囲で、平均利回りは大体五分五厘という内容で、これは政府の直接融資をいたしておりますわけではございませう。それでなかなか十分ではございませう。その中で、しかも現実には農業協同組合系統に相当の金がある、しかもこれは現実の姿を見ますと、一割前後の金で農民に貸されるというふうな状況でございませう。これを一面において農業協同組合の合理化をとにかく進めて、農協の金でございませうから、農協が自分で合理化をはかって積極的に農業還元をやっていくと、こういうことにならなければならぬと思うのでございませうけれども、それが今の情勢ではいろいろの施策を講じておりまして、なかなかそこまで参りませう。で、政府がそこを参りませうとして、金利についても補強をやっているという考え方で、そこで農林漁業金融公庫の金の条件等との関連等もございまして、七分五厘というところで発足を

いたさしたらどうかというふうに考えております次第でございませう。しかし、今後の問題といたしましては、先ほどおっしゃるようには、欧米等におきましては農業金融はちろんいろいろ高利の状態ではございませう。非常にまあ低利でもございませう。それから融資の期間等も非常に長期のものがあつて、全体の金利水準も外国においては、日本の金利水準より外にありまして、相当低いわけではございませう。ですから一例をとって中央銀行の公定歩合等を見まして、相当日本の状況よりも低いわけではございませう。そういう点と必ずしも段階的に一致するということにはなかなかいかぬと思ひますけれども、方向としては、農業金融が今のような状態では満足するはずはないと思うのでございませう。今後の問題といたしましては、できるだけこれが合理化をはかつていきますように、農業協同組合の合理化と政府の援助と両方をあわせて一つ考えていきたいというふうに考えております。おっしゃる通りに、今も近く三十七年度の予算編成の時期になるのでございませうけれども、まだこの三十六年度の近代化資金の助成法案、あるいは信用基金の協会法案というふうなもの、の成立の仕様にいろいろと追われておりまして、三十七年度におきましてどういふ予算を組むかというところまでは検討はいたしておりますけれども、方向といたしましては、この衆議院の決議にも沿いますように努力をいたしたいという考えでいるのでございませう。

○櫻井忠郎君 簡単にもう一言だけあります。今の局長の答弁を聞いておきますと、たとえば欧米諸国家と日本の公定歩合はどうかと、だから一律にどうは言えないとか、そういうようなことは承知して聞いておるのである。ただ、それに歩調を合わせるということ、現在の時点において、そういう国々における農業の設備投資なり、あるいは農業の生産費なり、いろいろな点から見ても現在の日本の農業の中では、あるいは設備投資が非常に少ないとか、いろいろな点がハンディキャップがあるので、逆に言えばそのハンディキャップをできるだけすみやかに解消する意味からいっても、こうした近代化資金の利率という問題については、もつと私は積極的な考え方を持って農林省が臨まれるのが当然じゃないか、そういう意味でお尋ねしておるのであります。

○政府委員(坂村吉正君) おっしゃる通り、積極的な考え方を持っておるのでございませう。いろいろな制約がございませう。なかなかそれが思う通りに進まないという実情でございませう。で、いろいろ国会の先生方等にございませう。各方面から一つ御援助をいたしたいと思つておる次第であります。

○岡村文四郎君 これは櫻井さんからだいぶお話がございませう。どうも一番困つたことは、どんな法律が出ましても、大臣も次官もそう長くやつておるわけではないのですよ。一番やらなければならぬのは局長なんです。これがどうもそうなんだ。そこで局長の考え方のよし悪しによって、とんでもないことになつてしまふのが実態です。僕は最初から、あんなことをされてこれが実行できるというふうなそんなことはあまり考えていないが、しかし肝心なところだけは身を挺してやろうと思つてゐるから……。金利が七分五厘ということではどうなるものじゃないかと最初から思つてゐる。だけれども反対を言つてもいけないから黙つておるけれども、この七分五厘の金利なんというところはとんでもないことでは。どうでしょう、夕べのあの格好を見たら、あんなことをしてたら法律の肝心なことができない。それが一番やらなければならぬ局長がそういう御返答では困る。大臣とか次官というものがこれは大へん長くおるとつて、これだけでも、実を結ばせるのは局長なんです。これはどうも困つたもので、そんな考えではないか、もつとしっかりしてやつてもらわなければ。だから今度の予算は、櫻井さんもおっしゃる通り、三十七年度の予算にはどんなことがあつても何とかいふことではないと、とてもそれは有利にも何もない。

○政府委員(坂村吉正君) 非常に今後の問題といたしまして根本問題になる問題でございませう。先ほどおっしゃる通りに、最善の努力を私たちがいたしたいと思つております。

○東隆君 七分五厘の金利、これは非常に高いと思ひますけれども、しかし、貸付の対象によつては七分五厘も非常に安いものもあるんじゃないかと思ひます。それで、問題は、私は「七分五厘以内」ということで非常に安い資金もなければならぬと思ひますが、そういうふうな考え方で、これは一律に七分五厘というふうな考え方で、もつと一応お考えになつておるんですか。どういふふうな考えで、

○政府委員(坂村吉正君) 全般的な問題といたしましては、末端の農業協同組合における金利として七分五厘と、こういう考え方でございませう。ただ今までの制度金融を引き継ぎましたものがございませう。で、それは、従来農業改良資金の施設資金でやつておりました中に、工事費が十万円以下の非常に小規模の土地改良がございませう。こういうふうなものは五分でございませう。そして、耕地防風林の造成というふうなものもこれでやつておるのでございませう。これは従来の通り五分五厘というところでございませう。しかし、おっしゃる通り、これは前にさういふ五分や五分五厘でやつていたものを引き継ぎましたからそれをそのままやつておるんであります。本来の制度といたしましては、一般的に末端金利を七分五厘と、こういう押え方をしておるわけではございませう。と申しますのは、今農業協同組合の金利が大体末端で押えますと九分八厘ぐらいになるわけではございませう。平均で言ひまして、そういうことでございませう。で、本来は農協の金が農民に還元されること、一番大事な問題でございませう。で、農協が合理化をして末端へほとんど貸していくと、こういう態勢がございませう。と、末端の農協の預金金利は、定期の一年のもので考えますと、大体現在、この間改訂をいたしまして五分六厘であつたと思ひます。ですから、そういう状況であります。と、末端で本気になつて貸す態勢がございませう。相当

の資金で、そうしてこれは非常に高いものでもありますから、これに利子の補給をしてもそう安くならないわけですね。そこで資金源を考えなければならぬと思うのです。その資金源のうちで考へるべきものは、私は、岡村さんのとおりになつておる共済農協連が集めておる——今一千億以上あるのじやないかと思ふのですが、この金は、考へようによつては非常に安い金利の資金ではないかと、こういうふうに考へておるのですが、この資金を、私は、県段階その他においてかりに使うとすると、これは相当安い資金が農業関係の団体に還元されるのじやないか、こういう気がするのですが、この方面

○政府委員(坂村吉正君) おつしやる通りでございます。現在、共済農協の農業協同組合がやつておる共済の資産準備金の積み立ては大体七、八百億をこえておると思います。昨年の暮れで六百億前後になっておりまして、これで、八百億ないし九百億に達しているのじゃないかといふふうに私考えております。で、これは非常に、純粋に

考えます。非常な低利の金でございまして、長期の金でございまして、いろいろとその共済事業につきましても、民間会社等との競争等もございまして、実際問題としてはやはりコストを七分ないし七分五厘くらいに見ないかと、なかなか使えないのじゃないか、こういう実情のようでございます。で、これの使い方といたしましては、御承知のように、現在これはほとんど全部が——九十何%が信連の預金になっております。そういう関係で農業協

同組合として信連がとにかく低利の金を回していく、こういう場合に一番大きなことが柱になっておるのでございまして、そういう意味で、農協の金利につきましても、こういうものがどんだんふえてくるのでございますから、自分の合理化も進み、金利も、既往の金利をどんだん下げていく、こういう方向に指導して参りたいというふうに考えておるわけでございます。

○高橋衛君 先ほど櫻井委員並びに東委員からお尋ねのありました金利の問題についてもう少しお伺いしたいと思ひます。先ほどの御答弁によりますと、現在農協で貸付をしておる平均金利が九分八厘ということに相なっておりますというお話でございます。そこでお伺いしたい第一点は、先般国会を通過して成立した農業協同組合の合併促進法によつて今後合併が促進されることになると思ふのでありますが、あの程度の促進ではなかなか理想的な整理促進はできないかと思ひますけれども、農林省として大体、経営規模としてこの程度の経営規模ならば普通の金融機関として今後十分に整理していけるじゃないかという一つの理想的な形があろうかと思ひますので、もちろん多きにこしたことはないと思ひますが、協同組合としての性格を失わない範囲で、また実際にそれが実現可能な程度においてお考えになつてゐる一つのアイデアル・タイプというのですか、そういうものが局長などの頭におありになるのじゃないかと思うのです。そういう場合に、そういうふうな農協において、先ほどとも御答弁にありました通り、一年物の定期でもつて預金コストは五分五厘、そのほかに半年物もあるであ

りましたし、定期でないものもあるでありまして、おそくは預金コストとしてはごく低利じゃないか、一般金融機関のそれに対するところの事務費その他のコスト——預金コスト以外のコストというものを考えてみますと、おそくはあの常識からいって二分五厘あれば十分じゃないか、そういうふうな感じがするものであります。そうすれば、なるほど法律では九分五厘といふものを一応予定して、それに二分を補給して七分五厘以下ということで法の制定をされておるわけがありますが、實際上それは相当そういうふうな合併が促進され、そうして農協が健全にだんだん育つていくという姿を考えるならば、そういうふうなところに到達し得るところのものであるのじゃないか、かように考えるわけがあります。そこで、その点について、そういうふうな、ある程度、その程度の合併ができ、この程度の整理ができたらばという姿を描いて、その場合において、どの程度のつまり預金コストになり、さらに貸し出し金利のコストの水準になるかという点についてお尋ねしたいのであります。

○政府委員（坂村吉正君） 非常にむずかしい御質問でございますが、おかげさまで農協合併促進法が通りまして、現在いろいろな農協合併が進んでおるわけであります。この際、どういう姿の農協ならば一番理想的なものとすることは、なかなかこれは機械的には言えないと思つてございます。地方の实情に應じて考える面が非常に多いと思つてございます。そこで現在、御質問にびつたり合ふようなことで、こういう理想の農協ではどのくらいのコ

ストになって、どのくらいの金利、こ
ういふものはございせんけれども、
一応今までの資料によりまして平均の
コストで見てみますと、農協の段
階で、預金の利回りが大体四・九
六％、四分九厘六毛、これは全国平均
でございしますが、それから経費率が一
分七厘六毛、合計をいたしまして六分
七厘二毛というのが大体農協の、何と
いいますか、まず一般的に言つてコス

トといふことに言えると思うのでございますが、信連の場合におきましては、預金利回りは大体六分四厘一毛、それから経費率が九厘九毛ということとで、合計をいたしまして七分四厘というものが信連のコストになっております。それから農林中金の場合を見てみますると、預金利回りが六分九厘でございます。六・〇九％、経費率が一・〇八％、一分八毛ということになっておりまして、合計をいたしまして七分一厘七毛、こうなっておりますが、これはこのほかに農林中金では預金のための奨励金を出しておりますので、これが大体一分一厘六毛ぐらいでございます。それからそれを加えますと八分三厘三毛ぐらいで農林中金の段階のコストがなりますわけでございます。これで銀行のものと、これは一応、はたしてきちんと比べられるかどうか知りませんけれども、都市銀行と地方銀行を例にとつて比べてみますと、都市銀行で、大体下期の方はコストが低いわけでございますので、下期のコストをとつてみますと、預金の利回りが四・一四％、四分一厘四毛、経費率が二分四厘七毛、合計で六分六厘一毛。それから地方銀行においては預金の利回りが四分四厘一毛、経費率が二分五厘、合

計して六分九厘一毛、こういうようなことになっておりまして、全体を比べてみますると、農協系統機関のコストというものがやはり比較的高くなるというような実情にございます。ですから、従いまして標準の農協になった場合にとりうところまで金利が下げられるかという問題は、まだ私どもの方で検討しておりませんけれども、十分検討してみたいと思います。

○高橋衝君　ただいまの点は、今後農協がどうあるべきかということを考え、また農業金融というもの、ことに近代化資金というものがどういうふうな運用されるかという面について非常に重要なポイントでありますから、ただそういうふうなばんやりしたことではなしに、もう少し的確な一つの理想形をお作りになって、そしてそれをもつて一般の改善をするところの指標にしていくというふうなにぜひお願いいたしておきたいと思ひます。

それから、それに関連いたしましたしていま一つの点は、例の財務処理基準令があるわけでございますが、財務処理基準令において相当農協の資金の運用を制限しておられるわけでございますが、この近代化資金の運用に関連して、どういう点をどういうふうな改善される予定であるか、その点を一つお伺ひいたしたいと思ひます。

○政府委員(坂村吉正君)　第一の、先ほどの問題につきましては、十分御趣旨に沿ひまして私どもも勉強をいたしたいといつておりますので、よろしくお願ひをいたしたいと思ひます。

それから財務処理基準令の問題は、今までも非常に問題がございまして、今度農業近代化資金を実施をいたしま

す場合におきましても、これが貸し出しの制約になるようなことがあつちやいかぬというふうなことを考えておるわけでございます。そういう意味でこれを相当大幅に改訂をいたしたいといふふうに考えております。ただその前に一応、かりに改訂をいたさないといふにしても、農業近代化資金のよう

に政府の利子補給、あるいは県の利子補給、債務保証等を受けておるような

資金につきましては、貸出限度についてはこの財務処理基準令の適用を受けない、こういう考え方でおるのでございますので、改正をしなくても財務処理基準令の規制は貸出限度においては受けられないということが可能でございます。しかし、そのことは別にいたしまして、一般の農協の貸付等におきまして、非常に問題でございますので、主として貸付限度の問題、その点を中心にしたしまして改正をいたすべく、今政府部内で検討中でございます。できれば貸付限度を撤廃してもいいんじゃないか。それから農協の総会で、貸付限度をきめる、この程度で実際問題としていいのではないかというようなことを考えております。これは率直に申し上げますと、この問題が財務処理基準令の中心問題であると思いますけれども、大蔵省でもいろいろ意見がございますまして、まだごく最終的には煮詰まっておりますから、そういう方向で考えたいと思っております。ただ、現実には財務処理基準令による計算でいたしますと、農協の全国平均でございますと、貸付限度は一人当たり現在の資産状況からいいますと、平均してみますと百万円をこえる金額になります。ただ実際問題は、総会におきまして

て非常に限度を抑えているというのが実情でありまして、二十万円以下に押えておりますものが七〇%ございませう、全体の農協で。そういう状態でございますから、非常に農協の貸し出しがでないかという状態になっているのではないかと思います。それから、現実問題として、農業協同組合組織の一つの問題であらうかと思ひますけれども、現地に於いていろいろ話を聞いてみますと、貸し倒れ準備金を積んで、きちんと貸付ができる態勢を作ったらいけないか、こういう話をしますと、貸し倒れ準備金なんてものを積むということ自体が、総会で大問題になって、なかなか大へんだ。人の金を踏み倒すようなやつに金を貸すのか、こういう議論が出て、なかなかそういう態勢がでないかということが実情としてはあるようでございますので、農業協同組合の実際の考え方といひますか、運用の問題を十分指導して参りますと、なかなか限度だけをはずしていかないのではないかと、十分一つ指導して参りたいと思ひております。

○高橋衛君 さつきの第一の質問に因連してのもう一つの点でございますが、農協の資金コストが高くなつているところの二つの原因に、農協の経理の区分が必ずしも明確でない。また明確であつても、他の事業部門、または指導部門に対して相当食われている。全国平均としては、二、三年前の統計だつたと思ひますけれども、六分くらい金の信用部から他の部門に使われているというふうに記憶いたしておるのではありませんか、そういうふうな他の部門に使われているということは、こ

れはどうしても改善できぬ問題であるかどうか、私はそういうふうな信用部門というものをやはり経理区分をきりきりして、そうして独立採算的にいくのが理論的であり、また農業金融といふものを今後ほんとうに育てていくという面から考えれば、当然そうすべきであるのではないかと、こういうふうな点について、その他の部門の経費を負担するといふものの性格には二つあるかと思ひます。一つは、たとえば中央会とか、その他指導関係の経費の負担金と、それから他の事業部門の赤字の補てんと申しますか、経費の負担、その二つあるかと思ひます。ところが、それが一体この資金コストにどの程度の影響を及ぼしているかという点を一つ御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(坂村吉正君) 的確な資料はございませんが、おっしゃる通り、非常に信用事業がほかの事業に食われているというのが大体的な態勢であらうと思ひてございします。これは昭和三十一年、三十二年、三十三年の調べでございまして、全国の調査でございします。信用部門が大体三十一年、三十二年、三十三年とも黒字でございします。しかし購買、販売、それから加工、利用、共済その他の事業、指導部、こういうものは大体的に赤字になつていまして、赤字になつております。販売事業、購買部門が三十二年から三十三年は黒字になつております。それから倉庫部門は、これはずっと一貫して黒字でございしますが、全国調査をいたしますと、実態はそういう趨勢になつております。そこで三十三年でこ

れを調べてみますと、三十三年は、二百九十組合の調査でございします。信用部門の黒字が五十三万七千円、これは一組合当たりです。それから購買部が十三万八千円の黒字、それから販売部が九万円の赤、倉庫部が五万七千円の黒、それから加工部が二十万七千円の赤、利用部が六万三千円の赤、共済部が五万三千円の赤、その他の事業部が二十五万四千円の赤、指導部が一千円の赤、管理部が一千円の赤、こういう状態でございます。これが信用部門に相当しお寄せをされていまして、信用部門に於いては、財務処を厳重にするようにということと、信用事業以外の事業を区分して経理しなければならぬという、こういう条件があるでございします。そういう信用事業にかかるといふのは、資産として現金、預け金、こういうふうなものを、それから負債として貯金その他の、こういうふうなものをいふふに入れる、それから「信用事業以外の事業に係る経理には、信用事業に係る経理に属しない資産、負債、収入及び支出を置きしめなければならぬ」といふ工合に書いてあるものでありますが、現実問題といたしまして、これの指導がいわゆる現金といふような、あるいは預け金といふようなものは、こんがらがつておる、実際問題といたしまして、そういう状況でありますので、経理区分を財務処基準令でございまして、きめておきまして、実際ちゃんと経理区分ができていない、こういう状況であらうと思ひますので、これはやはり信用部門あるいは販売部門と

いうようなものは、現金と預け金から何に至るまで、全部ちゃんと経理をやつて、はたしてどこでどういう収支区分ができるのかということをはつきりさせて、一部門に対するし寄せをさせる、そうして合理化するものは合理化するようにしていくべきであらうと思ひますので、そういうふうな意味で、今後財務処基準令のこの経理区分の適用というの厳重に、強力に指導していったらどうかというふうに考えております。

○高橋衛君 ただいまの御説明で大体はわかるのでございしますが、私も現実の農協といふものを見てみた場合に、なるほど財務処基準令はちゃんとしていて、それで私ども端的にこれを批判するならば、農協は高利貸しをしていろいろな赤字を埋めていまして、また農協の総会において貸付限度を制限するの一般的な風潮であります。これは高金利で貸すものだから自然回収が困難だ、またあふない金を貸さなければいかぬというふうな面がどうしても相連して生じて参る、そんな関係から理事情機に於ける信用その他の面もいろいろ問題を生じてくるというところがございまして、従つて財務処基準令をきちんとそのまゝの通りに指導するといふことが、今後非常に大切な問題じゃなかろうかと思ひます。それで、これはもちろん農協の第一線の方々も、もの考え方をもう少しはつきりと割り切つてお考え願ひ、そしてほんとうに今後

農業基本法のいろいろな施策をやつていく上におきまして、これが根幹になるかと思ひますが、その根幹たる使命を達成するにはどうしてこれがちゃんとしなければ困るのであるか、その点について、いさしく政府として一体どれだけの信念と自信を持てているかという点をお伺ひたいのであります。

それからもう一つ、それと因連して現在の農協の実態から申しますと、なるほど貸付限度は相当徹底するなり引き上げるなりいたしまして、先ほど御答弁になりました通り、現実の姿としては農協の総会において相当制限されてしまつて、しかも農協に集まる金にはなるほど定期も相当ございしますけれども、固定しては農協の資金運用の上からいつて相当困難な面もあるかと思ひます。従つて、こういうふうな農協の近代化資金の対象になる、相当金額のまとまつたものであつて、しかも中等以上の金といふことになれば、農協だけで持つて融資をするといふふうなことが、必ずしも現実の場合としては適当でないといふふうな場合もあるかと思ひます。従つて、農協自体としては、余剰金がありながらそれを信連に預けて、そうして信連からまた逆に貸していただくといふふうな道をとらざるを得ない場合が、現実の姿として相当あるのじゃないかと私も思ひます。そういう場合には、実際はその債務保証については保証基金の運用を受け、十分保証力があるわけであり、また現実には信連の帳簿を通すだけの問題である。従つて、その間、金利をわざわざかせがせるために信連の名前を使うとい

うふうな格好にもなるわけでありまして、その辺、信連のコストをそのまゝ全部引つかぶるといふのじゃなしに、何か現実の指導の方面でうまく運用する方法がないか、その二つの点をお伺いしたいと存じます。

○政府委員(坂村吉正君) 農協の合理化と指導の問題につきましては、これはおっしゃる通り、非常に今後とも大事な問題でございますので、法令の整備等はもうございしますが、十分本来としての指導等も、あるいは中央会系統、そういうふうなものも十分連絡をとりまして、指導に当たっていきなすと思っております。

それから第二番目の問題の、単協等で貸せないような場合に、信連から貸すというふうなことも考えられるわけでございますが、そういう場合もございしますが、そういう場合におきましては、もちろんそのために非常なコストが實際問題としてはかかるわけでございますが、そういう一つの場合作りたしましては、とにかくこの農協ではどうしても貸せないというふうな場合には、信連から、直貸しをしようというところを一つ考えなければいかぬと思っております。その場合には、単協が信連から金を借りておいて貸すという場合よりも、コストが下がるわけでございます。安いわけでございます。

その場合においては、大体単協が貸した場合と同じように九分五厘という押え方をいたしまして、もちろんその単協が事務代理をいたしますから、そのためにいろいろな経費もございしますが、九分五厘と同じようなレベルで押える、そうして直貸しができるようにしたらどうかというふうに考えておる

わけでございます。それらの点を中核にいたしまして、この運用について十分一円四角に参りますように指導して参りたいと思っております。

○高橋衛君 もう一点だけ。一つ、この近代化資金助成法ができる前、今までにおきましては、各都道府県におきましては、自主的に相当利子の補給をやっておる例が相当多いように私聞いておりますが、そういうふうな、つまりたとえば府県または農業団体等において、実質的にやっておりますのが、相当高いものは四分くらいも補給しているものがあるかのように聞いておりますが、そういうふうな高い利子を補給をした場合におきましても、この国の利子補給というものは当然につけていい性格のものであろうかと思つておりますが、その実情と、それから国としては七分五厘以下ということと、都道府県も一分の利子補給をするというところだけが要件になって……、それが三分または四分、利子補給をするところとはちつとも差しかえないと思つておりますが、その点と二つだけ一つ。

○政府委員(坂村吉正君) 現在、三十五年の調査でございますが、各都道府県におきましては、三十八都道府県で八十二種類の系統金融を実施いたしております。これの貸し出し総額は六十億という程度でございます。これにいろいろの融資の条件がございしますが、しかしこの場合におきましても、ほんとうにそれでは七分五厘以下のものがどれだけあるかというふうに調べてみますと、七分五厘以下のものは総額にいたしまして、全体で三十億しかございせん。そういう実態でござ

いますので、やはりその全体の金利水準というものは、相当高いのじゃないかというふうに考えております。もちろん県なり道なり利子補給をいたしまして、そうしてこれを金利を下げていって参りますものは、これはその分だけはプラスして金利が下がる、こういう工合にこの問題についても、この近代化資金についても、当然県が一分といわず二分あるいは三分というふうな利子補給をいたしました場合には、当然それだけ金利が下がるのだというふうに考えております。

○堀本宜実君 これは中金の民主化等との関係もあるのですが、一つ伺つておきたいと思つたのですが、中金が何か清算事務でもやれば別だが、そうでない、もう今までのような、例の財務基準令というふうなものが変更されてきて、そうして単協なりあるいは信連の段階で、ことに近代化資金なんというものは、今度保証制度が完備して……完備するかどうかは別として、保証機関というふうなものが作られる。そうすると、上まで上げてきてまた金借りるといふことになしに、制度資金は別として、系統資金ならば、上の方へ持つていかぬで、それぞれ地域に金があるのだから、私は、従来農村が金をはしがつていたといふところ、この近代化資金の役割というものは相当大きな役割をするのではないかと、こゝろに考へております。そこ

で、今後中金というもののあり方といふんですか、中金の姿といふんですか、そういうものをどういうふうにお考えになりますか。

○政府委員(坂村吉正君) おっしゃる通りでございますが、今度どんな系

統金融が末端において促進されて参りますと、何も末端で貸せるものを中金まで、そのまゝ今までのような考え方で上がつていくというふうなことはだんだん変わつてくるのじゃないか、姿が変わつてくるのじゃないかというふうに考えております。しかしながら、やはり一つの問題は、農民の金が系統に集まるというところが一つの問題であらうと思つてございまして、そのために、今度の民主化のもとに、とにかく末端と中金とがつながつて、そうして農協、信連、中金という一つの系統機関によつて、系統の金というものは、預金もとにかく安心だと、それから貸付も、足りないときにはそういう大きな系統の力で有無相通するのだと、こゝろに考へたことが農協系統金融として一番大事なことであらうと思つてございまして、そういう意味におきまして、私は、今度の農林中金の民主化というところは、非常に今後の農業金融の発展、系統金融の発展のために意義があるのじゃないかと思つた。考へておるわけでございます。また、かりに、今度は末端で本金が十分に貸されて、中央までくるのがないというふうな場合には、全体の農業金融の調整のために、農林中金は今度の債券発行の機能を持っております。毎年これは五百億前後のものを農林債券で調達しております。そういう機能もありまして、また、そういう調達方法でほんとうに足りないところに債券発行の原資を今度は回していくといふことも可能であらうと思つてございまして、そういうふうなことで、全体としての系統金融の頂点に立つて全体の調整をするといふことの機能が

今後大いに期待されるのじゃないかというふうに考えております。

○堀本宜実君 そうですか。それはまあ今のところあなたの方でも、中金がずっと、そういう近代化資金等によつて荷が軽くなり、また系統金融というものの役割がだんだん薄らいでくるといふ、あとで清算事務をやるのだというふうに、極端な表現もできないだらうと思つて。がしかしね、よう考へてみると、基本法というものが通つて、五年も前から、農民が曲がりかどにきたというのだが、一体どつちに曲がるのかといふたときに、今度はその曲がる方向といふものを、あらかじめ、こゝろに考へるべきものではないかというのが基本法だと思つて。その場合に、農民みずから、この基本法に調子を合わせるように、いろいろの角度から、今までの農協というものの根本的な立場を改変して、改めて参るであらうし、また参らなければならぬ。そういうふうに、農民も受け入れていかなければならぬと思つた。そのときに、農業団体というものが、従来の姿だけで、従来のような姿で放任されておけるはずはないのであります。頭を清めて衣服を改めて、そして、この新しい農業の門出をしななければならぬときに、農業団体が、従来の姿でおつてよろしいなといふことがあり得ようと思つた。ことに、単農を一本にしよといふ動きは静岡あたりにも出てきて、そうして三年五年というふうな、何といひますか、その一地域の、町村合併をされたところの、農業協同組合の合併にとどまらずと、郡は郡単位でやり、あるいは郡はもう

要らぬじやないか、県は県単位でやろうじやないかというところが起つて参つております。それから農家が生産した販売の、共同販売にいたしまして、そこそこでマージンをとられて、ストローみたいなものでマージンをとって吸い上げたものではたまたまでないですよ。ですから、そういうことの改正というものを、私は整備というものをしなければならぬ時期が、今こそきているのだと思ふ。それが、農林中金なんというよりも、今までは、私は決して農林中金を誹謗するわけでも非難するわけでもないのではありませんが、今五段階制ですよ、農業協同組合、しいて言われば、単農に、それから県に、それから中央とまでありますが、ところが中央の機関は各府県へ支店を、支所をおろしているのですよ。そして、県連は郡へ支所をおろしている。みんなそれぞれ人をつけて、ことにこの中金あたりの支所なんというものは、私は地方の農民には必ずしもいい印象を与えておらぬと思ふ。その府県の県庁の所在地に、鉄筋コンクリートで家を建てて、そして相当いばつた角度で生活をして、そして、そういう、どうしてこれは農民から吸い上げていった金か、あるいは制度資金の中渡しのマージンか、そういうことにおいてああいふ経営ふりをしておるのだから、私は、将来の農業、農林中金というよりも、今の姿というものは変わつてくるだろうというふうにお考えになるのが当然だと私は思ふ。それが、いろいろまだ債券の発行だとか、その他いろいろな仕事があるから大して変わらぬと思ひになるのなら、私は大へんな間違ひだと思

ふ。そして、農業協同組合もほんとうにここで調子を合はしてやらなくと、農民の自主的団体であるという組合が、私は大へんなことになる。ことに制度資金と中金とのあり方の問題で、すね。つまり、まだ例の農林漁業金融公庫のそれぞれの出張所なり支店なりが、各都道府県に全部があるわけじゃない。そのうち、そういうことで、そういう金融の部面は一部農中もお世話をしておると思うのですが、こういう関係についても、将来整備をしていかなければならぬ問題があるから、ことにわれわれの団体の関係も若干ある。団体の整備強化といふことも、非常に都合がいい言葉で表現すれば整備強化といふのでしよう。ともあれ、何かこのままでやっていけるはずがない。農業団体なんというものは四十幾つもの団体があるのですが、この整備強化し、ことにこの農村金融といふものを、なお一そうこれを機会に徹底をしよう、整備強化をしようとお考えがございませうか。

○政府委員(坂村吉正君) おっしゃる通りでございます、いろいろむづかしい問題がございまして、団体等につきましても、そこで、私も農林中金が今のままで将来あるだろうということをお申し上げたものではございせん、近代化資金等が整備をされて参りますと、末端で農協がほんとうに活動をする態勢ができれば、ほんとうにその協同組合の金融ができるならば、これはだんだん姿が変わつてくるだろうというところをお申し上げたわけでございます。しかし、その場合におきましても、系統金融といたしましては、いろいろ地域的なアンバランス、それから業種間のアンバランスがございまして、そういうような場合に、これに対する資金の調整の役割は、どうしても中央でやっているわけでありまして、そういう意味におきましては、私は今債券発行機能等を持つておる農林中金があるというところで、これは相当やはり地域的な、あるいは協同組合間のアンバランス等の調整ができるのじゃないか、こういう工合に考えております。現状は、全体農林中金で、三十五年で大体二千四、五百億の貸付がございまして、この中で、いわゆる会員貸付と申しますか、員内貸付は五百五十億と、残りは員外貸付であります。員外貸付の中でも、これは農業部門は、金を集めてくる部分は非常に少ないので、二百億でございまして、むしろその水産であるとか林業であるとか、そういう方面には自分の資金がないわけでございます、そこで、そういう農業から集めた金が相互融資で融資をされておる、そういう実態であらうと思ひます。そういうような意味で、農林中金といふものは、資金の調整の機能といふものが、相当今後大きく考えなからうかという問題もあるのじやないかと、こゝろに考へております。

○堀本宜実君 その他の農業団体に対する整備強化に対する御意見は、中金の分はこれでございますが、

○政府委員(坂村吉正君) ごもつともでございます、それは農業団体の整備強化といふものは、基本法の施策を進めていく上に非常に大事なことでありうと思ひます。なかなかむづかしい問題でございます、十分いろいろの面を考へながら検討しなければならぬ問題だと思ひますけれども、できるだけ早く何とかそういう方向で各方面ともそういうつもりで一つやつていく、事に処していくという覚悟が必要である、私も一つ十分そういうつもりで勉強いたしたいと思つております。

○堀本宜実君 私は、覚悟はほとんど全農業団体でできておると思ひます。そこで大へん御心配をされると思ふ、いろいろな角度で何かバランスをとらなければいかぬとか、ここをいつたらこつちが腹を立てたりしやしないかといふような大へん遠慮をされることが多いと思ふのですが、もう遠慮なしに、この際遠慮しておる段階ではないと思ふ。今までの企業なり団体そのものを温存させておく態度でもないと思ふ。ほんとうに新しい角度で踏み出そうという立場に立つては、農業団体といふものの整備と言つただけではいけません、強化と言わなければいかぬと思ひますが、そういうことによつて初めて有終の美をなす、それがためには指導機関である農林省の立場から、早く相談をされてやつていかれるという努力が、勇気が必要なのではないかと、こゝろに思ひますので、激励を申し上げておきたいと思ひます。

○高橋衛君 先ほど堀本君が農林中金について御質問申し上げたのに対して、御答弁の中に、農林中金の機能として金融調節的な機能、そのほかに債券の発行できる機能がある。現に五百億程度の債券を発行しておるといふ御説明があつたのであります。この点について私どもときどきいろいろの批判を聞くものでありますから、この機会に政府当局に御説明を願つておいたらどうかという趣旨で質問をするわけでありまして、と申しますのは、現実に農林中金は相当下部の農協または信連から資金が吸い上げられて相当多額の資金が現に保有されておる。しかもそれが系統団体に融資されるという分は割合に少なく、多くの金その他の方面——最も極端な例は、高い高利に当てられておるというふうな現実の姿があるわけでございますが、そんな関係から申しますと、債券発行といふものは権限があるのでございまして、必ずしも今日債券発行によつて資金を吸収しなければならぬという必要性はないかのように私は思ふ。また、そういう批判を近ごろ聞くのであります。もちろんそれを高く融資をするといふことであれば、債券発行の五百億の金を非常に有効に使われるでありまして、うが、いろいろ説明を聞いてみると、たとえば金融市場において、農林債券といふものの証券市場におけるところの地位を保持していくためには、やはり年々ある程度の債券を発行していくことが必要だといふお話しも伺ひます。しかし、あるいは悪口を言ひ人は、農業団体等の中にそういうような批判をする人があるわけでございます。農林中金はそのために、証券会社に対する義理立てのために五百億からの債券を発行しておる。それはもちろん有利に運用するから中金としてはもうかつておりましようが、しかし、必要でないところの金を吸い上げ、農林中金本来の仕事であるとはとうてい考えられないような運用の仕方をしておるといふふうな、私どもは批判をときどき外部から伺ひわけでありまして、そういう点について政府当局はどういうふうな

国庫は、蚕繭共済につき、共済目的の種類ごとに、組合員等の支払うべき共済掛金のうち、当該組合員等に係る共済金額に、その者

の住所の存する第百八条第一項の区域又は地域の属する危険階級の蚕繭基準共済掛金率及び当該都道府県と系する蚕繭共済掛金制度員日

湖合を乗じて得た金額に相当する金額を負担する。

前項の蚕繭共済掛金国庫負担割合は、共済目的の種類ごとに、左の各号に掲げる率を合計したものを当該都道府県に係る第百八条第

二項の蚕繭其済掛金標準率で除して得た商に相当する数とする。

一 当該都道府県の第百八条第四項第一号の蚕繭通常共済掛金標準率の二分の一

二 当該都道府県の第百八条第四項第二号の蚕繭異常共済掛金標準率の二分の一

三 当該都道府県の第百八条第四
項第三号の蚕繭超異常共済掛金
標準率

ころにより、前条第一項又は第三項の規定による負担金を合計した金額に相当する金額を事業団に交付する。

事業団は、前項の規定による交

付金に相当する金額を組合員等が組合等に支払うべき共済掛金の一部に充てるため、政令の定めるところにより、当該組合等に交付しなければならない。

事業団は、前項の規定により交付すべき交付金のうち前条第一項の規定による負担金に係るものについては、組合等に交付するの

一、農業災害補償法の一部を改正す

農業災害補償法の一部を改正

農業災害補償法（昭和二十二年法

第二條中「の行ふ共済事業、農業

第十二条及び第十三条を次のよう

き、共済目的の種類ごとに、農業

代えて、当該組合等が事業団に支払うべき保険料の全部又は一部に充てて事業団の農作物勘定の保険料収入に計上することができる。

事業団は、第二項の規定により交付すべき交付金のうち前条第三項の規定による負担金に係るものについては、組合等に交付するの代えて、当該組合等がその属する農業共済組合連合会に支払うべき保険料の一部に充てて、当該農業共済組合連合会に交付し、又は当該農業共済組合連合会が支払うべき再保険料の全部若しくは一部に充てて事業団の奉還勘定の再保険料収入に計上することができる。

第二項の規定による交付金については、事業団を国とみなし、当該交付金を国が国以外の者に対して交付する負担金とみなして、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）の規定（同法第二十三条の規定及びこれに係る罰則を除き、その罰則以外の罰則を含む。）を準用する。この場合において、同法（第二十七条を除く。）中「各省各庁」とあるのは「農業保険事業団」と、「各省各庁の長」とあるのは「農業保険事業団の理事長」と読み替えるものとする。

第十三条の三 第十一條第二項及び第十三條を「第十三條第一項、第二項及び第四項」に改める。

第十四条の次に次の二条を加える。

第十四条の二 国庫は、政令の定めるところにより、毎会計年度予算

の範囲内において、第八十五条第四項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により主務大臣が指定した組合等に対し、当該組合等の行なう農作物共済の共済目的である水稲についての病虫害の防止に要する経費の一部を補助することができる。

第十四条の三 第十四条の規定による負担金及び前条の規定による補助金の交付に関する事務の一部は、政令の定めるところにより、事業団に委任することができる。

第十五条第一項第一号中「又は養蚕」を削り、同項第三号を第四号とし、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 養蚕の業務を営む者

第十六条第一項中「成立したとき」の下に「合併によつて設立した場合を除く。」を、「前条第一項第一号」の下に「又は第二号」を加え、「（以下第一号資格者という。）」を削り、同項ただし書を次のように改める。

但し、耕作の業務及び養蚕の業務ごとに、耕作の業務を営む者についてはその営む同項第一号の農作物ごとの当該業務の規模、養蚕の業務を営む者についてはその営む春蚕繭及び夏秋蚕繭ごとの当該業務の規模が、いずれもその農作物ごとの又はその蚕繭ごとに政令の定めるところにより都道府県知事が定める基準に達していない者については、この限りでない。

第十六条第二項を次のように改める。

左の各号の一に該当するとき
は、当該各号に掲げる者について

も、また前項本文と同様とする。

但し、当該農業共済組合が第八十五条第二項前段又は第七項の規定によりその農作物共済又は蚕繭共済において前条第一項第一号の農作物の一部又は春蚕繭若しくは夏秋蚕繭のいずれかをその共済目的の種類としなければならぬ場合において、その現に行なっている農作物共済若しくは蚕繭共済の共済目的の種類とされてその農作物若しくは蚕繭についてその営む当該農作物ごと若しくは当該蚕繭ごとの耕作若しくは養蚕の業務の規模がいずれも前項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達しない第一号に規定する第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者又はこれらの者となるに至つた者及び当該農業共済組合が第八十五条第二項後段又は第七項の規定により農作物共済又は蚕繭共済を行なっていない場合において、その行なっていない農作物共済について同号に規定する第一号加入資格者若しくは第二号加入資格者又はこれらの者となるに至つた者については、この限りでない。

一 農業共済組合が合併によつて設立されたとき。

前条第一項第一号に該当して同項の規定により当該農業共済組合の組合員たる資格を有する者で前項但書に規定する者以外のもので（以下第一号加入資格者という。）及び同条第一項第二号に該当して同項の規定により当該農業共済組合の組合員たる資格を有する者で前項但書に規定する者以外のもので（以下第二号加入資格者という。）を、役員及び

する者以外のもの（以下第二号加入資格者という。）

二 組合員でない者が農業共済組合が成立した後に第一号加入資格者又は第二号加入資格者となるに至つたとき。

その第一号加入資格者又は第二号加入資格者となるに至つた

第十六条第四項中「左に掲げる者」を「組合員たる資格を有する者」に改め、各号を削り、同条第二項の次に次の一項を加える。

第八十五条第三項に規定する農業共済組合が同項の規定により、その共済目的の種類としない農作物若しくは蚕繭共済をその農作物若しくは蚕繭共済においてその共済目的の種類とするに至つたとき、又は前条第一項第一号の農作物の全部若しくは一部若しくは春蚕繭若しくは夏秋蚕繭の全部若しくは一部をその共済目的の種類として農作物共済若しくは蚕繭共済を行なうこととなつたときは、組合員でない第一号加入資格者又は第二号加入資格者においてその共済目的の種類とされることとなつた同号の農作物又は春蚕繭若しくは夏秋蚕繭につき耕作又は養蚕の業務を営むものうち、その営む当該農作物ごとの又は当該蚕繭ごとの当該業務の規模がいずれかが第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達しているものについても、同項本文と同様とする。

第十七条中「役員」の下に「（農業共済組合の組合員にあつては、役員及び総代）」を加える。

第十九条第二項中「で第十六条第四項各号の一に該当するもの」を削り、「消滅」の下に「（第四十七条第一項の規定による場合を除く。）」を、「但し」の下に「省令の定めるところにより」を加え、同条に次の一項を加える。

農業共済組合の組合員で、前項但書の規定により共済関係の全部の消滅があつても脱退をしないものその他当該農業共済組合との間に共済関係の存しないもの（省令で定めるものを除く。）は、定款の定めるところにより脱退することができる。

第二十二條第一項中「その者が組合等であるときは、その組合員等」を「農業共済組合を設立した場合にあつては法人を除き、出席した組合員たる資格を有する法人の業務を執行する役員を含むものとし、農業共済組合連合会を設立する場合にあつては出席した組合員たる資格を有する法人の業務を執行する役員又は出席した組合員たる資格を有する市町村の職員とする。」に改める。

第二十三條第一項ただし書中「当然加入資格者」を「第一号加入資格者及び第二号加入資格者の総数」に改める。

第二十九條を次のように改める。

第二十九條 削除

第三十條第一項第五号の二中「共済事業」の下に「種類及びその種類別の共済目的の種類」を加え、同項第八号中「選挙」の下に「又は選任」を加え、同条第三項中「その旨」の下に「総代の選挙につき選挙区に設けることとしたときは選挙区に關す

る事項」を加える。

第三十一条第九項中「組合員が組合等であるときは、その組合員等」を「農業共済組合にあつては法人たる組合員を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含むものとし、農業共済組合連合会にあつては組合員たる組合等の組合員等でないもの、組合員たる組合等の組合員等である法人の業務を執行する役員又は組合員たる市町村の職員とする。」に、「同意者が組合等であるときは、その組合員等」を「農業共済組合にあつては法人たる同意者を除き、同意者たる法人の業務を執行する役員を含むものとし、農業共済組合連合会にあつては同意者たる組合等の組合員等でないもの、同意者たる組合等の組合員等である法人の業務を執行する役員又は同意者たる市町村の職員とする。」に改め、同条第八項の次に次の一項を加える。

役員は、第三項の規定にかかわらず、定款の定めるところにより、組合員が總會（設立当時の役員は、創立總會）において選任することができる。

第四十五条の二第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 共済事業の種類又は共済目的の種類を変更するためにする定款の変更の議決

第五十一条第一項及び第二項中「組合員の下に（法人たる組合員を除き、組合員たる法人の業務を執行する役員を含む。）」を加える。

第八十五条第一項中「命令で定め

る場合を除いては、」を削り、同条第二項中「保険事業を」同項第二号の「保険事業」に改め、同条第一項の次に次の十項を加える。

農業共済組合は、農作物共済又は蚕繭共済の一の共済目的の種類につき、当該農業共済組合の組合員の行なう当該種類についての耕作又は養蚕の業務の総体としての規模が主務大臣の定める基準に達しないことその他当該種類を共済目的の種類としないことについて政令で定める相当の事由があるときは、前条第一項の規定にかかわらず、その農作物共済又は蚕繭共済において、当該種類を共済目的の種類としないことができる。この場合において、その農作物共済又は蚕繭共済において同項第一号の農作物の全部又は同項第二号の蚕繭の全部を共済目的の種類としないこととなるときは、前項の規定にかかわらず、当該農業共済組合は、農作物共済又は蚕繭共済を行なわなければならない。

前項前段若しくは第七項の規定によりその農作物共済若しくは蚕繭共済において前条第一項第一号の農作物の一部若しくは同項第二号の蚕繭の一部を共済目的の種類としない農業共済組合又は前項後段若しくは第七項の規定により農作物共済若しくは蚕繭共済を行なわなければならない農業共済組合は、必要があるときは、その共済目的の種類としていない農作物又は蚕繭をその農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類とすることができ、また、前条第一項第一号の

農作物の全部若しくは一部又は同項第二号の蚕繭の全部若しくは一部を共済目的の種類として農作物共済又は蚕繭共済を行なうことができる。

その区域における水稲に係る病虫害の防止のために必要な施設が整備され、その他その防止が適正に行なわれる見込があるものとして主務大臣が都道府県知事及び事業団の意見を聞いて指定する農業共済組合の行なう農作物共済においては、前条第一項の規定にかかわらず、水稲につき、同項第一号の共済事故のうち病虫害（政令で定めるものを除く。以下同じ。）を共済事故としないものとする。

前項の規定による指定は、農業共済組合の申請に基づいてするものとする。

農業共済組合は、前項の申請をするには、あらかじめ總會の議決を経なければならない。

農業共済組合が合併した場合において、その合併前の農業共済組合（以下本条において合併組合という。）の全部又は一部が第三項に規定する農業共済組合であつたときは、当該合併後存続する農業共済組合又は当該合併によつて設立した農業共済組合のその合併当時における農作物共済及び蚕繭共済については、次の各号の区分により当該各号に掲げるところによる。

一 当該合併の際、合併組合のすべてにつき共通して農作物共済又は蚕繭共済が行なわれていな

いときは、第一項の規定にかかわらず、その共通して行なわれていない共済事業と同種の共済事業は、行なわれない。

二 当該合併の際、合併組合のすべてが行なう農作物共済又は蚕繭共済において、共通してその共済目的の種類とされていない前条第一項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭があるときは、同項の規定にかかわらず、その共通して共済目的の種類とされていない農作物又は蚕繭は、農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類としない。

三 当該合併の際、合併組合の一部につき（当該一部の組合が二個以上の組合であるときは、そのすべてに共通して）農作物共済又は蚕繭共済が行なわれていない場合に、その他の合併組合の行なうその行なわれていない共済事業と同種の共済事業において（当該その他の組合が二個以上の組合であるときは、当該共済事業において共通して）共済目的の種類とされていない前条第一項第一号の農作物又は同項第二号の蚕繭があるときは、同項の規定にかかわらず、その共済目的の種類とされていない農作物又は蚕繭は、農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類としない。

四 前各号に掲げる場合を除き、前条第一項第一号の農作物のすべてを共済目的の種類とする農作物共済及び同項第二号の蚕繭のす

べてを共済目的の種類とする蚕繭共済を行なう。

農業共済組合が合併した場合において、合併組合の全部が当該合併の際第四項の規定による指定を受けていた農業共済組合であるときは、当該合併後存続する農業共済組合又は当該合併によつて設立した農業共済組合は、当該合併の時において、同項の規定による指定を受けたものとする。

農業共済組合が合併する場合（その一部が第四項の規定による指定を受けている農業共済組合である場合に限る。）において、当該合併後存続する農業共済組合又は当該合併によつて設立する農業共済組合の行なう農作物共済の共済目的たる水稲につき、当該合併後最初に始まる第一百十号第一号に掲げる期間から病虫害を共済事故としないこととするときは、その合併しようとする農業共済組合が、共同して、主務大臣に對し当該合併後存続する農業共済組合又は当該合併によつて設立する農業共済組合について同項の規定による指定をすべき旨の申請をすることができ、この場合には、その合併しようとする農業共済組合は、あらかじめ總會の議決を経なければならない。

第六項及び前段後段の總會の議決には、第四十三条第二項の規定を準用する。

この法律に規定するもののほか、第三項に規定する農業共済組合が合併する場合の下続及び当該

第八十五條の五中「前三條」を「この法律」に改める。

しくは第八十五条の八第二項第一号」と、同条第四項中「その区域」とあるのは「その共済事業の実施区域」と、「前条第一項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前条第一項」と、同条第五項及び第六項中「前項」とあるのは「第八十五条の七において準用する前項」と、同条第六項及び第九項後段中「總會の議決」とあるのは「議会の議決」と、同条第七項中「第三項」とあるのは「第八十五条の七において準用する第三項」と、「第一項の規定」とあるのは「第

出により共済事業を行なう場合における当該市町村の農作物共済及び蚕繭共済については、当該共済事業の実施に係る第八十五条の三第三項の公示（同条第五項の公示を含む。）があつた際、当該農業共済組合が農作物共済又は蚕繭共済を行なつていないときは、その行なつていない共済事業と同種の共済事業は行なわれないものとし、当該農業共済組合がその行なつている農作物共済又は蚕繭共済において

第一項」と、同項第二号及び第三号中「同項」とあるのは第八十五条の七において準用する同項」と読み替えるものとする。

共済事業を行なう市町村が、従前の実施区域のほか、農業共済組合からの第八十五条の二第一項の申出により第八十五条の三第一項の認可を受けて新たな実施区域につき共済事業を開始する場合の、その開始当時における当該市町村の農作物共済及び蚕繭共済については、第八十五条第七項の規定を準

其濟事業を行なう市町村で前条において準用する第八十五條第四項の規定による指定を受けているものが、従前の実施区域のほか、同項の規定による指定を受けている一個の農業共済組合又はその全

部がその指定を受けている二個以上の農業共済組合からの第八十五条の二第一項の申出により、第八十五条の三第一項の認可を受けて新たな実施区域につき共済事業を開始するときは、当該市町村は、その開始の時に於いて、その実施区域の全部につき前条において準用する第八十五条第四項の規定による指定を受けたものとする。

第八十五条の九第一項中「当該共済事業を廃止しようとするときは、」を削り、「受けなければならない。」を受けて当該共済事業の全部を廃止することができる。」に改め、同条第四項中「共済事業」を「共済事業の全部」に改める。

第八十五条の十の次に次の二条を加える。

第八十五条の十一 この法律に規定するものは、共済事業を行なう市町村につき廢置分合があつた場合における当該廢置分合に係る市町村の行なつていた当該共済事業についての経過措置並びに当該廢置分合後の市町村の当該廢置分合に係る地域についての当該共済事業の開始当時におけるその事業の種類及び共済目的の種類その他当該共済事業の開始に關し必要な事項は、命令で定める。

第八十五条の十二 農業共済組合は、その行なう共済事業に係る事務のうち、共済掛金の徴収（第八十七条の二の規定による督促及び滞納処分を除く。）に係るもの、損害防止のため必要な施設に係るものその他省令で定めるものを農業

協同組合に委託することができる。

農業協同組合は、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第十条の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受けて同項に規定する事務を行なうことができる。

第八十六条に次の一項を加える。

第八十五条第四項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により水稲につき病虫害を共済事故としない組合等においては、水稲に係る共済掛金は、病虫害に対応する部分の割合として主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて定める割合だけ減額して定めるものとする。

第八十七条の二第一項中「第七項」を以下本条に改め、同条第二項中「これを」と「滞納に係る共済掛金等及びこれに係る第七項の延滞金」に改め、同条第六項の次に次の一項を加える。

農業共済組合は、定款の定めるところにより、共済掛金等を滞納する者から、滞納に係る共済掛金等の額百円につき一日三銭の割合をこえない範囲内において定款で定める割合で、納期限の翌日からその完納又は財産差押の日の前日までの日数により計算した延滞金を徴収することができる。

第八十八条中「共済掛金及び」を「共済掛金若しくは」に、「賦課金を徴収し、又は共済掛金の返還若しくは」を「賦課金又はこれに係る延滞金を徴収する権利、共済掛金の返還

又は」に、「一年間」を「三年間」に改める。

第九十一条中「額は、当該組合等が農業共済組合連合会から支払を受けた保険金の額を」と「金額は、農作物共済にあつては当該組合等が事業団から支払を受けた保険金の金額（当該組合等が農業共済組合連合会からも保険金の支払を受けたときは、その保険金の金額と事業団から支払を受けた保険金の金額との合計金額）、蚕繭共済、家畜共済及び任意共済にあつては当該組合等が農業共済組合連合会から支払を受けた保険金の金額」に改める。

第九十八条の二中「共済金」の下に「（任意共済に係るものを除く。）」を加え、「準則」を「基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて定める準則」に改める。

第一百零一条第一項中「第一号資格者」を「第一号加入資格者又は第二号加入資格者」に改め、「命令で定める場合を除いて、」を削り、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改め、同項ただし書を次のように改める。

但し、第十六条第二項但書に規定する者については、この限りでない。

第一百零一条第二項中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に、「当然加入資格者」を「第一号加入資格者又は第二号加入資格者」に、「前項本文」を「前項」に改め、同条第三項中「第八十五条の三第四項若しくは第六項」を「第八十五条の三第三項若しくは第五項」に改め、「命令で定める場合を除いて、及び」以下農作物共済等資格者という。」を削り、「と当該公示に

係る」を「第十六条第一項但書に規定する者以外のもの（以下農作物共済資格者という。）又はその実施区域内に住所を有する第十五条第一項第二号に掲げる者（命令の定めるところにより共済事業の実施に關する条例で定める者を除く。）で第十六条第一項但書に規定する者以外のもの（以下蚕繭共済資格者という。）と当該公示に係る」に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改め、同項ただし書を次のように改める。

但し、当該市町村が第八十五条の七において準用する第八十五条第二項前段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条第七項又は第八十五条の八第二項第一号の規定によりその農作物共済又は蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部又は同項第二号の蚕繭の一部をその共済目的の種類としない場合において、その現に行なつていない農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の種類とされている農作物又は蚕繭についてはその営む当該農作物ごと又は当該蚕繭ごとの耕作又は養蚕の業務の規模がいずれも第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達しない者及び当該市町村が第八十五条の七において準用する第八十五条第二項後段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条第七項又は第八十五条の八第二項第一号の規定により農作物共済又は蚕繭共済を行なつていない場合に

において、その行なつていない共済事業についての農作物共済資格者又は蚕繭共済資格者については、この限りでない。

第一百零一条第四項中「第八十五条の三第四項若しくは第六項」を「第八十五条の三第三項若しくは第五項」に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に、「農作物共済等資格者（前項但書に規定する者を除く。）を」と「農作物共済資格者又は蚕繭共済資格者」に、「同項本文」を「前項本文」に改め、同項に次のただし書を加える。

但し、同項但書に規定する者となるに至つた者については、この限りでない。

第一百零一条第二項の次に次の二項を加える。

農業共済組合の組合員で当該農業共済組合との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存しない第一号加入資格者又は第二号加入資格者が、当該農業共済組合が現に行なつていない農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の種類とされている農作物又は蚕繭についてその営む当該農作物ごと又は当該蚕繭ごとの耕作又は養蚕の業務の規模がいずれも第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達する者となるに至つたときも、また第一項本文と同様とする。

第八十五条第三項に規定する農業共済組合が同項の規定によりその共済目的の種類としていない農作物若しくは蚕繭をその農作物共済若しくは蚕繭共済においてその共済目的の種類とすることとなつ

たとき、又は第八十四条第一項第一号の農作物の全部若しくは一部若しくは同項第二号の蚕繭の全部若しくは一部をその共済目的の種類の農作物共済若しくは蚕繭共済を行なうこととなつたときは、当該農業共済組合との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存しない当該農業共済組合の組合員で、当該農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類の農作物又は蚕繭の共済とされることとなつた同項第一号の農作物又は蚕繭の業務を営み、その営む当該農作物共済又は蚕繭共済の業務の規模のいづれかが第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達するものについても、また第一項本文と同様とする。

第八十五条の三第三項若しくは第五項（第八十五条の六第四項において準用する場合を含む。）又は第八十五条の六第三項の公示があつた後に、当該公示に係る市町村との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存しない農作物共済資格者又は蚕繭共済資格者が、当該市町村が現に行なっている農作物共済又は蚕繭共済の共済目的の種類の農作物又は蚕繭の業務を営む当該農作物共済又は蚕繭共済の業務の規模のいづれかが第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達する者となるに至つたときも、また第五項本文と同様とする。

第八十五条の七において準用する第八十五条第二項前段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条第七項若しくは第八十五条の八第二項第一号の規定によりその農作物共済若しくは蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部若しくは同項第二号の蚕繭の一部をその共済目的の種類の農作物又は蚕繭の共済とされることとなつた同項第一号の農作物又は蚕繭の業務を営み、その営む当該農作物共済又は蚕繭共済の業務の規模のいづれかが第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達するものについても、また第五項本文と同様とする。

第八十五条の七において準用する第八十五条第二項前段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条第七項若しくは第八十五条の八第二項第一号の規定によりその農作物共済若しくは蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部若しくは同項第二号の蚕繭の一部をその共済目的の種類の農作物又は蚕繭の共済とされることとなつた同項第一号の農作物又は蚕繭の業務を営み、その営む当該農作物共済又は蚕繭共済の業務の規模のいづれかが第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達するものについても、また第五項本文と同様とする。

第八十五条の七において準用する第八十五条第二項前段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条第七項若しくは第八十五条の八第二項第一号の規定によりその農作物共済若しくは蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部若しくは同項第二号の蚕繭の一部をその共済目的の種類の農作物又は蚕繭の共済とされることとなつた同項第一号の農作物又は蚕繭の業務を営み、その営む当該農作物共済又は蚕繭共済の業務の規模のいづれかが第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達するものについても、また第五項本文と同様とする。

第八十五条の七において準用する第八十五条第二項前段若しくは第七項、第八十五条の八第二項第二号若しくは第三項において準用する第八十五条第七項若しくは第八十五条の八第二項第一号の規定によりその農作物共済若しくは蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部若しくは同項第二号の蚕繭の一部をその共済目的の種類の農作物又は蚕繭の共済とされることとなつた同項第一号の農作物又は蚕繭の業務を営み、その営む当該農作物共済又は蚕繭共済の業務の規模のいづれかが第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達するものについても、また第五項本文と同様とする。

一項を加える。

組合等との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存する者の業務とする耕作又は養蚕に係る第八十四条第一項第一号の農作物又は蚕繭の業務を特定する年産に係るものにつき、当該共済に付されるものとすれば、共済事故の発生することが相当の確実さをもつて見通されることが他の共済事業の本質に於て著しく衡平を欠くこととなり、共済事業の適正な運営を確保することができなくなるおそれがあるためこれにつき当該共済関係を成立させないことを相当とする省令で定める事由がある場合において、組合等が当該事由の存する旨の都道府県知事の認定を受けて指定をしたときは、当該指定に係る農作物又は蚕繭については、当該共済関係は、存しないものとする。

第八十五条の四第一項中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改め、「存しないもの」の下に「（当該市町村が現に行なっている農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類の農作物又は蚕繭の業務を営む当該農作物共済又は蚕繭共済の業務の規模のいづれかが第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達するものについても、また第五項本文と同様とする。）」を加え、同条第二項中「農作物共済等資格者たる前条第三項但書に規定する者」を「共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第一号又は第二号に掲げる者（前条第五項の条項で定める者を除く。）」に改め、「存しないもの」の下に「（当該市町村が現に行なっている農作物共済又は蚕繭共済においてその共済目的の種類の農作物又は蚕繭の業務を営む当該農作物共済又は蚕繭共済の業務の規模のいづれかが第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達するものについても、また第五項本文と同様とする。）」を加え、同条第三項中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改め、同条第四項を削る。

する場合を含む。又は第八十五条の八第二項第一号の規定によりその農作物共済又は蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部又は同項第二号の蚕繭の一部をその共済目的の種類の農作物又は蚕繭の業務を営む当該農作物共済又は蚕繭共済の業務の規模のいづれかが第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達するものについても、また第五項本文と同様とする。

組合等が第八十五条第二項前段（第八十五条の七において準用する場合を含む。）又は第七項（第八十五条の七及び第八十五条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその農作物共済又は蚕繭共済の業務を営む当該農作物共済又は蚕繭共済の業務の規模のいづれかが第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達しないものについても、また同様とする。

組合等が第八十五条第二項前段（第八十五条の七において準用する場合を含む。）又は第七項（第八十五条の七及び第八十五条の八第三項において準用する場合を含む。）の規定によりその農作物共済又は蚕繭共済の業務を営む当該農作物共済又は蚕繭共済の業務の規模のいづれかが第十六条第一項但書の規定により都道府県知事が定める基準に達しないものについても、また同様とする。

第八十五条第二項前段（第八十五条の七において準用する場合を含む。）若しくは第七項（第八十五条の七並びに第八十五条の八第二項第二号及び第三項において準用する場合を含む。）又は第八十五条の八第二項第一号の規定によりその農作物共済又は蚕繭共済において第八十四条第一項第一号の農作物の一部又は同項第二号の蚕繭の一部を共済目的の種類としない組合等との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存する者が、当該農業共済組合の組合員たる第十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる者又は当該市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する同項第一号若しくは第二号に掲げる者（第十四条第五項の条例で定める者を除く。）たる地位を失わずに、その他の共済目的の種類たる農作物又は蚕繭のいずれについても耕作又は養蚕の業務を営む者でなくなつたときは、その時に、当該共済関係は、消滅するものとする。

農作物共済組合との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存する者が、組合員たる地位を失わずに第十五条第一項第一号又は第二号に掲げる者でなくなつたときは、その時に、当該共済関係は、消滅するものとする。

農作物共済組合との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存する者が、組合員たる地位を失わずに第十五条第一項第一号又は第二号に掲げる者でなくなつたときは、その時に、当該共済関係は、消滅するものとする。

農作物共済組合との間に農作物共済又は蚕繭共済の共済関係の存する者が、組合員たる地位を失わずに第十五条第一項第一号又は第二号に掲げる者でなくなつたときは、その時に、当該共済関係は、消滅するものとする。

農作物共済の共済金額は、共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、単位当り共済金額に、当該組合員等の耕作する耕地ごとの共済目的に係る第九十九条第四項の規定により定められる基準収獲量の合計の百分の八十に相当する数を乗じて得た金額とする。

第六六条第二項中「当該共済目的」を「当該共済目的の種類」に、「百分の七十に相当する額を標準」として主務大臣が定める最高額と最低額の範囲内において「百分の九十に相当する額を限度」として主務大臣が定める二以上の金額につき」に改め、同条第三項中「蚕繭共済」を「前項の単位当りに」、「次条第三項」を「第八八条第三項」に、「一律に定款等」でこ

れを定める。」を「省令の定めるところにより組合等が定款等で定める金額とする。」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

蚕繭共済の共済金額は、共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、単位当り共済金額に、組合員等が省令の定めるところにより桑葉の生産事情等を勘案して定めるその掲立てに係る蚕繭の数量に相当する数を乗じて得た金額とする。

第六八条を削り、第六七条第一項中「農作物共済及び」及び「農業共済組合にあつてはその区域、共済事業を行う市町村にあつてはその共済事業の実施区域をいう。」を削り、「基準共済掛金率」を「蚕繭基準共済掛金率」に改め、同条第二項中「基準共済掛金率」を「前項の蚕繭基準共済掛金率」に改め、「合計額の下に」の見込額を加え、「共済掛金標準率」を「蚕繭共済掛金標準率」に、「主務大臣が」を「事業団が主務大臣の認可を受けて」に改め、同条第四項中「共済掛金標準率」を「第二項の蚕繭共済掛金標準率」に、「のうちに、主務大臣が」を「のうちに、その被害率につき主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて」に、「単に通常標準被害率という」を「蚕繭通常標準被害率という」に、「通常標準被害率」を「蚕繭通常標準被害率」に、「基礎として主務大臣が」を「基礎として主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて」に、「通常共済掛金標準率」を「蚕繭通常共済掛金標準率」に、「超え主務大臣が」を「超えその被害

率につき主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて」に、「単に通常標準被害率という」を「蚕繭通常標準被害率という」に、「通常標準被害率」を「蚕繭通常標準被害率」に、「基礎として主務大臣が」を「基礎として主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて」に、「通常共済掛金標準率」を「蚕繭通常共済掛金標準率」に、「超え主務大臣が」を「超えその被害

率につき主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて」に、「単に通常標準被害率という」を「蚕繭通常標準被害率という」に、「通常標準被害率」を「蚕繭通常標準被害率」に、「基礎として主務大臣が」を「基礎として主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて」に、「通常共済掛金標準率」を「蚕繭通常共済掛金標準率」に、「超え主務大臣が」を「超えその被害

率につき主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて」に、「単に通常標準被害率という」を「蚕繭通常標準被害率という」に、「通常標準被害率」を「蚕繭通常標準被害率」に、「基礎として主務大臣が」を「基礎として主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて」に、「通常共済掛金標準率」を「蚕繭通常共済掛金標準率」に、「超え主務大臣が」を「超えその被害

率につき主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて」に、「単に通常標準被害率という」を「蚕繭通常標準被害率という」に、「通常標準被害率」を「蚕繭通常標準被害率」に、「基礎として主務大臣が」を「基礎として主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて」に、「通常共済掛金標準率」を「蚕繭通常共済掛金標準率」に、「超え主務大臣が」を「超えその被害

えるものにあつては農作物通常標準被害率を基礎として、主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて定める率（以下農作物通常共済掛金標準率という。）

二 被害率のうち、農作物通常標準被害率をこえるものその他をこえる部分の率を基礎として、主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて定める率（以下農作物通常共済掛金標準率という。）

組合等は、第一項の規定にかかわらず、共済目的の種類ごとに、あらかじめ事業団の承認を受け、当該組合等の区域を二以上の地域に分けて、その地域ごとに共済掛金率を定めることができる。この場合には、その地域ごとの共済掛金率は、省令の定めるところにより当該地域に係る地域基準共済掛金率を下らない範囲内において定款等で定めるものとし、その地域基準共済掛金率は、省令の定めるところにより、組合等が事業団と協議して、その地域ごとの共済金額の合計額の見込額を重みとする各地域基準共済掛金率の算術平均が当該組合等の区域に係る第一項の基準共済掛金率に一致するように定めるものとする。

農作物通常共済掛金標準率及び農作物異常共済掛金標準率は、三年ごとに一般に改訂する。

第九九条 組合等は、農作物共済については、共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、共済事故によ

る共済目的の減収量（当該組合員等の耕作する耕地ごとに、その耕地の基準収獲量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年におけるその耕地の収獲量を差し引いて得た数量をいうものとし、次条第一号の本田移植期又は発芽期において共済事故により移植できなかったこと又は発芽しなかつたことその他省令で定める事由のある耕地については、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して主務大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）の合計が当該組合員等の耕作する耕地ごとの基準収獲量の合計の百分の二十をこえた場合に、第六十条第一項の単位当り共済金額に、そのこえた部分の数量に相当する数を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

組合等は、蚕繭共済については、共済目的の種類ごと及び組合員等ごとに、共済事故による共済目的の減収量（当該組合員等に係る基準収獲量から第九十八条の二の準則に従い認定されたその年における当該組合員等の収獲量を差し引いて得た数量をいうものとし、共済事故による蚕種の掃立て不能その他省令で定める事由がある場合には、その差し引いて得た数量を、実損害額を勘案して主務大臣が定める方法により調整して得た数量をいうものとする。）がその基準収獲量の百分の三十をこえた場合に、共済金額に、その減収量のその基準収獲量に対する割合に応

じて省令で定める率を乗じて得た金額に相当する金額を共済金として当該組合員等に支払うものとする。

前項の基準収獲量は、組合員等に係る単位当り基準収獲量に、当該組合員等についての第六十条第三項の掃立てに係る蚕種の数量に相当する数を乗じて得た数量とする。

第一項の基準収獲量及び前項の単位当り基準収獲量は、主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて定める準則に従い組合等が定めるものとする。

第六十条中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改める。

第六十一条第一項中「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に、「及び明け二歳以上」を「又は明け二歳以上」に改める。

第六十一条の二第一項中「第十五条第一項第二号」を「第十五条第三号」に改める。

第六十五条第一項第二号中「主務大臣の」を「主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて」に改め、同条第三項中「基礎として、主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて」に改め、同条第五項中「主務大臣の」を「主務大臣が定める基準に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて」に改める。

第六十六条第一項第一号及び第二項中「命令の定めるところにより、定款等」を「主務大臣が定める基準

に基づき事業団が主務大臣の認可を受けて」に改める。

第六十二条第一項中「第八十三条第一項第一号乃至」を「第八十三条第一項第二号及び」に、「保険すること」を「目的とする」を「保険する事業を行なう」に改め、同条第二項を次のように改める。

農業共済組合連合会は、前項に規定する事業のほか、左の事業を行なうことができる。

一 組合員たる組合等が第八十三条第一項第一号に掲げる共済事業によつてその組合員等に対して負う共済責任を相互に保険する事業

二 組合員たる農業共済組合が第八十三条第一項第四号に掲げる共済事業によつてその組合員等に対して負う共済責任を相互に保険する事業

第六十二条中「その組合員又は農作物共済資格者」を「その組合員又はその市町村の共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第二号に掲げる者」に、「共済関係」を「蚕繭共済、家畜共済又は任意共済の共済関係」に、「これに因つて」を「その時に、」に、「保険関係」を「当該共済関係につき前条第一項又は第二項第二号の保険事業の保険関係」に改め、同条に次の五項を加える。

前条第二項第一号の保険事業を行なう農業共済組合連合会の組合員たる組合等は、当該農業共済組合連合会に対し、農作物共済の共済目的の種類たる農作物ごとに、当該組合等とその組合員又は当該市

町村の共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第一号に掲げる者（以下農作物共済関係組合員等という。）との間に存する農作物共済の共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき、当該保険事業の保険関係を成立させたい旨の申出をすることができ、

前項の申出があつたときは、農業共済組合連合会がその申出を受理した日から起算して十日を経過した時以後においては、その申出に係る共済目的の種類たる農作物について当該組合等と農作物共済関係組合員等との間に存する農作物共済の共済関係のその時以後に成立した農作物共済の共済関係を含む）に係る共済責任を一体としてこれにつき、当該農業共済組合連合会と当該組合等との間に前条第二項第一号の保険事業の保険関係が存するものとする。但し、農業共済組合連合会がその申出を受理した日から起算して十日以内に、正当な理由によりこれを拒んだときは、この限りでない。

第二項の申出は、農作物共済の共済目的の種類ごとに、その種類に係る共済責任期間中に前項の規定によりその申出に係る保険関係が成立することとならないようにしなければならない。

組合等は、第二項の申出をするには、あらかじめ、農業共済組合にあつては総会の、共済事業を行なう市町村にあつては議会の議決を経なければならない。

前項の総会の議決には、第四十

三条第二項の規定を準用する。

第六十二条の次に次の一条を加える。

第六十二条の二 前条第三項の規定により農作物共済の共済目的の種類たる農作物ごとに農作物共済の共済関係に係る共済責任を一体としてこれにつき農業共済組合連合会との間に第六十一条第二項第一号の保険事業の保険関係の存する組合等は、当該農業共済組合連合会に対し、当該農作物ごとに、その農作物に係る共済責任期間の始まる前までに、当該保険関係の消滅の申出をすることができ、

前項の申出があつたときは、農業共済組合連合会がその申出を受理した時に、その申出に係る保険関係は、消滅するものとする。

第一項の場合には、前条第五項及び第六項の規定を準用する。

第六十二条第三項第三号中「任意共済」を「任意共済に係るもの」に改め、同条を同項第四号とし、同項第二号中「家畜共済」を「家畜共済に係るもの」に改め、同条を同項第三号とし、同項第一号中「農作物共済及び蚕繭共済」を「蚕繭共済に係るもの」に改め、同条を同項第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類たる農作物ごと及びその組合員たる組合等ごとに、総共済金額に農作物通常標準被害率を乗じ、これにさらに省令の定めるところにより当該農業共済組合連合会と当

該組合等とが協議して定める割合（以下通常責任保険歩合といふ。）を乗じて得た金額

第二百三十三条第二項中「前項第二号を、前項第三号」に改める。

第二百三十四条中「保険料率」を「蚕繭共済、家畜共済及び任意共済に係る保険料率」に、「次条第一項第二号ロを、次条第一項第三号ロ」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

農業共済組合連合会の農作物共済に係る保険料は、農作物共済の共済目的の種類たる農作物ごと及び組合等ごとに、共済掛金（第八十五条第四項（第八十五条の七において準用する場合を含む。）の規定により水稻につき病虫害を共済事故としない組合等が水稻につき支払うべき保険料については、第八十六条第二項の規定による減額後の共済掛金）の合計金額から、当該共済責任が事業団の保険に付される場合の第三十六條第一項の規定による保険料の金額に相当する金額を差し引いて得た金額に、通常責任保険歩合を乗じて得た金額に相当する金額とする。

第二百三十五條第一項第三号中「任意共済」を「任意共済に係るもの」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「死産病傷共済」を「死産病傷共済に係るもの」に、「生産共済」を「生産共済に係るもの」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号中「農作物共済及び蚕繭共済」を「蚕繭共済に係るもの」に改め、同号を同項第二号とし、同項に第一号として次の一号を加える。

一 農作物共済に係るものにあつては、共済目的の種類たる農作物ごと及び組合員たる組合等ごとに、総支払共済金の金額が通常責任共済金額（総共済金額に農作物通常標準被害率を乗じて得た金額をいふ。以下同じ。）以下である場合にあつては総支払共済金の金額に通常責任保険歩合を乗じて得た金額、総支払共済金の金額が通常責任共済金額をこえる場合にあつては通常責任共済金額に通常責任保険歩合を乗じて得た金額

第二百二十五条第二項中「前項第二号イを、前項第三号イ」に改め、同条第三項中「第一項第二号」を「第一項第三号」に改める。

第二百二十六条の次に次の一條を加える。

第二百二十六条の二 農業共済組合連合会がその組合員に対して支払う蚕繭共済又は家畜共済に係る保険金の金額は、当該農業共済組合連合会が事業団から支払を受けた当該共済事業に係る再保険金の金額を下つてはならない。

第二百二十七条第一項中「共済関係が成立したときは、」を「省令の定めるところにより定期に、」に、「当該共済関係に関する事項を、」対し、当該組合員たる組合等とその組合員等との間に存する共済関係に關し必要な事項」に改める。

第二百三十一條第一項中「都道府県農業共済保険審査会を、」都道府県農業災害補償審査会」に改める。

第二百三十二條中「第八十七條の二

第一項及び第六項を、第八十七條の二第一項、第六項及び第七項」に、「第九十一條を「第九十條」に改める。

第三百三十二條の二中「農作物共済等資格者」を「共済事業の実施区域内に住所を有する第十五条第一項第一号若しくは第二号に掲げる者（第四百四条第五項の条例で定める者を除く。）」に改める。

第五章の章名を次のように改める。

第五章 事業団の保険事業及び再保険事業

第三百三十三條中「政府」を「事業団」に改め、「農作物共済」を削り、同条に第一項として次の項を加える。

事業団は、組合等が農作物共済によつてその組合員等に対して負う共済責任を保障するものとする。

第三百三十四條中「前条を「家畜共済に係る保険事業」に、「これに因つて政府とを」その時に、事業団と」に、「再保険関係」を「当該保険関係につき再保険関係」に改め、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

ことに、事業団と当該農業共済組合連合会との間に、当該保険関係に係る保険責任を一体としてこれにつき再保険関係が存するものとする。

第三百三十五條中「政府を「事業団」に改め、同条第一号中「農作物共済及び蚕繭共済」を「蚕繭共済に係るもの」に、「種類ごとに当該共済目的に係る総保険金額のうち、その」を「種類たる蚕繭ごと及び農業共済組合連合会ごとに、その総保険金額から、」に、「通常標準被害率」を「蚕繭通常標準被害率」に、「額を超える部分の金額」を「金額を差し引いて得た金額」に改め、同条第二号中「家畜共済を、家畜共済に係るもの」に、「主務大臣の」を「事業団が主務大臣の認可を受けて」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

事業団の保険金額は、農作物共済の共済目的の種類たる農作物ごと及び組合等ごとに、その総共済金額から通常責任共済金額を差し引いて得た金額とする。

第三百三十六條を次のように改める。

第三百三十六條 事業団の農作物共済に係る保険料は、農作物共済の共済目的の種類たる農作物ごと及び組合等ごとに、その総共済金額に農作物通常共済掛金基準率（第八十五條第四項（第八十五條の七において準用する場合を含む。）の規定により水稻につき病虫害を共済事故としない組合等が水稻につき支払うべき保険料については、農作物通常共済掛金基準率から、その率に病虫害に対応する部分の割合

合として主務大臣が定める基準に基づき事業団が定める割合を乗じて得た率を差し引いて得た率）を乗じて得た金額に相当する金額とする。

事業団の蚕繭共済に係る再保険料は、蚕繭共済の共済目的の種類たる蚕繭ごと及び農業共済組合連合会ごとに、その総保険金額に、蚕繭異常共済掛金標準率と蚕繭超異常共済掛金標準率とを合計した率を乗じて得た金額に相当する金額とする。

事業団の家畜共済に係る再保険料率は、農業共済組合連合会の家畜共済に係る保険料率と同率とする。

第三百三十七條中「政府」を「事業団」に改め、同条第一号中「農作物共済及び蚕繭共済」を「蚕繭共済に係るもの」に、「種類ごとに、当該共済目的に係る総支払保険金のうち、当該共済目的に係る」を「種類たる蚕繭ごと及び農業共済組合連合会ごとに、その総支払保険金の金額から、当該蚕繭に係る」に、「通常標準被害率」を「蚕繭通常標準被害率」に、「額を超える部分の金額」を「金額を差し引いて得た金額」に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

事業団の支払うべき保険金は、農作物共済の共済目的の種類たる農作物ごと及び組合等ごとに、その総支払共済金の金額から、当該農作物に係る通常責任共済金額を差し引いて得た金額とする。

第三百三十八條第一項中「再保険関係が成立したときは、命令」を「事業団に、」再保険関係に関する事項を

主務大臣に「を」事業団に対し、当該農業共済組合連合会とその組合員との間に存する保険関係に關し必要な事項を」に改め、同条第二項中「前項を」前二項に改め、「生じたときは、の下に」組合等又は「を」加え、「命令を」事業団に、「主務大臣を」事業団に改め、同条に第一項として次の一項を加える。

組合等は、事業団の定めるところにより、事業団に対し、当該組合等とその組合員等との間に存する共済関係に關し必要な事項を通知しなければならない。

第百三十九条中「農業共済組合連合会は、保険金を」組合等又は農業共済組合連合会は、農作物共済の共済金又は蚕繭共済若しくは家畜共済に係る保険事業の保険金に、「命令を」事業団に、「主務大臣を」事業団に改め、同条の次に次の一条を加える。

第百三十九条の二 事業団は、前二条の規定による定めをしたときは、省令の定めるところにより、遅滞なく、これを公告しなければならない。

第百四十条中「政府を」事業団に改め、「命令の定めるところにより、」を削り、「再保険金を」保険金又は再保険金に、「農業共済組合連合会を」組合等又は農業共済組合連合会に、「定款を」定款等に、「保険金を」農作物共済の共済金又は蚕繭共済若しくは家畜共済に係る保険事業の保険金に、「再保険料を」保険料又は再保険料に、「又は前条」

を」若しくは第百三十九条に改め、同条に次の一号を加える。

五 組合等又は農業共済組合連合会が第百四十二条において準用する第百四十五条の規定による指示に従わなかつたとき。

第百四十一条第一項中「農業共済組合連合会が再保険を」組合等又は農業共済組合連合会が保険又は再保険に、「政府を」事業団に、「農業共済再保険審査会を」中央農業災害補償審査会に改める。

第百四十二条中「政府の再保険事業を」事業団の保険事業及び再保険事業に、「第八十七条の二第六項及び」を「第八十七条の二第六項及び第七項、」に改め、「第九十条の下に」並びに第九十五条乃至第九十七条を、「第六百四十六条の下に」第六百四十九条を加え、「第八十七条の二第六項中「第一項の規定による督促」とあるのは、「再保険料の納入の督促」とを「第八十七条の二第七項中「定款の」とあるのは「省令の」と、定款で」とあるのは「事業団が」とに改める。

第百四十三条の二中「都道府県農業共済保険審査会を」都道府県農業災害補償審査会に改め、同条第二項中「第二十九条第一項及び」を削る。

第百四十四条中「農業共済再保険審査会を」中央農業災害補償審査会に、「前条各号を」前条第二項各号に改める。

第百四十五条中「都道府県農業共済保険審査会及び農業共済再保険審査

査会」を「都道府県農業災害補償審査会及び中央農業災害補償審査会」に改める。

第六章中第百四十五条の二を第百四十五条の三とし、第百四十五条の次に次の一条を加える。

第百四十五条の二 主務大臣は、第八十六条第二項、第九十八条の二（第百三十二条において準用する場合を含む。）第百七条第二項第一号若しくは第二号、第百八条第二項若しくは第四項第一号乃至第三号、第百九条第四項、第百十五号、第百九条第四項、第百十五号第一項第二号、第三項若しくは第五項、第百十六号第一項第一号若しくは第二項又は第百三十五条第二項第二号の認可をしたときは、遅滞なく、その旨及び当該認可に係る事項を告示しなければならない。

第百四十七条第三号中「の目的でない事業」を「が法律の規定により行なうことができない事業以外の事業」に改め、同条第十一号中「第百三十二条において準用する場合を含む。」を又は第百二十六条の二に改める。

第百五十条の二第二項中「又は当該組合等を」当該組合等に、「交付することができる。」を「交付し、又は当該農業共済組合連合会が事業団に支払うべき再保険料の一部に充てることができる。」に改め、同条第三項を削る。

附則の次に別表として次のように加える。

別表
一 水稻

区	分	割合
○・一未満	百分の五十	合
○・一以上○・二未満	百分の五十五	
○・二以上○・三未満	百分の六十	
○・三以上○・四未満	百分の六十五	
○・四以上○・七未満	百分の七十	
○・七以上○・一未満	百分の七十五	
○・一以上○・二未満	百分の八十	
○・二以上○・三未満	百分の九十	
○・三以上	百分の百	

二 陸稻

区	分	割合
○・二未満	百分の五十	合
○・二以上○・四未満	百分の五十五	
○・四以上○・六未満	百分の六十	
○・六以上○・八未満	百分の六十五	
○・八以上○・一未満	百分の七十	
○・一以上○・一五未満	百分の七十五	
○・一五以上○・二未満	百分の八十	
○・二以上○・三未満	百分の九十	
○・三以上	百分の百	

三 麦

区	分	割合
○・二未満	百分の五十	合
○・二以上○・三未満	百分の五十五	
○・三以上○・五未満	百分の六十	
○・五以上○・七未満	百分の六十五	
○・七以上○・九未満	百分の七十	
○・九以上○・一二未満	百分の七十五	
○・一二以上○・二未満	百分の八十	
○・二以上○・三未満	百分の九十	
○・三以上	百分の百	

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十七年二月一日から同月二十日までの範囲内において政令で定める日から施行する。

(農作物共済及び蚕繭共済に係る新法の適用に関する経過措置)

第二条 改正後の農業災害補償法(以下「新法」という。)第十二条、第十三条、第九十八条の二(新法第百三十二条において準用する場合を含む。)、第百六条から第百九条まで、第百二十六条の二、第百二十七条第一項、第百三十四条第一項及び第二項、第百三十五条から第百三十八条まで並びに第百四十条の規定は、水稲、陸稻及び蚕繭(以下「水稲等」という。))については昭和三十七年産のものから、麦については昭和三十八年産のものから適用するものとし、昭和三十六年以前年産の水稲等及び昭和三十七年以前年産の麦については、なお改正前の農業災害補償法(以下「旧法」という。)第十二条第一項、第十三条、第九十八条の二(旧法第百三十二条において準用する場合を含む。)、第百六条、第百七条、第百九条、第百二十七条第一項、第百三十二条において準用する第九十一条、第百三十四条から第百三十八条まで及び第百四十条の規定の例によるものとす。

2 前項の規定により旧法の規定の例によるものとされる場合において、旧法第十三条第一項中「負担金は」とあるのは「負担金は、政令

の定めるところにより農業保険事業団に交付するものとし、農業保険事業団は」と、「当該組合等」にこれを交付する」とあるのは「政令の定めるところにより当該組合等にこれを交付しなければならぬ」と、同条第二項中「農業共済再保険特別会計」とあるのは「農業保険事業団の農作物勘定又は蚕繭勘定」と、旧法第百三十四条から第百三十七条まで及び第百四十条中「政府」とあり、旧法第百三十八条中「主務大臣」とあるのはいずれも「農業保険事業団」とする。

第三条 新法第九十一条、第百二十二条から第百二十五条まで、第百三十三条、第百三十九条及び第百四十一条第一項の規定は、水稲及び陸稻については昭和三十七年産のものから、麦については昭和三十八年産のものから適用するものとし、昭和三十六年以前年産の水稲及び陸稻並びに昭和三十七年以前年産の麦については、なお旧法第九十一条、第百二十二条から第百二十五条まで、第百三十三条、第百三十九条及び第百四十一条第一項の規定の例によるものとす。

2 前項の規定により旧法の規定の例によるものとされる場合において、旧法第百三十三条及び第百四十一条第一項中「政府」とあり、旧法第百三十九条中「主務大臣」とあるのは、いずれも「農業保険事業団」とする。

2 前項の規定により旧法の規定の例によるものとされる場合において、旧法第百三十三条及び第百四十一条第一項中「政府」とあり、旧法第百三十九条中「主務大臣」とあるのは、いずれも「農業保険事業団」とする。

の所有者又は管理者と組合等(新法第十二条第二項の組合等という。以下同じ)との間に家畜共済の共済関係の存する家畜についてこの法律の施行の日を含む共済掛金期間に係る家畜共済並びにこれに係る農業共済組合連合会の保険事業及び農業保険事業団(以下「事業団」という。)の再保険事業については、新法第九十八条の二(新法第百三十二条において準用する場合を含む。)、第百十五條第一項、第三項及び第五項、第百十六條、第百二十七條第一項、第百三十五條第二項、第百三十八條第二項及び第三項並びに第百四十條の規定は、適用せず、旧法第九十八條の二(旧法第百三十二条において準用する場合を含む。)、第百十五條第一項、第三項及び第五項、第百十六條、第百二十七條第一項、第百三十五條、第百三十八條並びに第百四十條の規定の例によるものとする。

2 前項の規定により旧法の規定の例によるものとされる場合において、旧法第百三十五條及び第百四十條中「政府」とあり、旧法第百三十八條中「主務大臣」とあるのは、いずれも「農業保険事業団」とする。

(農業共済組合連合会の事業に関する経過措置)

行なりことができるものとし、昭和三十六年以前年産の水稲及び陸稻並びに昭和三十七年以前年産の麦については、旧法第百二十一条第一項の規定の例により、農業共済組合連合会は、当該農作物を共済目的の種類とする農作物共済に係る共済責任を相互に保険することを目的としなければならない。

(農作物共済及び蚕繭共済の共済関係に関する経過措置)

第六条 この法律の施行の際現に旧法の規定により組合等とその組合員等との間に存する農作物共済及び蚕繭共済の共済関係は、その組合員等の営む新法第十五条第一項第一号又は第二号の業務の区分により新法の規定による農作物共済又は蚕繭共済の共済関係として、当該組合等とその組合員等との間に引き継ぎ存するものとみなす。

(保険事業の保険関係に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧法の規定により農業共済組合連合会とその組合員との間に存する農作物共済及び蚕繭共済の共済関係に係る保険関係は、農作物共済又は蚕繭共済の共済関係に係る新法(農作物共済の共済関係に係るものにあつては、附則第三条第一項の規定によりその例によるものとされる旧法第百二十二條)の規定による保険関係として、当該農業共済組合連合会とその組合員との間に引き継ぎ存するものとみなす。

(再保険事業の再保険関係に関する経過措置)

第八条 この法律の施行の際現に旧法の規定により政府と農業共済組合連合会との間に存する再保険関係は、新法(農作物共済又は蚕繭共済の共済関係に係るものにあつては、附則第二条第一項の規定によりその例によるものとされる旧法第百三十四條)の規定による再保険関係として、事業団と当該農業共済組合連合会との間に引き継ぎ存するものとみなす。

(蚕繭共済の基準共済掛金率等に関する経過措置)

第九条 この法律の施行の際現にその効力を有する蚕繭共済に係る旧法第七條第一項の基準共済掛金率並びに同条第四項の通常標準被害率、通常共済掛金標準率、異常標準被害率、異常共済掛金標準率及び超異常共済掛金標準率は、それぞれ、新法第百八条第一項の蚕繭基準共済掛金率並びに同条第四項の蚕繭通常標準被害率、蚕繭通常共済掛金標準率、蚕繭異常標準被害率、蚕繭異常共済掛金標準率として事業団が同条第二項又は第四項の規定により定めたものとみなす。

2 この法律の施行後最初に行なうべき新法第百八条第五項の規定による蚕繭通常共済掛金標準率、蚕繭異常共済掛金標準率及び蚕繭超異常共済掛金標準率の改訂は、昭和三十八年において行なわれなければならない。

(家畜共済の共済掛金標準率等に
関する経過措置)

第十條 この法律の施行の際現にそ
の効力を有する家畜共済に係る旧
法第十五条第一項第一号の共済
掛金標準率甲、同項第二号の共済
掛金標準率乙及び主務大臣の定め
る率、同条第二項の共済掛金標準
率、同条第五項の主務大臣の定め
る金額及び主務大臣の定める区域並
びに旧法第三十五條第二号の主
務大臣の定める率は、それぞれ、
新法第十五條第一項第一号の共
済掛金標準率甲、同項第二号の共
済掛金標準率乙及び事業団が定め
る率、同条第五項の事業団が定める
金額及び事業団が定める区域並び
に新法第三十五條第二項第二号
の事業団が定める率として、事業
団が新法第十五條又は第三十五
條第二項の規定により定めたと
のとみなす。

2 この法律の施行後最初に行なう
べき新法第十五條第四項の規定
による共済掛金標準率甲、共済掛
金標準率乙及び共済掛金標準率の
改訂は、昭和三十三年において行
なわなければならない。

(家畜共済に係る損害認定率則に
関する経過措置)

第十一條 この法律の施行の際現に
その効力を有する家畜共済に係る
旧法第九十八條の二(旧法第九十三
條の二)の主務大臣が定める率則は、
家畜共済に係る新法第九十八條の
二(新法第九十三條の二)において準
用する場合を含む。以下この条にお

いて同じ)の事業団が定める率則
として、事業団が新法第九十八條
の二の規定により定めたとみな
す。

(農作物共済等を行なわない組合
等に関する経過措置)

第十二條 この法律の施行の際現に
旧法第八十五條第一項(旧法第八
十五條の七)において準用する場合
を含む)の命令で定める場合に該
当して、農作物共済又は蚕繭共済
の共済目的の種類たる農作物ごと
又は蚕繭ごとに、一の農作物又は
蚕繭につき農作物共済又は蚕繭共
済を行なわない組合等については、
新法第八十五條第二項前段
(新法第八十五條の七)において準用
する場合を含む)の規定により、
その農作物共済又は蚕繭共済にお
いて、当該農作物又は蚕繭を共済目
的の種類としないうものとみなす。こ
の場合において、その農作物共済又
は蚕繭共済において、その共済目
的の種類たる農作物の全部又は蚕
繭の全部を共済目的の種類としな
いこととなるときは、新法第八十
五條第二項後段(新法第八十五條
の七)において準用する場合を含む
の)の規定により農作物共済又は
蚕繭共済を行なわないものとみな
す。(共済掛金等に係る権利の時
効に関する経過措置)

第十三條 この法律の施行の際現に
存する旧法第八十八條(旧法第九
十三條及び第九十四條)において
準用する場合を含む)に規定す
る権利の時効については、なお従
前の例による。

(農作物共済における耕地単位制
度の暫定適用)

第十四條 その区域内における耕地
の分散の度合い、耕作規模の農業
者の分布の現況、最近における被
害の発生状況等を勘案して農林
大臣が定める基準に適合している
ものと認めて都道府県知事が指定
した組合等(以下「指定組合等」と
いう)が行なう農作物共済につい
ては、水稲及び陸稲にあつては昭和
三十九年以前の年産のもの、麦に
あつては昭和四十年以前の年産の
ものに限り、その共済金額、単位
当り共済金額及び組合員等に支払
う共済金については、新法第六十
九條第一項及び第二項並びに第六
十條の規定を適用せず、旧法第六
十條第一項及び第二項並びに第六
十條の規定の例によるものとする。

2 前項の規定により旧法の規定の
例によるものとされる場合におい
て、旧法第六十條第一項中「平年
における当該共済目的の収穫量」と
あるのは「当該共済目的の収穫量
とあるのは「当該共済目的のにつ
いての基準収穫量(耕地ごとに、主
務大臣の定める基準に基づき事業
団が主務大臣の認可を受けて定め
る率則に従い組合等が定める収穫
量をいう。以下同じ)。」と、旧法
第九十九條各号列記以外の部分中
「減収量が当該耕地の」とあるのは
「減収量(耕地ごとに、当該耕地の
基準収穫量から第九十八條の二の
率則に従い認定されたその年にお
けるその耕地の収穫量を差し引い
て得た数量をいうものとし、次条
第一号の本田移植期又は芽生期に
おいて共済事故により移植できな

かつたこと又は発芽しなかつたこ
とその他省令で定める事由のある
耕地については、その差し引いて
得た数量を、実損害額を勘案して
主務大臣が定める方法により調整
して得た数量をいうものとする。
以下本条において同じ)が当該耕
地の」と、平年における収穫量」と
あるのは「基準収穫量」と、同条第
一號中「平年における収穫量の百
分の七十からその年における当該
耕地の収穫量」とあるのは「減収量
から基準収穫量の百分の三十」と
する。

3 指定組合等が昭和三十七年から
昭和三十九年までの年産の水稲及
び陸稲並びに昭和三十八年から昭
和四十年までの年産の麦について
行なう農作物共済については、新法
第十二條第一項及び第二項、第六
十七條、第六十三條から第六十二
五條まで並びに第六十五條から
第六十七條までの規定の適用に
ついては、新法第六十七條第二項中
「各年の被害率」とあるのは「各年
の被害率を基礎とし、これを省令
の定める方法により調整した率」と
する。ただし、新法第十二條第
二項中「第六十七條第一項の農作物
基準共済掛金率」とある場合の農
作物基準共済掛金率についてはこ
の限りでない。

(耕地単位制度を適用する組合等
の指定の手続)

第十五條 前条第一項の規定による
指定は、組合等の申請に基づいて
するものとする。

2 組合等は、前項の申請をするに
は、あらかじめ、農業共済組合に

あつては総会の議決、共済事業を
行なう市町村にあつては議会の議
決を経なければならない。

3 前項の総会の議決には、新法第
四十三條第二項の規定を準用す
る。

4 第一項の申請は、この法律の施
行の日から起算して六十日を経過
する日までにするものとする。

(指定組合等に関する経過措置)

第十六條 指定組合等については、
新法第八十五條第四項(新法第八
十五條の七)において準用する場合
を含む)の規定による指定は、し
ないものとする。

第十七條 農業共済組合が合併した
場合において、その合併に係る農
業共済組合の全部が指定組合等た
る農業共済組合であるときは、当
該合併後存続する農業共済組合又
は当該合併によつて設立した農業
共済組合は、当該合併の時ににお
いて、附則第十四條第一項の規定に
よる指定を受けたものとする。

2 共済事業を行なう市町村の合併
の場合には、前項の規定を準用す
る。

第十八條 市町村が、指定組合等た
る一つの農業共済組合又はその全
部が指定組合等である二個以上の
農業共済組合からの新法第八十五
條の二第一項の申出により、新法
第八十五條の三第一項の認可を受
けて新たに共済事業を行なうとき
は、当該市町村は、その共済事業
の開始の時において、附則第十四
條第一項の規定による指定を受け
たものとする。

の実施区域のほか、指定組合等たる一個の農業共済組合又はその全部が指定組合等である二個以上の農業共済組合からの新法第八十五条の二第一項の申出により、新法第八十五条の三第一項の認可を受けて新たな実施区域につき共済事業を開始するときは、当該市町村は、その開始の時に於いて、その実施区域の全部につき附則第十四条第一項の規定による指定を受けなければならない。

(経過措置に關する政令への委任)
第十九条 この附則に規定するもののほか、農業共済組合連合会が旧法第二百一十一条第一項及び附則第五条の規定により行なう農作物共済の共済責任に係る保険事業の終結に關し必要な経過措置、指定組合等が行なう農作物共済に關する新法の適用について必要な説書規定並びに指定組合等たる市町村につき施設分合があつた場合における当該施設分合に係る市町村が行なう農作物共済について必要な経過措置は、政令で定める。

(農林省設置法の一部改正)

第二十条 農林省設置法(昭和二十四年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第八号中「農業共済再保険事業、」を削る。

第四条第二十一号を次のように改める。

二十一 農業共済組合の行なう共済事業、農業共済組合連合会の行なう保険事業並びに農業共済事業の行なう保険事業

業及び再保険事業に關し、認可を与え、その他指導し、助成し、及び監督すること。

第三十四条第一項の表中「農業共済再保険審査会」を「中央農業災害補償審査会」に、「政府の行なう再保険」を「農業共済事業の行なう再保険及び再保険」に改める。

(農業共済基金の一部改正)

第二十一条 農業共済基金法(昭和二十七年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第四十七条第二項中「農作物共済及び蚕繭共済の共済関係並びに家畜共済の共済関係のどちらにも存しない者」を「農作物共済、蚕繭共済又は家畜共済の共済関係のいずれも存しない者」に、「及び蚕繭共済の共済関係又は」を「蚕繭共済又は」に、「第八十五条の三第四項又は第六項」を「第八十五条の三第三項又は第五項」に、「第四百四条第三項の規定により農作物共済及び蚕繭共済」を「第四百四条第五項の規定により農作物共済又は蚕繭共済」に改め、同条第五項中「第八十七条の二第七項」を「第八十七条の二第八項」に改める。

第四十九条第一項中「第八十五条の三第四項又は第六項」を「第八十五条の三第三項又は第五項」に、「第四百四条第三項」を「第四百四条第五項」に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改め、同条第二項中「第四百四条第三項」を「第四百四条第五項」に、「及び蚕繭共済」を「又は蚕繭共済」に改める。

農業共済事業団法案

農業共済事業団法

目次

第一章 総則(第一条―第七条)
第二章 役員等(第八条―第十八条)

第三章 業務(第十九条―第二十一条)

第四章 財務及び會計(第二十二條―第三十六條)

第五章 監督(第三十七條―第三十八條)

第六章 雑則(第三十九條―第四十一条)

第七章 罰則(第四十二條―第四十四条)

附則

第一章 總則

第一条 農業共済事業団は、農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の定めるところにより、農業共済組合等が行なう農作物共済に係る保険並びに蚕繭共済及び家畜共済につき農業共済組合連合会が行なう保険事業に係る再保険の事業を行なう等農業災害補償に係る事業を分担してその適正かつ能率的な実施に当たり、農業災害補償制度の円滑な運営と健全な発展に資することを目的とする。

(法人格)

第二条 農業共済事業団(以下「事業団」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 事業団は、主たる事務所を東京部に置く。

2 事業団は、農林大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

(資本金)

第四条 事業団の資本金は、附則第九条第二項の規定により政府から出資があつたものとされた金額とする。

2 政府は、必要があると認めるときは、予算に定める金額の範囲内において、事業団に追加して出資することができる。

3 事業団は、前項の規定による政府の出資があつたときは、その出資額により資本金を増額するものとする。

(登記)

第五条 事業団は、政令で定めるところにより、登記をしなければならない。

2 前項により登記をしなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第六条 事業団でない者は、農業共済事業団という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第七条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、事業団に準用する。

第二章 役員等

(役員)

第八条 事業団に、役員として、理事一人、理事三人以内及び監事二人以内を置く。

(役員の職務及び権限)

第九条 理事長は、事業団を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して事業団の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行なう。

3 監事は、事業団の業務を監査する。

(役員の任命)

第十条 役員は、農林大臣が任命する。

(役員の任期)

第十一条 役員の任期は、四年とする。

2 役員は、再任されることができない。

(役員の欠格事項)

第十二条 国会議員、国家公務員(審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者で、非常勤のものを除く)、地方公共団体の議会の議員又は地方公共団体の長若しくは常勤の職員は、役員となることができない。

(役員の解任)

第十三条 農林大臣は、役員が前条の規定により役員となることができない者に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 農林大臣は、役員が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は役員に職務上の義務違反その他役員たるに適しない非行があると認めるときは、その役員を解任することができる。

(役員の前職禁止)

第十四条 役員(非常勤のものを除く)

く。は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

(代表権の制限)

第十五条 事業団と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。この場合には、監事が事業団を代表する。

(代理人の選任)

第十六条 理事長は、理事又は事業団の職員のうちから、事業団の従たる事務所の業務に関し一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

(職員の任命)

第十七条 事業団の職員は、理事長が任命する。

(役員及び職員の地位)

第十八条 事業団の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三章 業務

(業務の範囲)

第十九条 事業団は、第一条の目的を達成するため、次の業務を行なう。

一 農業災害補償法の定めるところにより、農業共済組合又は同法第八十五条の六第一項の共済事業を行なう市町村が同法第八十三条第一項第一号に掲げる共済事業によつてその組合員等（同法第十二条第一項の組合員等をいう。）に対して負う共済責

任を保障する事業を行なうこと。

二 農業災害補償法の定めるところにより、農業共済組合連合会が同法第二百一十一条第一項に規定する保険事業によつてその組合員に対して負う保険責任を再保険する事業を行なうこと。

三 前二号に掲げるもののほか、農業災害補償法その他の法律によりその業務に属せられた事項を行なうこと。

四 前三号に掲げる業務に附帯する業務

2 事業団は、前項に規定する業務の遂行に支障のない範囲内で、農業災害補償法第八十三条第一項第一号から第三号までに掲げる共済事業及び同法第二百一十一条第一項又は第二項第一号に規定する保険事業に関する援助並びに農業の災害補償に関する調査及び研究を行なうことができる。

(業務方法書)

第二十条 事業団の業務方法書には、農林省令で定める事項を記載しなければならない。

2 事業団は、業務方法書を変更しよりとすることは、農林大臣の認可を受けなければならない。

(業務の委託)

第二十一条 事業団は、農林大臣の認可を受けて、その業務の一部を農業共済組合連合会に委託することができる。ただし、第十九条第一項第三号に規定する事業団の業務に属せられた事項については、この限りでない。

2 農業共済組合連合会は、農業災

害補償法の規定にかかわらず、前項の規定による委託を受けて、当該業務を行なうことができる。

3 第一項の規定により業務の委託を受けた農業共済組合連合会（以下「受託者」という。）の役員又は職員で、当該受託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第四章 財務及び会計

第二十二条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終る。

(収入及び支出の予算等の認可)

第二十三条 事業団は、毎事業年度、収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に農林大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 事業団は、前項の規定により認可を受けたときは、遅滞なく、当該認可に係る収入及び支出の予算を会計検査院に提出しなければならない。

(決算)

第二十四条 事業団は、毎事業年度の決算を翌年度の七月三十一日までに完結しなければならない。

第二十五条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書（以下「財務諸表」という。）を作成し、決算完結後一月以内にこれを農林大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を農林大臣に提出するときは、これに予算の区分に従い作成した当該事業年度の決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけないければならない。

第二十六条 事業団は、毎事業年度、予算の区分に従いその実施の結果を明らかにした報告書を作成し、これを前条第一項の農林大臣の承認を受けた当該事業年度の財務諸表とともに農林大臣に提出しなければならない。

2 農林大臣は、前項の規定により報告書及び財務諸表の提出を受けたときは、これを内閣に送付しなければならない。

3 内閣は、前項の規定により送付を受けた報告書及び財務諸表を会計検査院の検査を経て、国会に報告しなければならない。

4 第一項に規定する報告書の記載事項は、農林省令で定める。

(会計の区分)

第二十七条 事業団の会計については、次の各号の経理の区分により、それぞれ各号に掲げる勘定を設けて整理しなければならない。

一 第十九条第一項第一号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）及び農業災害補償法第十三条第一項の規定により交付される同法第十二条第一項の規定による負担金に係る経理
農作物勘定
二 第十九条第一項第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）のうち養蚕共済について

の再保険に関するもの及び農業災害補償法第十三条第一項の規定により交付される同法第十二条第三項の規定による負担金に係る経理
蚕繭勘定

三 第十九条第一項第二号に掲げる業務（これに附帯する業務を含む。）のうち家畜共済についての再保険に関するもの及び農業災害補償法第十三条の三において準用する同法第十三条第一項の規定により交付される同法第十三条の二の規定による負担金に係る経理
家畜勘定

四 前各号の各勘定における保険金又は再保険金の支払資金の不足に充てるための財源たる資金に係る経理並びにこれらの各勘定に生ずる余剰金の管理及び運用に係る経理
基金勘定

五 事業団の業務に関する事務の取扱い（調査及び研究を含む。）に係る経理
事務勘定

2 事業団の資本金として出資された金額に係る経理は、基金勘定において行なうものとする。

(利益の処理)

第二十八条 事業団は、前条第一項第一号から第三号までの各勘定において、毎事業年度、その損益計算上利益を生じたときは、それぞれ、前事業年度から繰り越した損失をりめ、なお残余があるときは、その残余の額は、損失でん補

準備金として積み立てなければならぬ。

2 事業団は、基金勘定において、毎事業年度、その損益計算上利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならぬ。

(損失の処理)

第二十九條 事業団は、第二十七條第一項第一号から第三号までの各勘定において、毎事業年度、その損益計算上損失を生じたときは、それぞれ、前条第一項の損失でん補準備金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足の額は、繰越欠損金として整理しなければならぬ。

2 事業団は、基金勘定において、毎事業年度、その損益計算上損失を生じたときは、前条第二項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足の額は、繰越欠損金として整理しなければならぬ。

(借入金)

第三十條 事業団は、農林大臣の認可を受けて、長期借入金又は短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならぬ。ただし、資金の不足のため償還することができない金額に限り、農林大臣の認可を受けてこれを借り替えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り替えた借入金は、一年以内に償還

しなければならぬ。

第三十一條 政府は、事業団に対して、長期又は短期の資金の貸付けを行うことができる。

2 前項の規定による貸付金については、利子を徴せず、又は通常の条件より事業団に有利な条件を附することができぬ。

(負担金)

第三十二條 政府は、毎年度、予算の範囲内において、事業団の事務費を負担する。

(余裕金の運用)

第三十三條 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならぬ。

一 国債、地方債又は農林大臣の指定するその他の有価証券の取得

二 農林中央金庫若しくは農林大臣の指定するその他の金融機関への預金又は郵便貯金

三 信託業務を営む銀行又は信託会社への金銭信託

(給与及び退職手当の支給の基準)

第三十四條 事業団は、役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定め、又はこれを変更しようとするときは、農林大臣の承認を受けなければならぬ。

(会計検査)

第三十五條 事業団の会計については、会計検査院が検査する。

(農林省令への委任)

第三十六條 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に関し必要な事項は、農林省令で定める。

第五章 監督

第三十七條 事業団は、農林大臣が監督する。

2 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対して、その業務に関し、監督上必要な命令をすることができぬ。

(報告及び検査)

第三十八條 農林大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若しくは受託者に対し、その業務に関し報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該受託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならぬ。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならぬ。

第六章 雑則

第三十九條 事業団は、農林大臣又は都道府県知事に対して、事業団の業務に関し、助言、資料の提示その他必要な協力を求めることができる。

(解散)

第四十條 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)

第四十一條 農林大臣は、次の場合には、大蔵大臣に協議しなければならぬ。

一 第二十條第一項、第二十六條第四項又は第三十六條の農林省令を定めようとするとき。

二 第二十條第二項、第二十三條第一項又は第三十條第一項若しくは第二項ただし書の認可をしようとするとき。

三 第二十五條第一項又は第三十條の承認をしようとするとき。

四 第三十三條第一号又は第二号の指定をしようとするとき。

第七章 罰則

第四十二條 事業団又は受託者が、第三十八條第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした事業団又は受託者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第四十三條 次の各号の一に該当する場合においては、その違反行為をした事業団の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律の規定により農林大臣の認可又は承認を受けなければならぬ場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第五條第一項の政令の規定に違反して、登記をすることを怠つたとき。

三 第三十九條に規定する業務以外

の業務を行つたとき。

四 第三十三條の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十七條第二項の規定による農林大臣の命令に違反したとき。

第四十四條 第六條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

第一條 この法律は、昭和三十七年二月一日から同月二十日までの範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条から附則第七條までの規定は昭和三十六年十一月一日から、附則第八條の規定は事業団の成立の時から施行する。

(事業団の設立)

第二條 農林大臣は、第十條の例により、事業団の理事長、理事又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長、理事又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に於いて、この法律の規定により、それぞれ理事長、理事又は監事に任命されたものとする。

第三條 農林大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に関する事務を処理させる。

第四條 設立委員は、業務方法書を作成し、農林大臣の認可を受けなければならぬ。

2 第四十一條の規定は、前項の認可をしようとする場合に準用する。

第五条 設立委員は、前条第一項の認可を受け、その他事業団の設立の準備を完了したときは、その事務を附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第六条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第七条 事業団は、設立の登記をすることによって成立する。

（農業共済再保険特別会計等の廃止）
第八条 次に掲げる法律は、廃止する。

一 農業共済再保険特別会計法（昭和十九年法律第十一号）
二 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律（昭和二十五年法律第二十九号）

三 農業共済再保険特別会計における家畜再保険金の支払財源に充てるための一般会計から繰入金に関する法律（昭和二十六年法律第二十九号）

四 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律（昭和二十七年法律第五十号）

五 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための財源措置等に関する法律（昭和二十八年法律第六十二号）

六 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律（昭和二十九年法律第三十三号）

七 農業共済再保険特別会計の歳入不足を補てんするための一般会計から繰入金に関する法律（昭和三十年法律第四十九号）

2 農業共済再保険特別会計の昭和三十六年四月一日に始まる会計年度は、農業共済再保険特別会計法の廃止の時に終るものとする。

3 農業共済再保険特別会計の昭和三十年度及び昭和三十六年度の決算及び決算上の剰余の処理に関しては、なお従前の例による。

（権利及び義務の承継等）
第九条 農業共済再保険特別会計法の廃止の際に農業災害補償法（農業災害補償法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第九号））による改正前の農業災害補償法をいう。）による再保険事業（同法第十二条第二項（同法第十三条の三において準用する場合を含む。）又は第五百十條の二第三項の規定により農業共済再保険特別会計の歳入に繰り入れられる負担金又は補助金に関する事務を含む。）に關し國が有する権利及び義務（農業共済再保険特別会計が國の他の会計に対して有する権利及びこれに対して負う義務を含む。）は、その廃止の時に於いて、事業団が承継する。

2 前項の規定により事業団が國の有する権利及び義務を承継したときは、次の各号に掲げる金額を合計して得た金額に相当する金額

は、政府から事業団に出資されたものとする。

一 その承継の際における農業共済再保険特別会計の再保険金支払基金勘定の昭和三十六年度の支納済歳入額から、同年度の支出済歳出額を差し引いて得た金額

二 農業共済再保険特別会計法が廃止される時までに農業共済再保険特別会計の再保険金支払基金勘定から農業勘定及び家畜勘定へ繰り入れられた繰入金金の合計額から、その時までに再保険金支払基金勘定が農業勘定及び家畜勘定から受け入れた受入金金の合計額を差し引いて得た金額（國への納付金）

第十条 事業団は、その成立の時に於いて、附則第八条第一項第五号及び第六号に掲げる法律の規定により一般会計から農業共済再保険特別会計の農業勘定に繰り入れられた金額の合計額からこれらの法律の規定（同条第三項の規定によりその例によるものとされる場合を含む。）により農業共済再保険特別会計の農業勘定から一般会計に繰り入れられた金額（繰り入れられるべき金額を含む。）の合計額を差し引いて得た金額に相当する金額を國に納付すべき義務を負うものとする。

り、その残余の金額の全部又は一部に相当する金額を、その義務に係る納付金の金額に達するまで、國に納付することにより消滅する。

3 前項の規定により納付金を納付する場合における第二十八條第一項の規定の適用については、同項中「損失てん補準備金として」とあるのは、「附則第十条第一項の規定による國への納付金に充て、なお残余があるときは、その残余の額は、損失てん補準備金として」とする。

4 第四十一条の規定は、第二項の農林省令を定めようとする場合に準用する。

（経過規定）
第十一条 この法律の施行の際に農業共済再保険事業団という名称を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその名称を変更しなければならない。

2 第六條の規定は、前項に規定する期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

第十二條 事業団の最初の事業年度の開始は、第二十二條の規定にかかわらず、その成立の日に始まり、昭和三十三年三月三十一日に終るものとする。

第十三條 事業団の最初の事業年度の収入及び支出の予算、事業計画並びに資金計画については、第二十三條第一項中「当該事業年度の開始前」とあるのは「事業団の成立後遅滞なく」とする。

（登録税法の一部改正）
第十四條 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「日本蚕業事業団」の下に「農業共済再保険事業団」を、「日本蚕業事業団法」の下に「農業共済再保険事業団法」を加える。

（印紙税法の一部改正）
第十五條 印紙税法（明治三十二年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第五條第六号ノ三ノ五の次に次の一号を加える。

六ノ三ノ六 農業共済再保険事業団ノ登録書、帳簿

（所得税法の一部改正）
第十六條 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項第四号の十の次に次の一号を加える。

四ノ十一 農業共済再保険事業団（法人税法の一部改正）
第十七條 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四條第二号中「国民金融公庫」を「農業共済再保険事業団、国民金融公庫」に改める。

第十八條 行政管理局設置法（昭和二十三年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

第二條第十二号中「特定船舶整備公団」の下に「農業共済再保険事業団」を加える。

（農林省設置法の一部改正）
第十九條 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

（農林省設置法の一部改正）
第十九條 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

（農林省設置法の一部改正）
第十九條 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

（農林省設置法の一部改正）
第十九條 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

（農林省設置法の一部改正）
第十九條 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

（農林省設置法の一部改正）
第十九條 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

（農林省設置法の一部改正）
第十九條 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

（農林省設置法の一部改正）
第十九條 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

（農林省設置法の一部改正）
第十九條 農林省設置法（昭和二十四年法律第五十三号）の一部を次のように改正する。

第八條第一項第四号を削り、同項第三号中「及び保險」を「保險

三 農業保險事業団の指導、監督

第七十五條第一項の表中「二九、四四六人」を「二九、三一〇人」に、「六一、二〇一人」を「六一、〇六五人」に改める。

(国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律の一部改正)

請願者 山梨県中巨摩郡昭和村 丸山英雄外五十五名 紹介議員 吉江 勝保君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。	内閣提出農業基本法案成立促進に関する請願 請願者 札幌市北三条北海道農業会議内 亀田信三 石谷 憲男君 堀末 治君 紹介議員 石谷 憲男君 堀末 治君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。	紹介議員 岡村文四郎君 井川 伊平君 石谷 憲男君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。	請願者 青森県三戸郡南郷村農會議長 石屋健一外三十二名 紹介議員 笹森 順造君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。	第二六六二号 昭和三十六年五月二十六日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に関する請願 請願者 富山県氷見市島尾 大 浜三郎 紹介議員 館 哲二君 櫻井 志郎君 青田源太郎君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。
第二六三四号 昭和三十六年五月二十五日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に関する請願 請願者 栃木市大塚町 松本弥一郎外百六名 紹介議員 植竹 春彦君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。	第二六三八号 昭和三十六年五月二十五日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に関する請願 請願者 長野市若松町 大沢甲子郎外二十九名 紹介議員 木内 四郎君 小山 邦太郎君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。	第二六四二号 昭和三十六年五月二十五日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に関する請願(十八通) 請願者 秋田県仙北郡仙北村 武田寅之助外十七名 紹介議員 松野 孝一君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。	第二六四四号 昭和三十六年五月二十五日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に関する請願(三十三通) 請願者 福井県吉田郡志比村飯島 渡辺忠左外三十六名 紹介議員 高橋 衛君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。	第二六六三号 昭和三十六年五月二十六日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に関する請願 請願者 山形県長井市長井農業委員長 竹田米一外十五名 紹介議員 白井 勇君 北島 教真君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。
第二六三五号 昭和三十六年五月二十五日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に関する請願 請願者 横浜市鶴見区鶴見町横浜 市鶴見農業委員会 長 田口晃外百六名 紹介議員 河野 謙三君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。	第二六三九号 昭和三十六年五月二十五日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に関する請願 請願者 茨城県稲敷郡阿見町大字荒川本郷 宮本学外七十九名 紹介議員 郡 祐一君 武藤 常介君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。	第二六四三号 昭和三十六年五月二十五日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に関する請願(二十通) 請願者 福島県相馬郡鹿島町 鎌田清外十九名 紹介議員 石原幹市郎君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。	第二六六一号 昭和三十六年五月二十六日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に関する請願 請願者 熊本県八代郡鏡町 浜田桂三外八名 紹介議員 谷口弥三郎君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。	第二六六四号 昭和三十六年五月二十六日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に関する請願(三通) 請願者 福岡県糸島郡前原町波多江 波多江俊吾外二十九名 紹介議員 野田 俊作君 細木 亨弘君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。
第二六三六号 昭和三十六年五月二十五日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に関する請願 請願者 千葉市長州町 蒲岡正雄外百十七名 紹介議員 小沢久太郎君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。	第二六四〇号 昭和三十六年五月二十五日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に関する請願 請願者 北海道石狩郡当別町北海道農業会議内 鹿野 恵一 この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。	第二六四四号 昭和三十六年五月二十五日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に関する請願(三十三通) 請願者 北海道石狩郡当別町北海道農業会議内 鹿野 恵一 この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。	第二六六一号 昭和三十六年五月二十六日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に関する請願 請願者 熊本県八代郡鏡町 浜田桂三外八名 紹介議員 谷口弥三郎君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。	第二六六四号 昭和三十六年五月二十六日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に関する請願(三通) 請願者 福岡県糸島郡前原町波多江 波多江俊吾外二十九名 紹介議員 野田 俊作君 細木 亨弘君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。
第二六三七号 昭和三十六年五月二十五日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に関する請願 請願者 千葉市長州町 蒲岡正雄外百十七名 紹介議員 小沢久太郎君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。	第二六四〇号 昭和三十六年五月二十五日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に関する請願 請願者 北海道石狩郡当別町北海道農業会議内 鹿野 恵一 この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。	第二六四四号 昭和三十六年五月二十五日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に関する請願(三十三通) 請願者 北海道石狩郡当別町北海道農業会議内 鹿野 恵一 この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。	第二六六一号 昭和三十六年五月二十六日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に関する請願 請願者 熊本県八代郡鏡町 浜田桂三外八名 紹介議員 谷口弥三郎君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。	第二六六四号 昭和三十六年五月二十六日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に関する請願(三通) 請願者 福岡県糸島郡前原町波多江 波多江俊吾外二十九名 紹介議員 野田 俊作君 細木 亨弘君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

請願者 大分市荷揚町大分農 業會議内 中島正人外 二名 紹介議員 後藤 義隆君 村上 春蔵君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同 じである。	第二六六九号 昭和三十六年五月二 十六日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に關す る請願(十二通) 請願者 滋賀県大津市朝日ヶ丘 町八〇八 吉川俊彦外 十一名 紹介議員 西川甚五郎君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同 じである。	紹介議員 山本 米治君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同 じである。 第二六七三号 昭和三十六年五月二 十六日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に關す る請願(七十八通) 請願者 埼玉縣北葛飾郡杉戸 町 白石盛平外七十七 名 紹介議員 上原 正吉君 大泉 寛三君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同 じである。	請願者 埼玉縣南埼玉郡白岡町 大字荒井新田八五三 新井澤外三名 紹介議員 上原 正吉君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同 じである。 第二六七七号 昭和三十六年五月二 十六日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に關す る請願 請願者 三重県津市河辺町 福 森茂外十二名 紹介議員 斎藤 昇君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同 じである。	内閣提出農業基本法案成立促進に關す る請願(二通) 請願者 広島縣山縣郡千代田 町 前沢弘三外一名 紹介議員 岩沢 忠恭君 重政 庸徳君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同 じである。 第二七〇二号 昭和三十六年五月二 十六日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に關す る請願(二通) 請願者 広島縣及三郡三和町 沖原秀夫外一名 紹介議員 宮澤 喜一君 重政 庸徳君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同 じである。 第二七〇三号 昭和三十六年五月二 十六日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に關す る請願(六通) 請願者 京都府舞鶴市北吸舞鶴 市農業委員会内 行永 敷外五名 紹介議員 大野木秀次郎君 青田 源太郎君 井上 清一 君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同 じである。 第二七〇四号 昭和三十六年五月二 十六日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に關す る請願(十六通) 請願者 静岡縣周智郡森町森七 三〇 渡辺徳三郎外 十五名	第二六六六号 昭和三十六年五月二 十六日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に關す る請願(三三通) 請願者 長崎縣西彼杵郡西海 村 松原文作外二名 紹介議員 藤野 繁雄君 秋山 俊一郎君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同 じである。	第二六七〇号 昭和三十六年五月二 十六日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に關す る請願(十三通) 請願者 宮城県玉造郡岩出山町 下野目 片倉富雄外十 二名 紹介議員 高橋進太郎君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同 じである。	第二六七四号 昭和三十六年五月二 十六日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に關す る請願(九十四通) 請願者 東京都豊島原西果鴨四 ノ四〇五 野口永治外 九十三名 紹介議員 植垣邦一郎君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同 じである。	第二六九九号 昭和三十六年五月二 十六日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に關す る請願(十八通) 請願者 岩手縣一関市赤荻字清 水一ノ五 長尾仁平外 十七名 紹介議員 一松 定吉君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同 じである。	第二七〇一號 昭和三十六年五月二 十六日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に關す る請願(四通) 請願者 和歌山市一番丁 石橋 勝外一名 紹介議員 野村吉三郎君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同 じである。	第二六六七号 昭和三十六年五月二 十六日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に關す る請願(七通) 請願者 宮崎市江平町二丁目 吉野房見外六名 紹介議員 平島 敏夫君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同 じである。	第二六七一号 昭和三十六年五月二 十六日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に關す る請願(十五通) 請願者 富山縣氷見市柳田二、 七六四 宮崎兵雄外十 六名 紹介議員 青田源太郎君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同 じである。	第二六七五号 昭和三十六年五月二 十六日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に關す る請願 請願者 徳島縣三好郡池田町 花頼光外五名 紹介議員 紅露 みつ君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同 じである。	第二七〇〇号 昭和三十六年五月二 十六日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に關す る請願(二通) 請願者 和歌山市一番丁 石橋 勝外一名 紹介議員 野村吉三郎君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同 じである。	第二六六八号 昭和三十六年五月二 十六日受理 内閣提出農業基本法案成立促進に關す る請願(九通) 請願者 石川縣加賀市南町 西 出宗一外八名 紹介議員 林屋允次郎君 この請願の趣旨は、第二五九六号と同 じである。
---	--	---	--	---	--	---	--	--	---	---	---	--	---	---

紹介議員 重政 庸徳君
この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第二七〇五号 昭和三十六年五月二十六日受理
内閣提出農業基本法案成立促進に関する請願(三十七通)

請願者 愛媛県東宇和郡宇和町 大字永長 二宮又治外 三十六名

紹介議員 重政 庸徳君 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第二七〇六号 昭和三十六年五月二十六日受理

内閣提出農業基本法案成立促進に関する請願(四十二通)

請願者 新潟県北蒲原郡京ヶ瀬村 小林護外四十一名

紹介議員 佐藤 芳男君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第二七一六号 昭和三十六年五月二十七日受理

内閣提出農業基本法案成立促進に関する請願(四通)

請願者 兵庫県揖保郡林田町伊勢 岩谷源治外三名

紹介議員 青田源太郎君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

請願者 群馬県沼田市沼田利根 沼田農業委員会内 品田元雄外九十三名

紹介議員 野本 品吉君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第二七五一号 昭和三十六年五月二十九日受理

内閣提出農業基本法案成立促進に関する請願(二通)

請願者 高知県南国市東崎 金堂久喜外一名

紹介議員 寺尾 豊君 塩見俊二君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第二七五二号 昭和三十六年五月二十九日受理

内閣提出農業基本法案成立促進に関する請願(三通)

請願者 高知市丸ノ内高知市農業委員会内 泉重幸外二名

紹介議員 寺尾 豊君 塩見俊二君 重政 庸徳君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第二八二四号 昭和三十六年五月三十一日受理

内閣提出農業基本法案成立促進に関する請願

第二八二五号 昭和三十六年五月三十一日受理

内閣提出農業基本法案成立促進に関する請願

請願者 鹿児島県姶良郡福山町 福山一、五七七 豊平金二外十名

紹介議員 田中 茂穂君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第二六五三三号 昭和三十六年五月二十五日受理

大豆かすの自動承認制による輸入方式の即時実施に関する請願

請願者 東京都中央区日本橋小網町三ノ九日本醬油協

紹介議員 後藤 義隆君

この請願の趣旨は、第二五九六号と同じである。

第二六五四号 昭和三十六年五月二十五日受理

大豆かすの自動承認制による輸入方式の即時実施に関する請願

請願者 東京都大田区西六郷一ノ一〇 野々山太郎外一名

紹介議員 笹森 順造君

この請願の趣旨は、第二六五三三号と同じである。

請願者 岡山市南方二三七 川手寛外六十名

紹介議員 加藤 武徳君

農業災害補償制度の根本改正が論議され、関係機関の努力によつて改正案が、国会に提出されるに至つたことは、感謝に堪えないところである。よつて今国会において必ず成立するよう協力せられたいとの請願。

第二七五九号 昭和三十六年五月三十日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願

請願者 高知県高岡郡佐川町本郷一、一六〇 山本勲

紹介議員 塩見 俊二君

農業災害補償制度の改正にあつては、建物等任意共済事業を農協に一元化するよう法制的措置を講ぜられたいとの請願。

第二七六二二号 昭和三十六年五月三十日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願

請願者 岐阜市伊奈波通り一ノ三七 浅野礼吉

紹介議員 田中 啓一君

この請願の趣旨は、第二七五九号と同じである。

第二七六三三号 昭和三十六年五月三十日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願

この請願の趣旨は、第二七五九号と同じである。

第二七六八号 昭和三十六年五月三十日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願

請願者 鳥取県日野郡溝口町宇代三五〇 山中栄知

紹介議員 仲原 善一君

この請願の趣旨は、第二七五九号と同じである。

第二七六九号 昭和三十六年五月三十日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願

請願者 京都府乙訓郡向日町宇上植野小字浄徳八 小林良雄

紹介議員 井上 清一君

この請願の趣旨は、第二七五九号と同じである。

第二七七〇号 昭和三十六年五月三十日受理

建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願(二通)

請願者 長野県上高井郡小布施町福原五ノ一 吉田吉治外二名

紹介議員 小山邦太郎君

請願者 滋賀県神崎郡能登川町
垣見六八一 吉田義美
紹介議員 西川甚五郎君
この請願の趣旨は、第二七五九号と同じである。

第二八〇八号 昭和三十六年五月三十一日受理
建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願
請願者 長野県佐久市大字小宮
山一七六 諸沢計
紹介議員 森 八三二君
この請願の趣旨は、第二七五九号と同じである。

第二八〇九号 昭和三十六年五月三十一日受理
建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願
請願者 富山県東礪波郡城端町
五七 折好一
紹介議員 戸叶 武君
この請願の趣旨は、第二七五九号と同じである。

第二八一〇号 昭和三十六年五月三十一日受理
建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願
請願者 石川県能美郡根上町赤
井四三八 安田外雄
紹介議員 島島徳次郎君
この請願の趣旨は、第二七五九号と同じである。

第二八二二号 昭和三十六年五月三十一日受理
建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願
請願者 北海道空知郡江部乙町
東十一丁目 島津繁雄
紹介議員 西田 信一君
この請願の趣旨は、第二七五九号と同じである。

第二八二三号 昭和三十六年五月三十一日受理
建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願
請願者 岡山県久米郡中央町亀
ノ甲 小枝公一郎
紹介議員 加藤 武徳君
この請願の趣旨は、第二七五九号と同じである。

第二八七三三号 昭和三十六年五月三十一日受理
建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願
請願者 秋田県平鹿郡十文字町
越前字二つ橋八一 大
沼總次
紹介議員 鈴木 壽君
この請願の趣旨は、第二七五九号と同じである。

第二八七四号 昭和三十六年五月三十一日受理
建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願
請願者 北海道上川郡剣淵村
芳賀博夫
紹介議員 北村 暢君
この請願の趣旨は、第二七五九号と同じである。

第二九一一号 昭和三十六年五月三十一日受理
建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願
請願者 鹿児島県国分寺市向花
一、七九七 木場秀雄
紹介議員 谷口慶吉君
この請願の趣旨は、第二七五九号と同じである。

第二九一二号 昭和三十六年五月三十一日受理
建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願
請願者 長崎県市伊良林町一ノ一
〇九 藤野誠
紹介議員 秋山俊一郎君
この請願の趣旨は、第二七五九号と同じである。

第二九一〇号 昭和三十六年五月三十一日受理
建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願
請願者 滋賀県伊香郡木ノ本町
木ノ本一、一一九 小
久保武夫
紹介議員 西川甚五郎君
この請願の趣旨は、第二七五九号と同じである。

第二九三九号 昭和三十六年五月三十一日受理
建物等任意共済事業の農協一元化に関する請願
請願者 埼玉県浦和市針ヶ谷町
二ノ七九 増田久二外
一名
紹介議員 岡村文四郎君
この請願の趣旨は、第二七五九号と同じである。

第二七六四号 昭和三十六年五月三十一日受理
万国国家きん会議誘致に関する請願
請願者 東京都文京区向ヶ丘
生町東京大学農学部畜
産学教室内日本畜産学
会内 斎藤道雄外一名
紹介議員 田中 啓一君
わが国における養鶏は、その技術及び
學術の進歩から見て、世界の五指に入
る地位を占めており、世界の有識者が
ひとしく日本の養鶏の偉大さを認めて
いるところであるが、従来海外に対す
る啓発が十分行なわれなかつたため、
わが国の養鶏及びその関連産業の海外
発展にも不利を招いている点が少なく
ないと考えられるから、きたる昭和
四十一年に開かれる予定の万国国家き
ん会議を日本に誘致して、海外から多数
の養鶏関係者の来日をほかり、わが国
の養鶏及びこれに関連する諸産業の実
情を目のあたりに見せ、またこの方面
の學術的技術的な水準がきわめて高い
ことを知らせることは、まことに意義
深く、養鶏上、はたまた関連産業に益
するところが多岐にわたるものと確信
する。政府は、昭和三十一年オースト
リアで開催される第十二回万国国家き
ん会議において、第十三回会議の日本

第二七六五号 昭和三十六年五月三十一日受理
万国国家きん会議誘致に関する請願
請願者 東京都千代田区神田駿
河台一ノ六社団法人日
本養鶏協会の内第十三回
万国国家きん会議誘致促進
委員会 佐々木清綱外
一名
紹介議員 藤野 繁雄君
この請願の趣旨は、第二七六四号と同じである。

第二七六六号 昭和三十六年五月三十一日受理
万国国家きん会議誘致に関する請願
請願者 東京都千代田区有楽町
一ノ七全国農業会議所
会長 堀本宜実外一名
紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第二七六四号と同じである。

第二七六七号 昭和三十六年五月三十一日受理
万国国家きん会議誘致に関する請願
請願者 東京都千代田区神田駿
河台一ノ六社団法人日
本養鶏協会の会長 伊藤
雄吉外一名
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第二七六四号と同じである。

第二七六五号 昭和三十六年五月三十一日受理
万国国家きん会議誘致に関する請願
請願者 東京都千代田区神田駿
河台一ノ六社団法人日
本養鶏協会の内第十三回
万国国家きん会議誘致促進
委員会 佐々木清綱外
一名
紹介議員 藤野 繁雄君
この請願の趣旨は、第二七六四号と同じである。

第二七六六号 昭和三十六年五月三十一日受理
万国国家きん会議誘致に関する請願
請願者 東京都千代田区有楽町
一ノ七全国農業会議所
会長 堀本宜実外一名
紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第二七六四号と同じである。

第二七六七号 昭和三十六年五月三十一日受理
万国国家きん会議誘致に関する請願
請願者 東京都千代田区神田駿
河台一ノ六社団法人日
本養鶏協会の会長 伊藤
雄吉外一名
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第二七六四号と同じである。

第二七六四号 昭和三十六年五月三十一日受理
万国国家きん会議誘致に関する請願
請願者 東京都文京区向ヶ丘
生町東京大学農学部畜
産学教室内日本畜産学
会内 斎藤道雄外一名
紹介議員 田中 啓一君
わが国における養鶏は、その技術及び
學術の進歩から見て、世界の五指に入
る地位を占めており、世界の有識者が
ひとしく日本の養鶏の偉大さを認めて
いるところであるが、従来海外に対す
る啓発が十分行なわれなかつたため、
わが国の養鶏及びその関連産業の海外
発展にも不利を招いている点が少なく
ないと考えられるから、きたる昭和
四十一年に開かれる予定の万国国家き
ん会議を日本に誘致して、海外から多数
の養鶏関係者の来日をほかり、わが国
の養鶏及びこれに関連する諸産業の実
情を目のあたりに見せ、またこの方面
の學術的技術的な水準がきわめて高い
ことを知らせることは、まことに意義
深く、養鶏上、はたまた関連産業に益
するところが多岐にわたるものと確信
する。政府は、昭和三十一年オースト
リアで開催される第十二回万国国家き
ん会議において、第十三回会議の日本

第二七六五号 昭和三十六年五月三十一日受理
万国国家きん会議誘致に関する請願
請願者 東京都千代田区神田駿
河台一ノ六社団法人日
本養鶏協会の内第十三回
万国国家きん会議誘致促進
委員会 佐々木清綱外
一名
紹介議員 藤野 繁雄君
この請願の趣旨は、第二七六四号と同じである。

第二七六六号 昭和三十六年五月三十一日受理
万国国家きん会議誘致に関する請願
請願者 東京都千代田区有楽町
一ノ七全国農業会議所
会長 堀本宜実外一名
紹介議員 堀本 宜実君
この請願の趣旨は、第二七六四号と同じである。

第二七六七号 昭和三十六年五月三十一日受理
万国国家きん会議誘致に関する請願
請願者 東京都千代田区神田駿
河台一ノ六社団法人日
本養鶏協会の会長 伊藤
雄吉外一名
紹介議員 小山邦太郎君
この請願の趣旨は、第二七六四号と同じである。

第二七六四号 昭和三十六年五月三十一日受理
万国国家きん会議誘致に関する請願
請願者 東京都文京区向ヶ丘
生町東京大学農学部畜
産学教室内日本畜産学
会内 斎藤道雄外一名
紹介議員 田中 啓一君
わが国における養鶏は、その技術及び
學術の進歩から見て、世界の五指に入
る地位を占めており、世界の有識者が
ひとしく日本の養鶏の偉大さを認めて
いるところであるが、従来海外に対す
る啓発が十分行なわれなかつたため、
わが国の養鶏及びその関連産業の海外
発展にも不利を招いている点が少なく
ないと考えられるから、きたる昭和
四十一年に開かれる予定の万国国家き
ん会議を日本に誘致して、海外から多数
の養鶏関係者の来日をほかり、わが国
の養鶏及びこれに関連する諸産業の実
情を目のあたりに見せ、またこの方面
の學術的技術的な水準がきわめて高い
ことを知らせることは、まことに意義
深く、養鶏上、はたまた関連産業に益
するところが多岐にわたるものと確信
する。政府は、昭和三十一年オースト
リアで開催される第十二回万国国家き
ん会議において、第十三回会議の日本

第二八二一號 昭和三十六年五月三十一日受理

万国家きん会議誘致に関する請願

請願者 東京都千代田区神田駿河台一ノ六社団法人日本卵業協会会長 山田庄助外一名

紹介議員 小山邦太郎君

この請願の趣旨は、第二七六四号と同じである。

第二八七一號 昭和三十六年五月三十一日受理

内閣提出農業基本法案反対に関する請願(千七百三十三通)

請願者 北海道帯広市東二条南十七丁目 堀口利雄外一万五千二百二十六名

紹介議員 北村 暢君

内閣提出農業基本法案は、(一)貿易の自由化をすすめる前提で農産物価格を外国食糧と競争できるように安くきめる目的があり、また安い外国農産物を無制限に輸入し国内農産物の作付けをへらしたり、作付けをやめさせようとしている、(二)農地法を改めて、たくさん農地を集めたいものに自由に買い取らせたり、資本家が農業経営に進出できるようにさせたりして、資本家本位の農業をつくりあげようとしている、(三)農産物加工などのため資本家が農村に進出することを援助し、農産物に対する資本家の支配をいっそう強くなる、(四)農民の所得を、農村付近の工場で働く労働者の賃金なみに安くくぎづけにし、すべての労働者が要求している全国一律の最低賃金制度の実現を根底から不可能にし、労働者と農民の低所得の状態を維持しようとしている

る、(五)以上の圧迫にたえられない農民に対しては、貸金、資材、農地取得などのための援助はしないで、農業から出てゆけ(離農せよ)、と首切りを行ない、経済成長政策のための低賃金労働者をつくり出そうとしているものであるから、これを成立させないよう渾身をこめたいとの請願。

第二八七二號 昭和三十六年五月三十一日受理

内閣提出農業基本法案反対に関する請願(千八百九十二通)

請願者 熊本県上益城郡益城町惣領一、二四九 内山秀雄外五万四千四百七十八名

紹介議員 鶴岡 哲夫君

この請願の趣旨は、第二八七一号と同じである。

第二九一四號 昭和三十六年五月三十一日受理

内閣提出農業基本法案反対に関する請願

請願者 京都府綾部市物部志賀郷 平和清一外二百六十四名

紹介議員 野坂 参三君

この請願の趣旨は、第二八七一号と同じである。

第二九二〇號 昭和三十六年五月三十一日受理

内閣提出農業基本法案反対に関する請願

請願者 京都府舞鶴市八幡一、三〇〇ノ二ノ一 山崎文吉外三百五十九名

紹介議員 岩間 正男君
この請願の趣旨は、第二八七一号と同じである。

第二九三六號 昭和三十六年五月三十一日受理

内閣提出農業基本法案反対に関する請願(二二通)

請願者 京都府綾部市梅迫町小西町 梅原巖外七百三十七名

紹介議員 須藤 五郎君

この請願の趣旨は、第二八七一号と同じである。

第二九二三號 昭和三十六年五月三十一日受理

麦対策に関する請願(二二通)

請願者 茨城県猿島郡境町長 高崎新一外四名

紹介議員 郡 祐一君

現在明らかにされている政府の麦対策は、ひとり農民の犠牲を強要するものであり絶対容認することができない。政府は農民所得の増大と農業経営の安定発展を図るため、(一)現行食管法を守り麦を食管法からはずさない、(二)食管法を改正する基本的態度から麦の特別措置の制定を行なわないこと、(三)政府の明らかにした麦対策は農民に犠牲を強要するものであるから、直接的な麦対策に代わる総合的な裏づけ施策を強化すること、等の実現を期せられたいとの請願。

第五十号中正誤

ペシ段 行 誤 正
三五 九百万円 九百万円

昭和三十六年六月二十一日印刷

昭和三十六年六月二十二日発行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局